ISSN 1346-7670

国際会計研究学会　年報

2020年度第 1・2 合併号（通号47・48合併号）

IFRSが日本の会計制度および企業行動に及ぼす影響

Japanese Association for International Accounting Studies

国際会計研究学会　年報

2020 年度第 1・2 合併号（通号 47・48 合併号）

ＩＦＲＳが日本の会計制度および企業行動に及ぼす影響

Japanese Association for International Accounting Studies

国際会計研究学会　年報

—2020 年度第 1・2 合併号（通号 47・48 合併号）—

目　次

Ⅰ　統一論題報告

「IFRS が日本の会計制度および企業行動に及ぼす影響」

■IFRS が日本の会計制度および企業行動に及ぼす影響 …… 薄 井　彰　5

■わが国における原価会計から公正価値会計への変化の要因分析 …… 宮 本 幸 平　15

■IASB の最初の 10 年の戦略と歩み …… 山 田 辰 己　27

Ⅱ　査読論文

■リース会計における貸手の会計処理
—認識中止アプローチを再考する現代的意義— …… 佐 藤　恵　41

■退職給付会計における測定の目的と適用される割引率 …… 髙 井　駿　57

Ⅲ　平松一夫先生を偲んで

■平松一夫教授を偲んで …… 鎌 田 信 夫　69

■平松一夫先生の御逝去に接し …… 野村健太郎　71

■平松一夫先生のご逝去を悼む …… 古 賀 智 敏　72

■平松一夫先生を偲んで …… 橋 本　尚　73

■平松一夫先生を偲んで …… 杉 本 徳 栄　75

■30 年にわたるお付き合いに感謝を込めて …… 山 田 辰 己　77

Ⅳ　Summary of Articles …… 81

Ⅴ　諸規則 …… 85

編集後記／柴健次

Ⅰ　統一論題報告

IFRS が日本の会計制度および企業行動に及ぼす影響

薄 井 彰
早稲田大学

要　旨

本稿は，IFRS が 2000 年以降に日本の会計制度および企業行動に及ぼした影響を歴史的な観点から概観し，今後の日本の会計学のあり方を探る。第 2 次世界大戦後以降，日本は，U.S. GAAP をキャッチアップし，J GAAP を精緻化していった。21 世紀になると，日本は，J GAAP と IFRS のコンバージェンスを促進している。会計制度は，一国経済システムよりもむしろグローバル経済システムの観点から設計されるようになっている。それゆえ，日本がグローバルな合意形成に貢献することがとても重要である。日本の学界と実務界は協調して，グローバルな会計制度設計のための理論的，実証的なエビデンスを提供するべきであろう。さらに，日本の大学は，グローバルな会計制度設計に貢献する人材を育成すべきであろう。

Ⅰ　はじめに

21 世紀，International Financial Reporting Standards（IFRS）が日本の会計制度に強い影響を及ぼしていることは周知の事実であろう。しかしながら，IFRS を基軸とした会計制度設計については理論的にも実証的にも十分に整理されていない。本稿は，歴史的な観点から，2000 年以降，IFRS が日本の会計制度と企業行動にどのように影響したのかを概観し，今後の日本の会計学の在り方を探る。

会計制度を論じる際に，最初に，制度（institutions）を定義しておこう。新制度派経済学の Douglass C. North は，「制度とは社会におけるゲームのルール，よりフォーマルにいえば，人間が編み出した制約であり，その制約は人間の相互作用を形成するものである」（North, 1990, p.3）と定義している。制度は，制定法などのフォーマルルールであり，慣習や社会的な規範などのインフォーマルルールである。この文脈では，会計制度は，金融商品取引法や会社法などの法令や金融庁などの規制当局のガイドラインなどのフォーマルなルールと，企業とそのステークホルダーで暗黙に合意されたインフォーマルなルールからなるといえよう。IFRS は，グローバルマーケットで合意されたフォーマルな会計ルールである。

40 年前，戦後の会計制度設計の主要なアクターの一人であった黒澤清は，日本の会計学が制度の本質を捉えていないことに対して，次のように痛烈な批判を行った。

「明治 23 年に旧商法の経理体系が，そのまま数十年にわたって温存されてきたという事実をどのように説明することができるだろうか。それは，日本の会計学が制度の感覚を欠如し，日本の会計に関する法制度（商法）に対しては，無批判的に追随しながら，欧米の新しい会計理論を，制度の関連を考慮することなしに，無批判的に（あるいは批判的であるとしても，超制度的，超越的ないし単なる技術的批判を交えつつ），輸入してきたことに，その原因があるように思われます。」（黒澤・番場，1979，607 頁）

今もなお黒澤清の批判は当てはまるのだろうか。日本の会計学は，IFRS を慣習や社会的な規範といった制度とどのように関連づけて受け入れているのであろうか。

Ⅱ　第 2 次世界大戦後の会計制度改革

1949 年「企業会計原則」（中間報告）

1949 年に経済安定本部企業会計制度調査会は，第 2 次世界大戦終戦時の社会的な合意として「企業会計原則」を公表した。その前文で，制度設計の趣旨を次のように述べた。

我が国の企業会計原則は，欧米のそれに比較して改善の余地が多く，且つ，著しく不統一であるため，企業の財政状態並びに経営成績を正確に把握することが困難な実状にある。我が国企業の健全な進歩発達のためにも，社会全体の利益のためにも，その弊害は速やかに改められなければならない。

又，我が国経済再建上当面の課題である外資の導入，企業の合理化，課税の公正化，証券投資の民主化，産業金融の適正化等の合理的な解決のためにも，企業会計制度の改善統一は緊急を要する課題である。

仍って，企業会計の基礎を確立し，維持するため，先ず企業会計原則を設定して，我が国国民経済の民主的で健全な発達のための科学的基礎を与えようとするものである。（経済安定本部企業会計制度調査会，1949，

前文）

終戦当時，会計制度は，「外資の導入，企業の合理化，課税の公正化，証券投資の民主化，産業金融の適正化等の合理的な解決」を目的とするものであった。その後，日本の会計制度は，「企業会計原則」を基軸とした「日本の一般に認められた会計原則」（Japanese Generally Accepted Accounting Principles : J GAAP）を形成するに至った（薄井，2015；遠藤・小宮山・逆瀬・多賀谷充・橋本尚，2015）。2000 年頃までの日本の会計制度は歴史的原価主義会計として特徴づけられる。歴史的原価主義のもとでは認識できない収益や費用は損益計算書に計上されないため，その枠組みでのクリーンサープラス関係が保持されていた(1)。この結果，例えば，資産の市場価格と取得原価の乖離，いわゆる「含み益」や「含み損」は簿外になっていた。

1997 年「連結財務諸表の見直しに関する意見書」

1997 年，企業会計審議会は，個別財務諸表の補足情報であった連結財務諸表を主要財務諸表に位置付けることを次のように提言した。

一　我が国における連結財務諸表制度は，昭和 50 年 6 月に当審議会が公表した「連結財務諸表の制度化に関する意見書」に基づき，昭和 52 年 4 月以後開始する事業年度から導入され，今日までに 20 年余が経過している。

　この間，連結財務諸表の提出期限の特例（事業年度終了後 4 か月）の廃止，有価証券報告書の添付書類であった連結財務諸表の有価証券報告書本体への組入れ，セグメント情報の開示の導入及び監査対象化，関連当事者との取引や連結ベースの研究開発活動等の開示項目の充実，連結子会社の範囲に関するいわゆる 10%ルールの撤廃に伴う連結範囲の拡大等，随時，連結財務諸表制度に係る数々の充実・見直しが図られてきた。

二　近年，子会社等を通じての経済活動の拡大及び海外における資金調達活動の活発化など，我が国企業の多角化・国際化が急速に進展し，また，我が国証券市場への海外投資家の参入が増加するなど，我が国企業を取り巻く環境は著しく変化している。

　このような環境の変化に伴い，企業の側において連結経営を重視する傾向が強まるとともに，投資者の側からは，企業集団の抱えるリスクとリターンを的確に判断するため，連結情報に対するニーズが一段と高まってきている。このような状況を反映して，我が国の連結情報に係るディスクロージャーの現状については，なお多くの問題点が指摘されてきた。

三　当審議会は，このような状況に鑑みて，平成 7 年 10 月以降，連結財務諸表を巡る諸問題について審議を行い，本年 2 月，「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書案（公開草案）」を公表して，広く各界からの意見を求めた。

　当審議会は，寄せられた意見を参考にしつつ更に審議を重ね，当該意見書案を一部修正して，これを「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」として公表することとした。

　本意見書は，「第一部　連結ベースのディスクロージャーの充実等について」及び「第二部　連結財務諸表原則の改訂について」から構成されている。

　第一部では，従来の個別情報を中心としたディスクロージャーから，連結情報を中心とするディスクロージャーへ転換を図

ることとし，連結ベースでのディスクロージャーの一層の充実を求めている。

第二部では，議決権の所有割合以外の要素も加味した支配力基準を導入して連結の範囲を拡大するとともに，連結財務諸表の作成手続を整備するなど，連結情報充実の観点から連結財務諸表原則（以下，「連結原則」という。）を改訂している。

四　このような連結財務諸表制度の改革は，

1.内外の広範な投資者の我が国証券市場への投資参加を促進し，

2.投資者が，自己責任に基づきより適切な投資判断を行い，また，企業自身もその実態に即したより適切な経営判断を行うことを可能にし，

3.連結財務諸表を中心とした国際的にも遜色のないディスクロージャー制度を構築しようとするものであり，21 世紀に向けての，活力あり，かつ，秩序ある証券市場の確立に貢献しうると考えるものである。（企業会計審議会，1997，前文）

この前文では，連結情報を「投資者が企業集団の抱えるリスクとリターンを的確に判断する」手段として位置づけている点が特徴的である。(1) 連結情報は企業のリスクとリターンの評価に有効であるかどうか（石塚・河，1987，1989；國村，1987；薄井，2007，2015），(2) 連結情報の開示は企業経営や開示行動に変化をもたらすかどうか（薄井，2015；浅野，2018；中野，2018）。これらは実証的な課題である。

1999-2006 年の会計制度改革

会計制度は，国家の法体系，経済，慣習，文化の影響を受けて進化してきた。国際化の進展は，次第に会計ルールに対する国家の影響を弱めてきている。1990 年代以降，資本市場のグローバリゼーションと金融技術のイノベーションが急激に進展している。とりわけ，デリバティブ（derivatives）と証券化（securitization）の技術によって，企業の有形および無形の資産を基礎とする証券が世界中の市場に転売されることが可能となった（薄井，2015）。

デリバティブと証券化は，会計測定ルールの統一という新たな課題をもたらした。さらに市場監督や規制の執行に関して各国の国際協調が不可欠になっている。例えば，2008 年の米国金融危機に関連して，Ryan（2008）は，FAS No. 157「公正価値による測定」，FAS No. 159「金融資産および金融負債の公正価値オプション」，および FAS No. 140「金融資産の移転およびサービス業務ならびに金融資産の消滅に関する会計処理」がサブプライムローンの会計とディスクロージャーに及ぼす影響を分析し，これらの会計基準を流動性の低い市場に適用したことの問題を指摘している。Kothari and Lester（2012）もまた，金融危機をもたらした原因の一つに証券化に関する公正価値会計を挙げている。

金融サービスのクロスボーダー市場では，国際的な会計規制は重要な課題である。一国市場の開示制度が信頼性欠如や破綻に至った場合には，そのシステマチック・リスクは，各国市場に即座に伝播するからである。

日本では，橋本内閣が 1996 年に金融ビッグバンを開始する以前から，外貨建取引等の会計処理基準の全面改訂に関連して，公正価値会計導入を検討していた。日本の会計制度もまた資本市場のグローバリゼーションと金融技術のイノベーションの急激な進展への対応を余儀なくされたのである。

薄井（2015）によれば，1999 年から 2006 年にかけての一連の会計制度改革は，次の 4 つのフェーズに区分することができる。

第 1 フェーズ（1999 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から実施）
・個別財務諸表から連結財務諸表を中心とした会計制度への転換
・連結キャッシュフロー計算書の開示
・研究開発費会計基準の適用
・有価証券報告書等の記載内容の見直し
・税効果会計基準の適用
第 2 フェーズ（2000 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から実施）
・中間連結財務諸表の開示とその監査
・金融商品会計基準の適用
・改訂外貨建て取引等会計処理基準の適用
・退職給付会計基準の適用
第 3 フェーズ（2005 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から実施）
・固定資産の減損会計基準の適用
第 4 フェーズ（2006 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から実施）
・企業結合会計基準の適用

この期間の会計制度改革は，J GAAP が U.S. GAAP および IFRS とのキャッチアップを完成させる過程として位置付けることができる。第 1 フェーズの改革は，連結キャッシュフロー計算書の開示と税効果会計基準の適用を除けば，従来の会計基準の改訂ないし記載項目の見直しである。第 2，第 3 および第 4 フェーズは企業の損益に影響の大きな制度改革であった。とりわけ第 2 フェーズの歴史的原価主義会計から公正価値会計への移行は，社会が企業の金融投資活動の透明化を要請した結果である（宮本，2021）。

2007 年　企業会計基準委員会と国際会計基準審議会の東京合意

企業会計基準委員会（Accounting Standards Board of Japan: ASBJ）と国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board: IASB）は，2011 年までに会計基準のコンバージェンス（convergence）を達成することを次のように合意した。いわゆる東京合意である。

> 企業会計基準委員会（ASBJ）と国際会計基準審議会（IASB）は，高品質な会計基準へのコンバージェンスは世界各国の資本市場にとって大きな便益をもたらすという考えを共有している。したがって，両者は，日本基準と国際財務報告基準（IFRS）とのコンバージェンスの達成を最終目標とする共同プロジェクトを 2005 年 3 月に立ち上げている。この共同プロジェクトでの議論において，両者は，2 つの基準間の差異を識別し，その差異を解消させるように努めてきた。
>
> 世界中の主要な国々において IFRS の受け入れが拡大していることに照らし，ASBJ と IASB は，日本基準と IFRS とのコンバージェンスの加速化が双方のコンバージェンスに係る共同作業における戦略的な優先事項となっている点で一致している。この目標に従って，ASBJ と IASB は，以下に掲げるように，短期及び長期のコンバージェンス・プロジェクトにおける目標期日の設定を含む方策の推進に合意することとした。この方策を進めるにあたり，ASBJ と IASB は，規制当局を含む関係者と協議すること，及び会計基準の開発における双方のデュー・プロセスに従うことの必要性について認識しているものである。（企業会計基準委員会，国際会計基準審議会，2007）

この東京合意では，ASBJ と IASB が「高品質な会計基準へのコンバージェンスは世界各国の資本市場にとって大きな便益をもたらすという考え」を共有していることが重要である。両者が「高品質な会計基準」にコンバージェン

スに係る共同作業にコミットすることになった。その結果, ASBJ は 2011 年までに J GAAP と IFRS のコンバージェンスを達成することが政策目標となった。この東京合意は，IASB の立場からみれば，IFRS と U.S. GAAP，IFRS と J GAAP のコンバージェンスをそれぞれ進めることによって，IFRS をグローバルに普及させることであった（山田，2021）。

2008 年　欧州証券規制当局委員会（CESR）による J GAAP と IFRS の同等性評価

山田（2021）が指摘するように，2000 年代の会計制度設計にとって極めて重要なことは，次のように, 欧州証券規制当局委員会（CESR）が J GAAP と IFRS の同等性評価をしたことである。

> The measures adopted today, which fall under the Prospectus Directive and Transparency Directive, determine that the GAAPs of US, Japan, China, Canada, South Korea and India are found to be equivalent to International Financial Reporting Standards (IFRS) as adopted by the EU. The Commission will review the situation of some of these countries (China, Canada, South Korea, India) by 2011 at the latest. The Commission will also regularly monitor the ongoing status of equivalence and report to Member States and Parliament where necessary. (European Commission, 2008)

EU は，米国，日本，中国，カナダ，韓国およびインドの GAAPs が IFRS と同等であることを承認した。この結果，日本をはじめ，これらの国の GAAP を適用した企業が, EU 内での資金調達をすることが可能になった。

2011 年には, AEAJ と IASB が 2007 年の東京合意における達成状況を総括した（企業会計基準委員会，国際会計基準審議会，2011）。その総括によれば, 東京合意において短期コンバージェンス・プロジェクトに含まれた会計基準（工事契約，関連会社の会計方針の統一，金融商品の時価開示，資産除去債務，退職給付債務の計算，棚卸資産の評価，企業結合（ステップ１），企業結合時の仕掛研究開発の資産計上）については 2008 年中にコンバージェンスを達成した。短期コンバージェンス・プロジェクトに含まれない会計基準の差異（セグメント情報に関するマネジメント・アプローチの導入，過年度遡及修正，包括利益の表示，企業結合（ステップ２），および無形資産）については, 2011 年 6 月 30 日を目標期日として，会計基準の公表または改正が行われた。2011 年 6 月 30 日後に適用となる新たな基準（金融商品，公正価値測定および開示，連結の範囲，リース，収益認識，退職後給付，財務諸表の表示，資本の特徴を有する金融商品，保険契約，引当金（IAS 第 37 号），ならびに排出量取引など）については，ASBJ は IAS B と緊密に協調して開発を行うことになった。

J GAAP と IFRS/U.S. GAAP のコンバージェンスの方向性

2010 年代以降，日本の会計基準は世界の主要基準である IFRS および U.S. GAAP と国際的に協調しながら, 設定されるようになっている。

例えば，新規の会計基準である「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準委員会，2018）の開発にあたっては，IASB の IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」をベースに開発されている。収益認識に関しては，2014 年に IASB と FASB が大部分をコンバージェンスした基準を公表している（FASB, 2014; IASB, 2014）。収益認識に関する会計基準は，連結財務諸表と個別財務諸表において同一の会計処理を定めることとした点が特徴的である（企業会計基準委員会，2018a，2018b）。個別財務諸

表への IFRS の適用は，連結子会社や連結財務諸表を公表していない中小規模の上場会社にも影響を及ぼすことになる。収益認識に関する開示規制の変更は，広範囲にわたって様々な商慣習や企業行動にも影響を及ぼすことになるであろう。

新規の会計基準と異なり，既存の会計基準のコンバージェンスは，国内ルールとの調整や整合性が要請される。例えば，リース取引に関する会計基準の開発にあたっては，既に 1993 年に「リース取引に係る会計基準に関する意見書」（企業会計審議会第一部会）を公表し，2007 年には，ASBJ が企業会計基準第 13 号「リース取引に関する基準」を公表している。一方で，2016 年に，IFRS と U.S. GAAP をコンバージェンスしたリース会計基準として，IASB が IFRS 第 16 号「リース」，FASB が Accounting Standards Update（ASU）2016-02 号，「リース」（Topic 842）をそれぞれ公表した（IASB, 2016; FASB, 2016）。IFRS および U.S. GAAP のもとでは，ほとんどのリースが資産や負債に計上されることになる。そのため，IFRS あるいは U.S. GAAP を適用しない財務諸表の開示企業であっても，在外子会社にはこれらのリース会計基準が適用される。ASBJ は，2020 年にリース会計基準改正に関する基本的な方針について検討を行っているところである。

日本の法体系における J GAAP, U.S. GAAP, IFRS の併存

日本の法体系では金融庁長官は，IASB が公表した IFRS のうち，公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ，公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれる基準を指定して，「連結財務諸表の用語，様式及び作成方法に関する規則」第 93 条の指定国際会計基準に取り込む。U.S. GAAP については，「連結財務諸表の用語，様式及び作成方法に関する規則」第 95 条において，米国式連結財務諸表を米国証券取引委員会に登録している連結財務諸表提出会社が当該米国式連結財務諸表を法の規定による連結財務諸表として提出することを，金融庁長官が公益または投資者保護に欠けることがないものとして認める場合には，当該会社の提出する連結財務諸表の用語，様式及び作成方法は，金融庁長官が必要と認めて指示した事項を除き，米国預託証券の発行等に関して要請されている用語，様式及び作成方法によることができるとしている。IFRS や U.S. GAAP は，あくまでも金融庁長官が公正妥当な企業会計の基準として認める場合にのみ，日本の法体系に組み込まれるという形式を採用している。

Ⅲ　IFRS 適用の経済的帰結

現在，日本の IFRS 適用は強制ではなく，任意である。セクションⅡで述べたように IFRS と J GAAP の同等性が担保され，かつそれらの基準のコンバージェンスが進展している。こうした環境において，IFRS の適用は資本市場の価格形成や企業行動にどのような経済的帰結（consequence）を及ぼすのであろうか。

日本の資本市場の開示における J GAAP, U.S. GAAP，IFRS の併存

日本証券取引所グループの調べによると，東京証券取引所上場会社 3,671 社（2019 年 4 月決算期から 2020 年 3 月決算期）のうち，IFRS 適用会社 213 社の時価総額は 226 兆円（37%），IFRS 適用決定会社 11 社の時価総額 6 兆円（1%），IFRS 適用予定会社 10 社の時価総額 23 兆円（7%）に達する（東京証券取引所，2020）。

2021 年 4 月時点で，IFRS 適用会社 218 社，IFRS 適用決定会社 14 社，米国会計基準適用会社 11 社（野村ホールディングス，オリックス，キヤノン，村田製作所，ＴＤＫ，ソニー，オムロン，東芝，小松製所，富士フイルムホールディングス，ワコールホールディングス）である。米国会計基準適用会社では，U.S. GAAP から IFRS の適用に変更する会社が増えている。ソニーは 2022 年 3 月期第 1 四半期から，東芝は時期未定であるが，それぞれ IFRS を適用することを機関決定している。

日本では時価総額の大きな会社を中心に IFRS を任意適用する会社が増加しているが，大多数の会社は依然として J GAAP を適用している。日本企業がなぜ IFRS を任意（自発的）に選択するかは，いまだ十分に明らかにされていない。

IFRS 適用と資本コスト

基準設定者の一つの信念は，高品質の基準が資本コストを低下させるということである。例えば，米国証券取引委員会の前委員長 Arthur Levitt は，‘The truth is, high quality standards lower the cost of capital. And that’s a goal we share.’（Levitt, 1998, p.82）と述べている。IASB と ASBJ の東京合意でも，高品質な基準へのコンバージェンスが資本市場に便益をもたらすと主張している。しかしながら，IAS/IFRS の強制適用に関して，ミクロレベルの実証結果は一様ではなく，こうした主張を支持する整合的な結論は得られていない（Daske, Hail, Leuz, and Verdi. 2008, 2013; Florou and Kosi. 2015）(2)。

井上・石川（2014）は 2014 年 3 月期までに IFRS を任意適用した 25 社を調査した結果，IFRS の適用が資本コストを低下させる証拠は確認されなかった。井上（2017）は IFRS 適用のアナウンスメント効果を推計したところ，統計的に有意な正の超過リターンを確認した。井上（2017）は，IFRS 適用による利益のかさ上げの一時的な影響と解釈している。

ノイズ付合理的期待理論の枠組みでは，ディスクロージャーの質が高くなるにつれて，流動性が上昇し，資本コストが低下すると予想されている（Diamond and Verrecchia, 1981; 薄井，2015）。ただし，Leuz and Wysocki（2016）がレビューするように，ディスクロージャーの質と資本コストの関係に関する実証研究の結果は様々である。

J GAAP から IFRS への変更がディスクロージャーの質に向上になるのかは，実証的に確認すべき課題である。前述したように，制度的には J GAAP と IFRS の同等性が担保されている。経済的にも J GAAP と IFRS が同等であるならば，経営者が IFRS を選択するのは，資本コストを低下させることよりもむしろ別の報告インセンティブ，例えば国内外の投資家間のコンフリクト解消，報酬契約，コーポレートガバナンスの強化，レピュテーションなどの目的があると予想される。

IFRS と U.S. GAAP が企業行動に及ぼす経済的帰結

2000 年代以降，IASB と FASB，IASB と ASBJ がそれぞれコンバージェンス共同プロジェクトや協調して基準開発をしている。21 世紀，日本の会計制度には IFRS がビルトインされているといえよう。このため，J GAAP を適用する日本企業であっても，IFRS と U.S. GAAP の影響を強く受けるようになっている。

例えば，セグメント情報に関しては，2010 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度からはインダストリー・アプローチに変えてマネジメント・アプローチによるセグメンテーションを実

施するようになっている。所在地別セグメントの損益情報は投資家にとって有用であったが（薄井，2007），マネジメント・アプローチの導入により，その開示は強制されなくなった。その結果，企業の租税回避行動のインセンティブが増加してしまった（Ho, Ma, and Thomas, 2013; 浅野，2017）。会計基準はけして商慣習や企業行動に無関連ではない。

Ⅳ　結論

第 2 次世界大戦終了後から 20 世紀末まで，日本は，U.S. GAAP をキャッチアップしながら，J GAAP を精緻化していった。21 世紀になると，日本は J GAAP と IFRS のコンバージェンスを進めている。

会計制度は，一国経済システムよりはむしろグローバル経済システムの観点から設計されるようになっている。そのため，日本の会計制度設計にとって重要なことは，日本がグローバルな合意形成にどのように貢献できるかである。日本の学界と実務界は協調して，グローバルな会計制度設計のための理論的，実証的なエビデンスを提供するべきであろう。さらに，日本の大学は，グローバルな会計制度設計に貢献する人材を育成すべきであろう。

注

（1）クリーンサープラス関係については，薄井（1999, 2015）を参照されたい。

（2）IFRS 適用に関する実証研究の文献レビューとしては，例えば，De George, Li, and Shivakumar（2016），草間（2019）を参照されたい。

参考文献

浅野敬志．2017.「多国籍企業の租税回避と所在地別セグメント情報の開示行動」『金融研究』第 36 巻第 1 号：75-114 頁.

浅野敬志．2018.『会計情報と資本市場：変容の分析と影響』中央経済社.

石塚博司，河榮徳．1987.「連結財務諸表の情報効果」『早稲田商学』第 323 号：1-19 頁.

石塚博司，河榮徳．1989.「連結決算報告の情報効果—2 指標モデルによる検証」日本経営財務研究学会編『経営財務と情報』中央経済社：77-110 頁.

井上謙仁．2017.「IFRS 適用のアナウンスメントが日本市場に与える影響」『経営研究』第 67 巻第 1 号：137−155 頁.

井上謙仁，石川博行．2014.「IFRS が資本市場に与えた影響」『証券アナリストジャーナル』第 52 巻第 9 号：28-40 頁.

薄井彰．1999.「クリーンサープラス会計と企業の市場評価モデル」『會計』第 155 巻第 3 号：394-409 頁.

薄井彰．2007.「企業の国際事業展開と利益の価値関連性」『国際会計研究学会年報』2006 年度：61-74 頁.

薄井彰．2015.『会計制度の経済分析』中央経済社.

遠藤博志，小宮山賢，逆瀬重郎，多賀谷充，橋本尚編著．2015.『戦後企業会計史』中央経済社.

企業会計基準委員会（ASBJ）．企業会計基準第 17 号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」.

企業会計基準委員会．企業会計基準適用指針第 20 号「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」

企業会計基準委員会．2018a.「企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」等の公表」（2018 年

企業会計基準委員会．2018b.「収益認識に関する基準」企業会計基準第 29 号（2020 年改正）.

企業会計基準委員会，国際会計基準審議会．2007.「会計基準のコンバージェンスの加速化に向けた取組みへの合意」（2007 年 8 月 8 日）.

企業会計基準委員会，国際会計基準審議会．2011.「ニュースリリース　企業会計基準委員会と国際会計基準審議会が，東京合意における達成状況とより緊密な協力のための計画を発表」（2011 年 6 月 18 日）.

企業会計審議会．1997.「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」（1997 年 6 月 6 日）.

経済安定本部企業会計制度調査会．1949.「企業会計原則（中間報告）」.

草野真樹．2019.「IFRS 適用をめぐる実証研究の棚卸しと展望」『国際会計研究学会年報』第 45・46 合併号：9-27 頁.

國村道雄．1987.「連結決算の資本市場における情報効果」『會計』第 132 巻第 4 号：41-57 頁.

黒澤清，番場嘉一郎．1979.「特別対談　会計学－制度と理論形成」『企業会計』第 32 巻第 5 号：604-618 頁.

東京証券取引所．2020.「会計基準の選択に関する

基本的な考え方」の開示内容の分析」.
https://www.jpx.co.jp/equities/improvements/ifrs/tvdivq00000056g7-att/kaikei.pdf
中野貴之．2018.「セグメント財務報告における経営者の裁量行動―上場企業の内部データに基づく検証―」『会計プログレス』第 19 号：96-112 頁.
宮本幸平．2021.「わが国における原価会計から公正価値会計への変化の要因分析」『国際会計研究学会年報』第 47・48 合併号：15-26 頁.
山田辰己．2021.「IASB の最初の 10 年の戦略と歩み」『国際会計研究学会年報』第 47・48 合併号：27-39 頁.
Daske, H., L. Hail, C. Leuz, and R. Verdi. 2008. Mandatory IFRS reporting around the world: early evidence on the economic consequences. *Journal of Accounting Research* 46 (5):1085-1142.
Daske, H., L. Hail, C. Leuz, and R. Verdi. 2013. Adopting a label: heterogeneity in the economic consequences around IAS/IFRS adoptions. *Journal of Accounting Research* 51(3): 495–547.
De George, E.T., X. Li, and L. Shivakumar. 2016. A review of the IFRS adoption literature. *Review of Accounting Studies* 21(3): 898-1004.
Diamond, D.W., and R.E. Verrecchia. 1981. Information aggregation in a noisy rational expectations economy. *Journal of Financial Economics* 9: 221–235.
European Commission, 2008. Press Release: Accounting: European Commission grants equivalence in relation to third country GAAPs. Press release12 December 2008.
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_08_1962
Financial Accounting Standards Board (FASB). 2000. *Accounting for Transfers and Servicing of Financial Assets and Extinguishments of Liabilities*. Statement of Financial Accounting Standards No. 140. Norwalk, CT: FASB.
Financial Accounting Standards Board. 2006. *Fair value Measurements*. Statement of Financial Accounting Standards No. 157. Norwalk, CT: FASB.
Financial Accounting Standards Board. 2007. *The Fair Value Option for Financial Assets and Financial Liabilities - Including an Amendment of FASB Statement No. 115*. Statement of Financial Accounting Standards No. 159. Norwalk, CT: FASB.
Financial Accounting Standards Board. 2014. Accounting Standards Update No. 2014-09. *Revenue from Contracts with Customers* (Topic 606).
Financial Accounting Standards Board. 2016. Accounting Standards Update No. 2016-02. *Leases* (Topic 842).
Florou, A. and U. Kosi. 2015. Does mandatory IFRS adoption facilitate debt financing? *Review of Accounting Studies* 20(4): 1407-1456.
Ho, O., M. Ma, and W.B. Thomas. 2013. Tax avoidance and geographic earnings disclosure. *Journal of Accounting and Economics* 56(2-3): 170-189.
International Financial Standards Board. 2014. IFRS15. *Revenue from Contracts with Customers*.
International Financial Standards Board. 2016. IFRS16. *Leases*.
Kothari, S. P., and R. Lester. 2012. The role of accounting in the financial crisis: lessons for the future. *Accounting Horizons* 26(2): 335–351.
Leuz, C., and P. Wysocki. 2016. The economics of disclosure and financial reporting regulation: evidence and suggestions for future research. *Journal of Accounting Research* 54(2): 525-622.
Levitt, A. 1998. The importance of high-quality accounting standards. *Accounting Horizons*, 12(1): 79–82.
North, D.C. 1990. *Institutions, Institutional change and economic performance*. Cambridge University Press，竹下公視訳『制度・制度変化・経済成果』晃洋書房，1994.
Ryan, S. 2008. Accounting in and for the subprime crisis. *The Accounting Review* 83(6): 1605-1638.

（謝辞）本稿は，国際会計研究学会第 37 回研究大会（2020 年 8 月 28 日−30 日，京都大学）の統一論題に関する論点を整理し，座長を務めた筆者の見解を示したものである。統一論題報告者の浅野敬志先生（東京都立大学），宮本幸平先生（神戸学院大学），山田辰己先生（中央大学），大会準備委員会委員長の藤井秀樹先生（京都大学），および統一論題討論の参加者との議論から有益な示唆を受けた。本研究は JSPS 科研費（19H01553，19K21705）の助成を受けたものである。ここに記して謝意を表す。

わが国における原価会計から公正価値会計への変化の要因分析

宮 本 幸 平
神戸学院大学

要　旨

本考察は，2000 年以降，IFRS がわが国の会計制度に組込まれ，原価会計から公正価値会計へと基軸が変化している要因につき，経済学の分析ツールである「比較制度分析」を用いて分析することを目的としている。

「比較制度分析」の先行研究に基づくモデル分析の結果，「情報の非対称性」の存在による資金提供者の利得減少のメカニズムが明らかにされるとともに，公正価値会計情報（金融（派生）商品の含み損益など）の表示によって当該減少が緩和され，余剰資金運用活動の正確な査定が可能になることが示されている。これが，公正価値会計に含まれる有効機能であり，わが国の経済社会における当該是認が，IFRS 導入の一要因になったと結論付けている。

また，別のモデル分析では，資金受領者が「リスク中立的」であれば，「情報の非対称性」が存在しても資金提供者の利得が減少しないことが示された。これにつき，わが国企業の現況を見れば，相対的に「リスク回避的」な傾向にあり，かつ手持ち資金が潤沢でない「破産制約」の状態であると判断できることから，やはり「情報の非対称性」の存在が，資金提供者の利得減少の要因になっていると判断した。そこで，公正価値会計による追加的な情報の表示が有用であり，わが国における当該是認が，IFRS 導入の一要因になったと結論付けた。

Ⅰ　考察の目的

本考察は，2000 年以降，IFRS がわが国の会計制度に組込まれ，原価会計から公正価値会計へと基軸が変化している要因につき，経済学の分析ツールである「比較制度分析」(comparative institutive analysis）を用いて分析することを目的とする(1)。

近年において，諸外国で採られた会計制度上の重大な変革的措置として，公正価値による資産および負債の評価を挙げることができる。具体的には，市場価格や将来キャッシュ・フローの割引現在価値によってそれらを評価し，前年からの増減額を損益認識するものである。欧米では，1980 年代以降，金融商品開発の急速的な進展に呼応して，公正価値による当該評価が制度として確立されていった。わが国でも，こうした動きに追随するかたちで，1999 年に，企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」が設定されている。

当該事項に関し，アメリカでは，原価と公正価値のいずれが優位であるか最重要論点として論じられ，公正価値が原価よりも目的適合的であると結論付けられた経緯がある（藤井［2011］，29 頁)。こうした趨勢を勘案し，財務会計基準審議会（FASB）は，国際会計基準審議会（IASB）と共同で検討作業を行い，その成果として「改訂概念フレームワーク」を 2010 年に公表した。そこでは，資産・負債の公正価値評価が眼目とされ，「信頼性」（reliability）に換わる「忠実な表現」(faithful representation）が，財務情報の基礎的な質的特性に位置付けられている。わが国でも，2018 年に，企業会計基準委員会（ASBJ）において，公正価値測定に関するガイダンス及び開示に関する会計基準等の構成につき検討されている。またそこでは，IFRS 第 13 号「公正価値測定」をベンチマークとする旨が示されている。

従前の，歴史的原価に依拠して利益が計算される会計制度のもとでの，プリンシパル（資金提供者）とエージェント（資金受領者）の契約について見れば，多くの場合，エージェントが良質の情報を保有していた（藤井［2017］，25 頁)。そしてそこでは「情報の非対称性」(information asymmetry）が生成され，これが「隠された行動」（hidden action）を誘発した(2)。かかる状況において公正価値会計が適用されれば，プリンシパルが，余剰資金運用活動の成果に関する追加情報を獲得できる。より具体的に言えば，保有する金融（派生）商品の含み益および含み損を把握できるのである。これにより，「情報の非対称性」の緩和化が達成され，プリンシパルにとって，適正な判断による利得増加が期待できる。わが国でも，こうした機能に対する期待から，IFRS が規定する公正価値会計を制度に組入れたと推察することができる。

そこで以下の考察では，公正価値会計への制度変化の要因分析を目途に，まず，「規範演繹的研究」を結論導出の方法に用いる意義につき説明する（第Ⅱ節)。そして，当該方法に沿い，「情報の非対称性」が存在する場合に，資金提供者（プリンシパル）の利得が減少するメカニズムにつき，「規範演繹的研究」を達成できるツールである「比較制度分析」を用いて明らかにしていく（第Ⅲ・第Ⅳ・第Ⅴ節)。しかる後，考察を総括し，原価会計から公正価値会計へと制度変化した要因につき，導出結論を明示する（第Ⅵ節)。

Ⅱ　本考察の結論導出に「規範演繹的研究」を用いる意義

以上のように本考察では，わが国における会計制度の基軸が，原価会計から公正価値会計へ

と変化した要因を明らかにするのが目的である。まず本節では，社会科学研究の一方法である「規範演繹的研究」につき，これを考察の結論導出方法とする意義について説明する。

上記のように重大な制度変化がわが国で起こったのは，従来の原価会計制度に何らかの現実的問題が生じたためと考えることができる。こうした，社会制度に内在する問題に対し，会計学を含む社会科学においては，「当為」（いかにあるべきか）およびその根拠の提示が，度々重視される（徳賀［2012a］，1 頁）。そして，「当為」と根拠の正当性を示すための方法として，目標仮説を設定したうえで，その妥当性を特定の理論に依拠した演繹的推論により検証する「規範演繹的研究」が，しばしば採用されている(3)。

より詳しく言えば，設定される目標仮説につき，そこには必ず「当為」が含まれており，かかる「当為」とその根拠を含んだものが「規範」となる（同上，2 頁）。したがって「規範演繹的研究」においては，設定された目標仮説に含まれる「当為」とその根拠が，普遍性および妥当性を具備することにつき，特定の理論を用いて演繹的に推論することが眼目となる(4)。

本研究について見れば，その目的は，原価会計から公正価値会計へと変化した要因を明らかにすることにある。公正価値会計との対比において，原価会計に存在する主要な問題と考えられるのは，資産・負債の公正価値が測定されず，含み損益が表示されないため，適正な業績評価が出来ないことである。そこで，この問題に対する目標仮説として，「公正価値会計によって『情報の非対称性』が緩和される」が設定される。そこに含まれる「当為」は，「公正価値会計を制度の基軸に据える」である。その根拠には，「公正価値会計が原価会計よりも追加的に有用な情報を表示できる」が示される。

そして，明示された当該根拠につき，普遍性・妥当性を持つことを演繹的に推論することで，目標仮説が適切であるかを検証できる。もし，公正価値会計により有用な追加情報が得られると考えるのが妥当と演繹されれば，当該制度へと変化した要因が，資産・負債の公正価値評価による「情報の非対称性」の緩和機能にあると判断できる。

そこで以下では，冒頭で述べたとおり，経済学の分析ツールである「比較制度分析」を援用し，「当為」の根拠である公正価値会計の相対的有用性について，演繹的に考察する。経済学の「比較制度分析」においては，契約理論もしくはゲーム理論を用い，「情報の非対称性」が存在する現実世界において効率的な資源配分を達成する制度につき研究されている（中林・石黒編［2016］，3 頁）。契約理論およびゲーム理論は，特定のモデルを設定してその均衡点を演繹的に解析するものであり，「規範演繹的研究」の達成が可能となる。そこで，以下の第Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ節では，契約理論の先行研究を本考察に適応させ，考察を進めていく。

Ⅲ　「情報の非対称性」の存在による資金提供者の利得減少メカニズム

本節では，「規範演繹的研究」の方法に沿い，目標仮説に含まれる「当為」の根拠である，「公正価値会計が原価会計よりも追加的に有用な情報を表示できる」ことを示すため，企業（以下，エージェントの立場）において「情報の非対称性」が存在するとき，資金提供者（以下，プリンシパルの立場）の利得が減少するメカニズムにつき，契約理論の先行研究を援用して説明する（本節以下では，中林・石黒編［2016］からの引用につき，ページ番号のみを記してい

る）[5]。

1. 「情報の非対称性」の存在で資金提供者の利得が減少するモデルの設定

最初に，「情報の非対称性」の存在によって資金提供者の利得が減少するモデルの前提として，資金提供者は，企業に資金を提供し，企業はこれを原資として利益獲得のための活動を行うこととする[6]。当該企業の生産性を“y”とし，高い場合（y＝Y）と，低い場合（y＝0）の 2 つがあると仮定する（94 頁）。また，企業が努力をした場合に生産性が高くなる確率が“P”（0＜P＜1），企業が怠けた場合に生産性が高くなる確率が“p”（0＜p＜1）として与えられる（94 頁，ただし P＞p）。

そして，企業が受取る利得は，資金提供者から受け取る資金 w と，自身が活動に投じた努力に依存しており，努力をした場合に，その利得は u (w) － c である（94 頁）。ここで，c は活動で生じる企業の不効用，u (w) は，資金 w により得られる企業の効用を表す（94 頁）。また，怠けた場合には，不効用 c がゼロとなり，その利得は u(w) となる（95 頁）。他方，資金提供者の利得は，企業の生産性 y（Y 又は 0）から出資額 w を差引いた y － w である（95 頁）。

2. 「情報の非対称性」が存在しない場合の資金提供者の期待利得

そして，以上に示されたモデルにおいて，「情報の非対称性」が存在せずに「努力したか怠けたかを十分観察できる」状況を，「最善解」と呼ぶことにする（100 頁）。この状況のもとで，もしも企業が「リスク回避的」[7]な選好をすれば，一定額“W”の提供により，資金提供者の費用を最小化できる（100 頁）。

そこで，一定額“W”につき，どこまで下げて良いか，その下限を制約条件として設定することができる。仮に，企業が当該資金提供者からの資金受け入れを拒否し，他から“V”という一定の利得を確保できるとし，かつ，資金提供者は真面目に働いてもらいたいとすれば，u(w) － c ≥ V（個人合理制約：individual rationality）が成立する（100 頁）。資金提供者は，これを満たす最小の金額，即ち u(W) = c ＋ V を満たす“ W* ”を企業に提示することになる（101 頁）。

3. 「情報の非対称性」が存在する場合の資金提供者の利得減少

次に，企業が「リスク回避的」で，「情報の非対称性」が存在して「努力したか怠けたかを十分観察できない」状況，即ち企業の「活動ぶり」が観察できないケースを想定する。この時，資金提供者にとっては，「企業の成果 ＝ 生産性 ＝“ y ”」のみの観察が可能となり，一定額（ここでは“W”）の出資ができなくなる（102 頁）。

このようなとき，生産性が高い場合（y ＝ Y）に資金提供額を“wh”，低い場合（y＝0）に資金提供額を“wl”とする。そうすると，企業が努力をした場合に，受け取る期待利得は次のようになる（102 頁）。

$$P\,u(wh) + (1-P)\,u(wl) - c \quad \cdots (1)$$

これに対し，企業が怠けた場合には，次のような期待利得を得る（102 頁）。

$$p\,u(wh) + (1-p)\,u(wl) \quad \cdots (2)$$

そして，式 (1) が式 (2) を上回るような，式 (3) が満たされるとき，企業は生産性を上げるべく努力することを選好する。「比較制度分析」では，成立した式 (3) を，誘導整合性制約（incentive compatibility）と呼んでいる[8]。

$$P\,u(wh) + (1-P)\,u(wl) - c \geq p\,u(wh) + (1$$

$-p)\,u(wl)$

$\therefore\ (P-p)\,(\,u(wh)\ -\ u(wl)\,)\ \geq\ c\quad \cdots(3)$

以上より，企業が生産性を上げる努力をするときに満たされる制約条件は，個人合理性制約を表す $P\,uh+(1-P)\,ul\ -\ c\ \geqq\ V$，および誘導整合性制約を表す (3)式の 2 つで，これを満たす資金提供額“wh”と“wl”のなかで，資金提供者の期待利得である式 (4)を最大にするものが，資金提供者にとっての最適な資金提供契約となる(9)。

$$PY-(\,Pwh+(1-P)\,wl\,)\quad \cdots(4)$$

ここで，PY は一定であるため，資金提供者にとっては，企業への資金提供額の期待値 $Pwh+(1-P)\,wl$ を最小化することにより，期待利得が最大値となる。この最適額（契約額）を（wh^{**}，wl^{**}）とすると，これは，上述の「個人合理性制約」の式と「誘導整合性制約」の式の両方が等式で満たされる，“wh”と“wl”の値により決定される。

そこで，効用水準 uh（＝ u(wh) ）と ul（＝ u(wl) ）を用いて，2 つの制約式を書き直すと，次のようになる（104 頁）。

$$P\,uh+(1-P)\,ul\ -\ c\ \geq\ V\quad \cdots(5)$$

$$(P-p)\,(uh\ -\ ul)\ \geq\ c\qquad \cdots(6)$$

そして，不等式 (5) と (6) をみたすような uh と ul の組合せのなかで，2 つの式の交点 である（uh^{**}, ul^{**}）において，資金提供者の出資額（期待値）の最小化が達成される(10)。

そこで，「情報の非対称性」が存在し，資金提供者が企業の「活動ぶり」を十分に観察できない場合，最適出資契約（wh^{**}，wl^{**}）について，式 (6) の $(P-p)\,(uh\ -\ ul)\geq c$ および $c>0$，$P>p$ から，$u\,(wh^{**})>u\,(wl^{**})$ となり，かつ効用関数 u は出資額に関して増加関数であるため，$wh^{**}>wl^{**}$ が成立する（105 頁）。

この不等式の意味する所は，生産性が高いときに企業が得る wh が，生産性の低いときに得る wl よりも低ければ，企業は追加的な費用 c をかけてまで，真剣に生産性を上げる努力をしないことである（105 頁）。したがって資金提供者にとって，企業の生産性が高い場合には，生産性が低い場合よりも，相対的に多い出資額を支払わされることが明らかとなる（105 頁）。

4. 小括 ―「情報の非対称性」の存在による資金提供者の利得減少 ―

以上のモデル分析により，企業が「リスク回避的」で，かつ「情報の非対称性」が存在せずに「活動ぶり」が観察できる場合には，資金提供者が企業のリスクをすべて吸収できるため，出資を一定額“W”にできることが示された（106 頁）。これに対し，企業が「リスク回避的」で「活動ぶり」が観察できない場合には，その生産性に応じて出資額が変動してしまい，$wh^{**}>wl^{**}$ が成立するため，企業のリスクすべてを資金提供者が負担できず，効率的なリスク配分は達成されないことが確認された（106 頁）。

現実的に見て，企業の「活動ぶり」としての生産性が直接に観察できない以上，次善の策として，達成される生産性に応じた出資額を決めることで，間接的に企業努力のインセンティブを引き出さざるを得ない（106 頁）。そこにおいて，資金提供者は，効率的なリスク配分を諦めざるを得ず，企業にリスクの一部を負担してもらうことになる（106 頁）。企業に固定的な資金提供（ここでは“W”）が行われてリスクが負担されない場合には，生産性向上のインセンティブを持たないからである(11)。

この様な導出結論につき，これを本考察のテーマに引き寄せて考えれば，目標仮説である「公正価値会計によって『情報の非対称性』が緩和される」につき，その根拠である「公正価

値会計が原価会計よりも追加的に有用な情報を表示できる」は，妥当性を持つと判断できる。資金提供者である投資家および銀行は，企業における余剰資金運用の「活動ぶり」としての，金融（派生）商品の含み損益が観察できなければ，「隠された行動」の状態に陥る。当該活動の成果が十分に観察できず，結果として利得減少が生じる確率が高まるのである。こうした負の効果を減衰させるには，金融（派生）商品の公正価値評価とその表示が有効であり，このことに起因して，原価会計から公正価値会計へと，制度が変化したと考えることができる。

Ⅳ　企業の「活動ぶり」が観察できず資金提供者の利得減少を緩和できる条件

以上の考察により，エージェントである企業が「リスク回避的」でかつ「情報の非対称性」が存在する場合に，資金提供者の利得が減少するメカニズムが明らかとなった。これに対し，企業が「リスク中立的」(12)であることを前提条件とすれば，企業の「活動ぶり」を資金提供者が観察できなくても，最適の利得を獲得することが可能となる（中林・石黒編［2016］，106頁）。以下では前節に引き続き，比較制度分析の先行研究を援用して当該メカニズムを明らかにする（本節でも，中林・石黒編［2016］からの引用については，ページのみを記す）。

1.　企業が「リスク中立的」で「働きぶり」が観察できるケース

いま，エージェントである企業が，利得の期待値の大きさのみが重要な「リスク中立的」志向でかつ生産性向上の努力をし，プリンシパルである資金提供者が，「働きぶり」を十分に観察できるケースを想定する。このとき，リスク・シェアリングの問題は生じず，企業に固定額を支払う必要が無くなる（106 頁）。そのため，資金提供者も企業も，提供資金額の期待値 $P\ wh + (1-P)wl$ の大きさだけに関心を持つ（106-107 頁）。したがって，企業が受け入れる最低の期待受取額は，個人合理性制約に起因して $P\,wh + (1-P)\,wl = V + c$ であり，資金提供者の期待利得は $PY - (P\ wh + (1-P)\,wl) = PY - c - V$ …(7)　となるため，これを正と仮定すれば，条件式 $PY-c-V > 0$ が導出される（107 頁）。

これに対し，企業が「リスク中立的」でかつ生産性向上の努力をせず，資金提供者が「働きぶり」を十分に観察できる場合は，$p\ wh + (1-p)\,wl \geqq V$ となり，企業における最低の期待受取額は，個人合理性制約により $p\,wh + (1-p)\ wl = V$ であるため，資金提供者の期待利得は $pY-V$ となる（107 頁）。そして，「働きぶり」が観察できる時，資金提供者にとって，生産性を上げるべく企業に努力してもらった方が期待利得が高いと仮定すると，$PY - c - V > pY-V$ より，$PY- c > pY$ …(8) が成立する（107 頁）。

2.　企業が「リスク中立的」で「働きぶり」が観察できないケース

他方，企業が「リスク中立的」で，かつ「働きぶり」が十分に観察できない状況では，資金提供者が固定額を支払う必要がないため，支払額として，$wh = Y - T$，および $wl = y - T$（T: 固定額, $T = PY-c-V$）が与えられる（107 頁）。支払額 wh は，生産性 Y（y=Y）から資金提供者の期待利得を差し引いた額であり，支払額 wl は，生産性ゼロ（y=0）から資金提供者の期待利得を差し引いた額となる。このような出資契約のもとで，企業が生産性向上の努力をした場合，その期待利得は，$P\,wh + (1-P)\,wl$

－ c ＝ PY－T－c …(9) となる（107 頁）。他方，生産性向上の努力をしなかった場合，企業の期待利得は pwh ＋ (1－p) wl ＝ pY－T …(10) となる（107 頁）。

ここで，前項（Ⅳ．1）で設定された仮定によれば，生産性向上の努力をしてもらった方が出資者の期待利得が大きく，PY－ c ＞ pY …(8) が成立している。これにより，(9) ＞ (10) が成立するので，企業は，生産性向上の努力をすることを選択する（108 頁）。そこで資金提供者は，P (Y－wh) ＋ (1－P) (－wl) ＝ T ＝ PY－c－V …（11）の期待利得を獲得できる（108 頁）。これは，「働きぶり」が観察できる場合の期待利得である，PY － c － V …(7) と一致する（108 頁）。

そこで，もしエージェントである企業が「リスク中立的」で，プリンシパルである資金提供者が，「情報の非対称性」の存在により「働きぶり」を観察できない場合でも，それが観察できる場合と同等の利得を獲得することが可能となる（108 頁）。企業への出資につき，仕事の生産性そのものである Y－T（即ち wh）を支払うことで，自身の期待利得と合致した目的を企業に持たせることができ，努力のインセンティブを与えることができるのである（108 頁）。同時に，固定額 T ＝ PY－ c － V を出資額から差引くことで，資金提供者は，最善解（プリンシパルがエージェントを観察できる状態での契約）と同じ期待利得を獲得することができる（108 頁）。したがって，企業が「リスク中立的」である場合，企業の「働きぶり」を資金提供者が観察できずに「情報の非対称性」が存在するときでも，各々が最大の利得を獲得できる。

以上の「規範演繹的研究」による導出結論につき，本考察のテーマに引き寄せて考えれば，まず，日本企業は海外企業と比べ，相対的に「リスク回避的」であると想定でき得る。リスクの変動に関心が無い場合に「リスク中立的」となるが，高度経済成長期を既に過ぎたわが国では，多くの企業で，そのような立場を採らないのである。そして，多くの企業が「リスク中立的」でなければ，「情報の非対称性」の問題が社会的に顕現化することになる。そこで，こうした企業への資金提供可否の意思決定には，追加の会計情報が必要となる。それへの対応の一端として，余剰資金運用活動で保有する金融（派生）商品の適切な価額評価と損益認識のために，公正価値会計が有用となる。

したがって，わが国の企業が置かれた上記状況を勘案すれば，目標仮説である「公正価値会計によって『情報の非対称性』が緩和される」につき，その根拠である「公正価値会計が原価会計よりも追加的に有用な情報を表示できる」は，妥当性を持つと判断することができる。そしてこれに起因して，原価会計から公正価値会計へと制度が変化したと考えることができる。

Ⅴ　企業が「リスク中立的」でも資金提供者の利得が減少するケース

以上の考察により，企業が「リスク中立的」であれば，「情報の非対称性」が存在しても，資金提供者の利得最大化が達成可能であることが説明された。

ただし先行研究によれば，その場合でも，企業が保有する資金量に制約がある場合には，資金提供者の利得の最適化を達成できない状況が起こり得る。本節では，これまでと同様に「比較制度分析」の考察を援用し，その様な状態に陥るメカニズムを明らかにする（本節でも，中林・石黒編［2016］からの引用につき，ページのみを記す）。

いま，ある企業が保有する資金が十分でないため，そこへの出資は常にゼロ以上が必要であり，wh ≥ 0，および wl ≥ 0 を必ず満たされなければならないとする[13]。この場合，前節で示された契約は wl＝－T＝－（PY－ c －V）＜0 で，出資金がマイナスとなることから，契約が実行できない可能性が出てくる（108 - 109 頁）。

そこで次に，こうした制約が存在する場合に，資金提供者にとって，どのような資金提供契約が成立し得るかを考える。企業が「リスク中立的」な場合，資金提供者が直面する制約条件は，前述の wh ≥ 0，wl ≥ 0 に加え，誘因整合性制約（IC）：P wh + (1－P)wl － c ≥ pwh + (1－p)wl，および個人合理性制約（IR）：P wh + (1－P)wl － c ≥ V である（109 頁）。

ここで，IR を等号で満たす組合せの直線よりも，IC を満たす組合せの方が上方にあると仮定する（図 1）。これは，他の出資者から得られる一定の出資額“V”よりも多い利得を，企業が必ず得られるケースである。そして，資金提供者の目的は，企業へ支払う資金の期待値 P wh + (1－P)wl の最小化であることから，図 1 でこれを最小化する組合せは A 点になる（109 頁）。

図 1 破産制約が存在する場合の最適契約

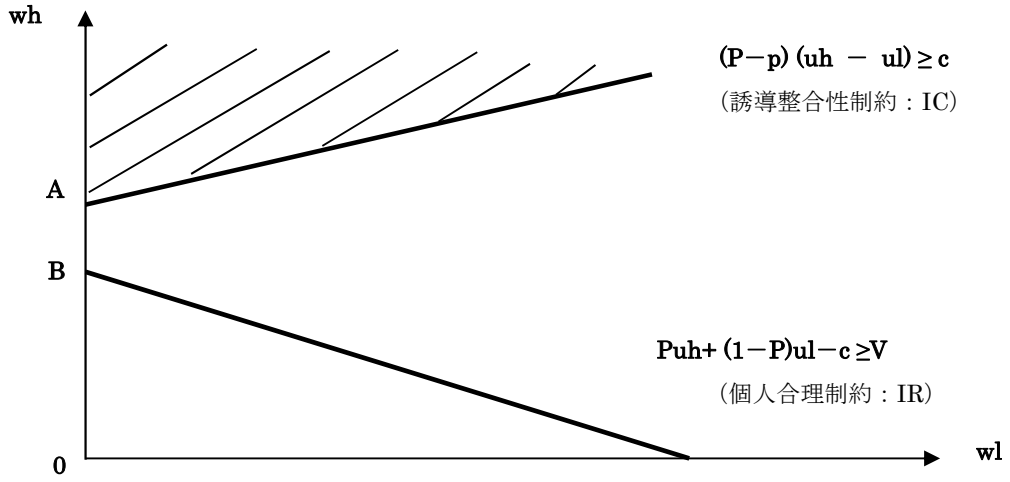

出所：中林・石黒編［2010］，110 頁。

なぜなら，まず個人合理制約（IR）：P uh + (1－P) ul － c ≥ V を等号で満たす賃金の組合せは，P wh + (1－P) wl = c + V である（109 頁，左辺は資金提供者が支払う金額）。同様にして，任意の定数 D に対して，P wh + (1－P) wl = D（∴ wh=$-\frac{1-P}{P}$wl+$\frac{D}{P}$ ）となる wh と wl の組合せも，図中の直線 IR と同じ傾きを持つ（110 頁）。ここで，D は資金提供者の支出額の期待値の大きさを表しているので，D が小さいほど資金提供者には望ましいことになる（110 頁）。異なる D の値に対して直線 wh ＝ $-\frac{1-P}{P}$wl ＋ $\frac{D}{P}$ を考えると，図 3 の斜線領域内で D が最小となるのは点 A であり，そこにおいて資金提供者の費用が最小値となる（110 頁）。

そこで，IC に wl = 0 を代入すると wh = $\frac{c}{P-p}$ となるため，(wh, wl) = （$\frac{c}{P-p}$,0）が最適な出資金の組合せとなる（110 頁）。そしてこの時，資金提供者が得る期待利得は，PY－(P wh + (1

$-P)wl) = PY - P\frac{c}{P-p}$ となる。これと，「活動ぶり」が観察できる場合の資金提供者の期待利得 PY－c－V とを比べると，IR: $P\ wh + (1-P)wl \geq V + c$ ，$wh = \frac{c}{P-p}$ ，wl=0 より，$\frac{Pc}{P-p} \geq V + c$ となるため，$PY-c-V \geq PY-\frac{Pc}{P-p}$ であり，資金提供者の期待利得は，「活動ぶり」が観察できる場合よりも小さくなる（110 頁）。したがって，破産制約が存在し，かつ“V”（他の出資者から得られる一定の出資額）よりも多い利得を必ず企業が得られる場合，その企業が「リスク中立的」であっても，資金提供者は最善解，即ち「情報の非対称性」が存在しない状況のもとで得られる利益獲得を達成できないことになる（110 頁）。

したがって以上より，企業の「破産制約」が存在するとき，企業に対し「働きぶり」を良くするインセンティブを与えるため，「生産性」が高いときに支払う資金を引き上げざるを得ず，支出額の期待値が必然的に上昇することになる（111 頁）。こうして，たとえ企業が「リスク中立的」であっても，そこに「破産制約」が存在する場合には，資金提供者の利得減少が生じることになる。

以上の「規範演繹的研究」による導出結論を，本考察に引き寄せて考えれば，わが国の多くの企業では，バブル崩壊やリーマン・ショック，および円高不況の影響により資金不足に陥り，「破産制約」と似通った状況が生じやすくなったと考えることができる。そこにおいては「隠された行動」の場合が誘発されやすく，延いては「情報の非対称性」の顕現化に繋がりやすい。たとえ企業が「リスク中立的」であっても，資金提供者にとっては，利得減少を余儀なくされる。そのため，企業の「働きぶり」，具体的には余剰資金運用活動において保有する金融（派生）商品の含み損益が観察できれば，「情報の非対称性」を緩和することが可能となる。

こうして，わが国の多くの企業が「破産制約」に近似した状況にあることを前提とすれば，目標仮説である「公正価値会計によって『情報の非対称性』が緩和される」につき，その根拠である「公正価値会計が原価会計よりも追加的に有用な情報を表示できる」は，妥当性を持つと考えられる。そして，これに対する社会是認に起因して，原価会計から公正価値会計へとわが国の制度が変化したと考えることが可能である。

Ⅵ　考察の結論

以上のとおり，本考察では，IFRS がわが国の会計制度に組込まれ，原価会計から公正価値会計へと変化した要因につき，「比較制度分析」を用いて演繹的に分析された。ここで導出された結論の要諦は，次のとおりである。

- 企業が保有する金融（派生）商品の含み益・含み損の表示により，「情報の非対称性」が緩和され，余剰資金運用活動の正確な査定が可能になる。これが，公正価値会計に含まれる有用的機能であり，わが国の経済社会における当該是認が，公正価値会計導入の一要因になった。
- 企業の「働きぶり」を資金提供者が観察できず，「情報の非対称性」が顕現化している場合でも，企業が「リスク中立的」な場合には，双方が，最大の利得を獲得することが可能である。但し日本の企業は，海外企業と比べて相対的に「リスク回避的」であると想定ができるため，「働きぶり」を観察するために公正価値会計情報を利用する効用は大きい。わが国の経済社会にお

ける当該是認が，公正価値会計導入の一要因になった。

- 企業が「リスク中立的」であっても，手持ち資金が少なく「破産制約」の状態に置かれていれば，「情報の非対称性」が顕現化し易く，これによって資金提供者の利得減少の可能性が高まる。そこで，企業の余剰資金運用活動が観察できれば，「情報の非対称性」の緩和化に繋がる。わが国の経済社会における当該是認が，公正価値会計導入の一要因になった。

このように，公正価値会計の制度化が進展すれば，エージェントが保有する資産の含み益・含み損をプリンシパルが把握でき，正確な業績の査定が可能となる。わが国では，こうした機能を社会の多メンバーが是認することにより，当該導入が進んだと考えることができる。また，わが国の企業は「リスク回避的」な傾向にあり，かつ手持ち資金が潤沢と言えないことから，「情報の非対称性」の存在がプリンシパルにとってマイナスに作用しており，これが公正価値会計導入を促進させたとも考えられる。

注

(1)「比較制度分析」は，経済システムをさまざまな制度の集まりと考えることで，資本主義経済システムの多様性とダイナミズムを分析しようとする経済学の研究分野である（青木・奥野編［1996］，1 頁）。そこでは，経済社会の特質につき，①どのような制度配置がその内部に成立しているかによりさまざまな資本主義経済システムが存在しうる（資本主義経済システムの多様性）と見なし，②一つの制度が安定的な仕組みとして存在するのは特定の行動パターンが普遍的になればなる程それを選ぶことが戦略的に有利になる（制度の戦略的補完性）と見なしている（同上，2 頁）。

(2) プリンシパルが出資する以前に私的情報が存在する場合を「隠された情報」(hidden information) と呼び，出資した後に私的情報が存在する場合を「隠された行動」（hidden action）と呼ぶことがある（中林・石黒編［2016］，93 頁）。本考察では，エージェントである「企業」が資金提供を受けた後に，「努力したか怠けたか」についての私的情報を有することが想定されるため，「隠された行動」の場合が前提とされている。

(3) 徳賀［2012b］，144 頁参照。また，目標仮説と，帰納的に観察された事実との乖離の大きさを指摘し，その解決策を提示する「規範帰納的研究」によっても，必然的結論が導出され得る（徳賀［2012a］，1 頁）。「規範演繹的研究」においては，精度が高い演繹的推論が要求され，「規範帰納的研究」では，事実の観察に対する科学性の具備が必要となる（同上，1 頁）。

(4) 徳賀［2012a］，2 頁参照。このように，一般的・普遍的な前提理論により，経験に頼らない個別的な結論，および会計の普遍的な説明に到達させようとするのが，演繹的推論の眼目である（徳賀［2012b］，161 頁）。

(5) 本節で取り上げる，中林・石黒編［2016］のモデルは，宮本［2018］，139-144 頁，および宮本［2020］，120-123 頁でも取り上げられ，考察に援用されている（当該論考の責任は筆者にある）。そこでは，将来にエージェントが獲得する利得総計の現在価値である「フランチャイズ・バリュー」の査定を困難にするものとして，「隠された行動」の作用が説明されている。

(6) 中林・石黒編［2016］では，プリンシパルである「企業」とエージェントである「労働者」の間に交わされる契約が，モデルの前提である。これに対し本考察では，プリンシパルを「資金提供者」，エージェントを「企業」に置き換えて，同じモデルを援用している。一方が資金を提供したうえで，他方に対して活動のモニタリングを行うという関係が同一であると，ここでは判断している（本論考の責任は筆者にある）。

(7) エージェント（ここでは企業）が，利得の期待値が同じならば受取金額変動のリスクを嫌う傾向にある場合，「リスク回避的」な選好を持っていると言う（中林・石黒編［2016］，97 頁）。

(8) 式（3）では，企業が怠けず努力をすると，怠けた場合と比べて P － p だけ，生産性が高くなる確率が上昇することが表わされている（中林・石黒編［2016］，103 頁）。ここで，c は努力をしたときに生じる費用なので，式（3）は，努力をすることで得られる追加的利益が，追加的費用を上回ることを示しており，これが満たされたときに，企業は生産性を上げる努力を積極的に行うことになる（同上，103 頁）。

(9) この期待利得について見ると，確率 P で達成成果は高くなるので，このとき資金提供者は，Y の生産性に見合った収入を得る。他方，確率 1－P で成果は低くなり，資金提供者は成果に見

合った収入＝0 を得るため，トータルの期待値は PY となり，これが資金提供者にとっての収入の期待値を示す。他方，資金提供者が支払う資金の期待値は，成果が高かったときには資金 wh を支払い，成果が低かったときには資金 wl を支払うので，Pwh + (1－P) wl となる。そこで，PY からこれを差し引くことで，資金提供者の期待利得が PY－(Pwh + (1－P) wl) となる（同上，103 頁）。

（10）この理由については，中林・石黒編［2016］，105 頁参照。また，補遺においても，具体的に説明されている。

（11）中林・石黒編［2016］，106 頁参照。因みに，こうした非効率的リスク配分に起因して，資金提供者が獲得できる期待利得 $\Pi = PY - (\mathrm{P\,wh}^{**} + (1-\mathrm{P})\,\mathrm{wl}^{**})$ は，企業の「活動ぶり」が観察できる場合の期待利得 $\Pi = PY - W^{*}$ と比べて低い値となる（同上，106 頁）。

（12）利得の期待値の大きさのみが重要で，その変動には関心が無い場合，エージェント（ここでは企業）はリスクに対して中立的な立場にあると考えられ，この時「リスク中立的」と呼ぶ（中林・石黒編［2016］，97 頁）。

（13）この条件は「破産制約」と呼ばれる（中林・石黒編［2016］，108 頁）。尚，中林・石黒編［2016］では，「労働者がまったく資産をもっておらず，企業が支払う賃金が常にゼロ以上でなければならない。」という前提である。これに対し本考察では，企業が資金提供者から得られる一定額“V”よりも多く資金が得られることが前提であるため，wh ≥ 0，および wl ≥ 0 が制約条件となっている。

参考文献

青木・奥野編［1996］『経済システムの比較制度分析』東京大学出版会。

徳賀芳弘［2012a］「規範的会計研究の方法と貢献」『日本会計研究学会第 71 回全国大会統一論題報告資料』。

――　［2012b］「会計基準における混合会計モデルの検討」『金融研究』2012 年第 7 号，144 頁。

中林真幸・石黒真吾編［2016］『比較制度分析・入門』有斐閣。

藤井秀樹［2011］「FASB/IASB 改訂概念フレームワークと資産負債アプローチ」『国民経済雑誌』第 204 巻第 1 号，29 頁。

――　［2017］『入門財務会計 第 2 版』中央経済社。

宮本幸平［2018］「契約理論による公正価値会計情報の有用性の考察」『會計』第 194 巻第 2 号，139-144 頁。

――　［2020］『公正価値会計情報の有用性』森山書店。

補遺　「誘導整合性制約」線と「個人合理制約」線の交点で資金提供者の資金提供額が最小となる理由

以下，中林・石黒［2010］，104-105 頁，および 133 - 134 頁を参照して説明する。仮に式(5)が等式で満たされないとすると，P uh + (1－P) ul － c ＞ V となる。この時，uh と ul を同じ大きさだけ少し小さくしても，この不等式は成立する。また式(6)の (P－p) (uh － ul) ≥ c は，uh と ul を同じ大きさだけ変化させても影響を受けない。そこで資金提供者は，この 2 式を満たしつつ企業に支払う出資金 uh と ul を減らすことができる。したがって，P uh + (1－P) ul － c ≥ V が等号で満たされないような uh と ul は，プリンシパルの費用最小化とはなっていない。これは矛盾するので，式(5)は等号で満たされ，P uh + (1－P) ul － c ＝ V が成立する。

次に，式(6)も等式となる。もし等式で満たされないとすると，(P－p) (uh － ul) ＞ c となる。ここで，上述のとおり P uh + (1－P) ul ＝ V + c は成り立つ。次頁の図は，効用関数 u = u (w) において，w は出資額，u は効用水準であることを表わす。企業への出資額の期待値 P wh + (1－P)wl は 0A で表わされる。

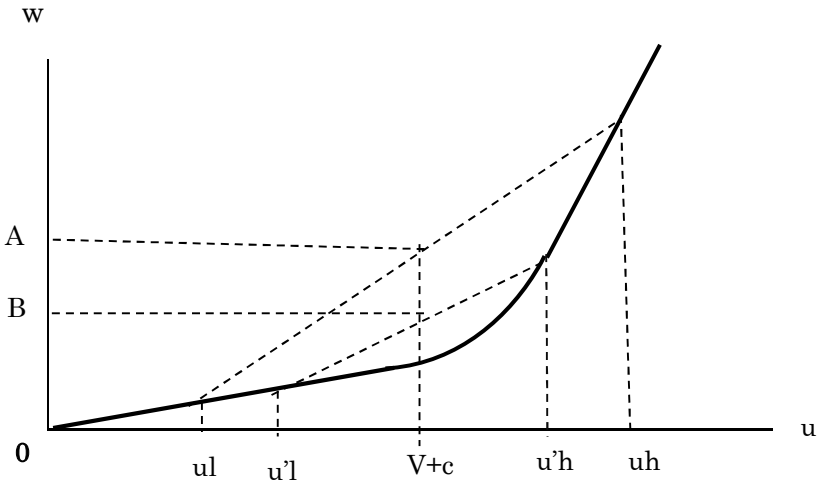

出所：中林・石黒編［2010］，134 頁。

そして，P u'h + (1−P) u'l ＝ V + c を満たす効用水準 u'h と u'l を考える。u'h と u'l が，もとの uh と ul と乖離していなければ，もとの前提により，(P−p) (uh − ul) ＞ c が成立する。いま，u'h と u'l に対応する出資金を w'h と w'l とすれば，図より，出資額の期待値 P w'h + (1−P)w'l （図の 0B）は，先の P wh + (1−P)wl （図の 0A）よりも小さくなっている。よって，(P−p) (uh − ul) ＞ c のように等号でないとき，資金提供者は，この条件を満たしながら，出資額の期待値を減少させることができる。これは資金提供者の利潤最大化と矛盾するため，(P−p) (uh − ul) ＝ c でなければならない。

以上より，2 式は等式でなければならないから，その交点（uh^{**}，ul^{**}）において，資金提供者の出資額の期待値が最小となる。

IASB の最初の 10 年の戦略と歩み

山 田 辰 己
中央大学

要　旨

現在，国際財務報告基準（IFRS）は，米国会計基準とともに世界の 2 大会計基準として機能しており，144 の国と地域で強制適用または一部企業への適用が行われている。しかし，国際会計基準審議会（IASB）の設立当初（2001 年）にはそのような状況にはなく，IASB は，グローバル基準の設定主体となるため，いくつかの戦略を展開した。本稿では，その流れを描き出している。

設立当初，IASB は，世界の主要経済国が，保持している自国基準の中に IFRS と同じ内容が盛り込まれることによって，グローバルな会計基準の統合化を図ろうと考えていた。しかし，EU における上場企業への IFRS の強制適用の決定（2002 年 7 月）および米国の財務会計審議会（FASB）との統合化に関する合意（2002 年 10 月のノーウォーク合意）によってこの戦略は転換され，各国が IFRS をそのまま自国基準として受け入れること（アドプション）を求める戦略に転換した（これにより，より比較可能性が担保される）。

一方，IFRS と米国会計基準とがより統合化すれば，米国企業に IFRS を強制適用する可能性が出てきたことから，IASB と FASB は，2002 年から 2011 年にかけて両者の基準の一層の同質化のための努力を重ねた。しかし，米国証券取引委員会（SEC）は，2012 年までにそのような決定を行わず，その後両者の協力関係は冷え込んでいる。

アジア地域における IFRS の適用拡大を目的に，2005 年 1 月から IASB と企業会計基準員会（ASBJ）との間の統合化が開始され，東京合意（2007 年）を経て，2011 年には，東京合意の目的がほぼ達成されたことを確認して，両者によるコンバージェンス事業は終了した（今後も両者の関係を継続することも同時に合意された）。

Ⅰ　はじめに

筆者は，2020 年 8 月 30 日に開催された国際会計研究学会年第 37 回年次大会における統一論題「IFRS が日本の会計制度および企業行動に及ぼす影響」の議論にパネリストの一人として参加する機会を得た。そこでの議論は，日本における会計制度および企業行動への国際財務報告基準（IFRS）の影響に焦点が当てられていたが，その議論に資するために，筆者の報告では，IFRS を設定している国際会計基準審議会（IASB）が，その最初の 10 年間にどのような戦略を持って臨み，どのような展開を辿ったのかに関して，当時の IASB にボード・メンバーの一人として参加した経験に基づき，筆者なりの整理を披露した（筆者は，2001 年 4 月から 2011 年 6 月まで IASB 理事を務めた）。本稿は，その時の報告に基づくものである。当時の IASB の戦略について，IASB 自身が公表している資料は限られており，また，筆者が当時 IASB ボード・メンバーとして多くの講演の機会を得た際に用いた資料はあるものの引用に耐えうる文献は限られている。そのため，本稿での記述は，当時 IASB の活動に参加していた人間の「記憶」に基づく記述である。筆者自身の見識の制約や誤解に基づく誤りが含まれている可能性がある。そのようなことを自覚しながらも本稿を認めるのは，当事者の一人として参加していた筆者の心象風景に移った IASB の最初の 10 年の戦略とその展開を記録に残しておくことには若干の意義があると考えるからである。その意味で，記述に関する証拠や参照すべき文献の引用は不十分であることを冒頭に申し上げておきたい。

Ⅱ　本稿で取り上げる事項

現在，グローバルには，IFRS と米国会計基準の 2 大会計基準が財務報告で用いられている。すなわち，米国資本市場では米国会計基準，そして，それ以外の地域においては IFRS が用いられている(1)。

しかし，IASB の設立当初（2001 年）にはそのような状況にはなく，当初 IASB は，世界の主要経済を構成する国々が，自国基準に IFRS と同じ内容を盛り込むことによって，グローバルな会計基準の統一化を図ろうとしていた。このような状況が変わるきっかけは，EU における IFRS の強制適用（2005 年 1 月から）や米国の財務会計審議会（FASB）との間の合意（2002 年 10 月のノーウォーク合意）に基づく IFRS と米国会計基準との統合化の可能性が広がったことであった。その過程で，IFRS をそのまま各国が導入するアドプションという形でのグローバルな会計基準の統合化が目指すべき適切な方向だと認識されるようになった。特に，米国会計基準との統合化に関しては，エンロン（2001 年 12 月に破綻）やワールドコム（2002 年 7 月に破綻）の破綻やそれに引き続くリーマンショック（2007 年から 2008 年）がグローバルな会計基準の統一の必要性を強く認識させたと言える。しかし，その後の米国経済の回復とともに，FASB との共同作業は順調にいかなくなり，現在では，両者による共同作業は事実上消滅している。

日本との関係でいえば，2005 年 1 月から IASB と企業会計基準員会（ASBJ）との間のコンバージェンス・プロジェクトが開始され，その後，日本基準と IFRS とのコンバージェンスの時期を 2008 年（短期コンバージェンス項目）および 2011 年 6 月（その他の項目）と明記した東京合意が 2007 年 8 月に結ばれ，日本

での IFRS との統合化が進展した。

本稿では，概略以上のような IASB の最初の 10 年の歩みを次に示す 5 つに分けて記述する。なお，IASB の最初の 10 年及び日本における IFRS 導入に関連する主な経緯を表 1 にまとめて示している。

(a) IASC から IASB への組織変更が必要とされた理由（1997 年から 2001 年）

(b) IFRS を中心としたリエゾン国の会計基準の統合という戦略（2001 年から 2002 年）

(c) 世界の 2 大基準の統合によるグローバル基準の設定という戦略の策定（2002 年から 2005 年）

(d) ノーウォーク合意の展開と変容（消滅）（2002 年から 2012 年）

(e) 日本への対応―東京合意に至る経緯とその展開（2005 年から 2011 年）

表 1　IFRS に関するおもな事象（日本における動向も含む）

公表時期	事　　象
2001 年 4 月	IASB の活動開始
2002 年 7 月	EU において上場企業に 2005 年 1 月から IFRS に基づく連結財務諸表の作成の義務付け（「国際会計基準（IAS）の適用に関する規則」）
2002 年 10 月	ノーウォーク合意の公表
2004 年 10 月	EC（欧州証券規制当局委員会（CESR））による米国基準，日本基準およびカナダ基準の IFRS との同等性評価の開始
2005 年 1 月	EU における連結財務諸表への IFRS の強制適用（オーストラリアも同様）
2005 年 1 月	IASB と ASBJ とのコンバージェンス・プロジェクトの開始
2005 年 4 月	SEC と EC による SEC の「ロードマップ」への支持表明
2005 年 7 月	CESR による米国基準，日本基準およびカナダ基準の IFRS に対する同等性の技術的評価の結果の公表（EC に対する技術的助言）。これにより日本基準と IFRS との 26 項目の重要な差異が指摘された。
2006 年 2 月	ノーウォーク合意の第 1 回改訂：IASB と FASB による「MOU」の公表（2007 年末までの両者の会計基準の統合化の達成目標を設定）
2007 年 8 月	IASB と ASBJ との間の「東京合意」の公表（2011 年 6 月までのコンバージェンスの完成）
2007 年 11 月	SEC による IFRS に基づく財務諸表を作成する外国企業に対する米国会計基準との間の差異調整表の作成要求の削除（2007 年 11 月以降）
2008 年 8 月	SEC によるプロポージング・リリースの承認（米国の上場企業に対して IFRS を強制適用するためのロードマップの提示）
2008 年 9 月	ノーウォーク合意の第 2 回改訂：「MOU」の改訂版を公表（2011 年 6 月までに IASB と FASB の会計基準の差異の縮小を図ることを表明）
2008 年 12 月	EC は，日本基準が「EU で採用されている IFRS と同等である」と決定
2009 年 6 月	企業会計基準審議会は，上場企業に対して，(a) 2010 年 3 月期からの IFRS の任意適用及び（b）最短で 2015 年からの IFRS の強制適用（その決定は 2012 年に行う）というロードマップを提示
2011 年 6 月	IASB と ASBJ との定期協議が行われ，東京合意の成果が総括された
2011 年 6 月	自見大臣が，(a) 2015 年 3 月期からの強制適用の可能性の否定（5 年から 7 年の準備期間の設定）及び（b）2016 年で終了することとされている米国会計基準での開示の使用期限の撤廃について言及
2011 年 12 月	SEC は，2011 年中の意思決定は困難である旨を表明

2012 年 7 月	SEC のスタッフ最終報告が公表されたものの，米国における IFRS の採用に関する意思決定は行われなかった
2012年10月	Asia-Oceania Office（サテライトオフィス）が東京に設置された
2013 年 3 月	12 のメンバーから構成される Accounting Standards Advisory Forum（ASAF）が新設され，活動を開始
2013 年 6 月	企業会計審議会は，(a) IFRS の任意適用要件の緩和，(b) 単体財務諸表の開示の簡素化，及び，(c) IFRS をベースとし，わが国で懸念のある会計処理を除外することのできる IFRS に基づく日本基準の設定を提案する報告書を公表
2015 年 6 月	JMIS の公表（のれんの最長 20 年償却及びすべてのその他の包括利益（OCI）のリサイクリングという会計処理を導入するための IFRS の修正を行っている）

（注）網掛け部分は日本に関連する部分である。

Ⅲ　IASC から IASB への組織変更が必要とされた理由（1997 年から 2001 年）

Ⅲでは，IASB が 2001 年 4 月から活動を開始する前において，IASB の前身である国際会計基準員会（IASC）を概観し，IASB への組織変更が必要とされた理由について記述する。IASC は，1973 年 5 月に 9 か国（オーストラリア，カナダ，フランス，ドイツ，日本，メキシコ，オランダ，イギリスおよびアメリカ）の職業会計士団体によって設立され，日本からは日本公認会計士協会が参加し積極的な貢献を行ってきた。

1.　IASC における基準設定(2)

IASC の基準設定活動は，次のように 3 つに分けることができる。

(a)　草創期（1973 年から 1987 年まで）

(b)　財務諸表の比較可能性向上のための選択肢削減の時期（1987 年から 1993 年まで）

(c)　コア・スタンダードの完成へ向けての時期（1994 年から 2000 年まで）

(1) 草創期の基準設定（1973 年から 1987 年まで）

草創期においては，国際会計基準（IAS）に対する各国の職業会計士団体，利用者及び規制当局からの支持を取り付けることに重点が置かれたため，結果として，各国で認められている会計処理を取り込むために多くの代替的会計処理を認める基準作りが行われた。

(2) 財務諸表の比較可能性向上のための選択肢削減（1987 年から 1993 年まで）

草創期の IAS は，結果として選択肢の多い基準となっていたため，企業間の比較可能性が確保できないとの批判があった。そして，この時期，証券監督者国際機構（IOSCO）は，国際的な資本調達で用いられる財務諸表の作成基準として IAS を使用することが確保できるようにするために，IAS の持つ会計処理の選択肢の削減（代替的会計処理の削減）を行うことを求め，これを受けて，「財務諸表の比較可能性改善プロジェクト」が開始された。このプロジェクトは，1993 年 11 月に完成し，これによって，多くの IAS で従来認められていた会計処理の選択肢が削減された結果，財務諸表間の比較可能性の向上が図られた。

(3) コア・スタンダードの完成へ向けての時期（1994 年から 2000 年まで）

比較可能性プロジェクトで IAS の比較可能性の向上が図られたが，1993 年 8 月に IOSCO は，IAS が国際的な資本調達で用いられる財務諸表の作成基準として認められるために，IAS に含まれていなければならない基準の一覧表（これを「コア・スタンダード」と呼ぶ）を IASC に提示し，それらを完成させることを要請した。コア・スタンダードには，当時の IAS に含まれていなかった金融商品，無形資産，中間財務諸表や 1 株当たり利益などに関する基準が含まれていた。IASC は，これを受けて，不足している基準を設定するプロジェクトを開始し，1998 年 12 月にコア・スタンダードのほとんどを完成させた（1998 年 12 月には IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」が承認された）。そして，2000 年 5 月に IOSCO は，コア・スタンダードを構成する 30 の IAS（および 17 の解釈指針）を国際的な資本調達で用いられる財務諸表の作成基準として承認した(3)。なお，コア・スタンダードの 1 項目とされていた投資不動産に関する IAS は，2000 年 4 月に IAS 第 40 号「投資不動産」として完成したため，IOSCO の承認対象には含まれていない。

2. IASC 活動の改善の必要性

2001 年の IASB の創設は，企業活動および資本市場のグローバル化は，世界的に統一化された会計基準を真に必要とする段階に到達したという認識の下に，各国の会計基準設定主体が協力し合って，独立した会計の専門家が個人の資格で選ばれる（各国の代表ではない）14 名のボード・メンバーから構成される IASB を中心に会計基準の統一化を図ろうという構想の下に行われた改革であった。そこでは，IASC が完成させたコア・スタンダードをグローバル基準の土台として，それらを世界的に普及させることが想定されていた。これは，各国の職業会計士団体によるグローバル基準作りから各国会計基準設定主体と直接の連携を持ち，さらに広範な関係者の意見も吸収してグローバル基準を作る仕組みへの変更ということができる。以下では，IASC への批判と IASB の特徴を簡単に示すこととする(4)。

(1) IASC への批判

IASC のメンバーは各国の職業会計士団体であり，各国の会計基準設定主体と同一ではなかったため，次のような批判があった。

(a) IASC が作成公表した IAS に各国会計基準設定主体の意見が十分反映されない。

(b) IAS の承認のためには 16 の理事会メンバーの 4 分の 3（12 票）の賛成を必要としていたため，IAS の内容が妥協的になっている。

(c) 各国の会計基準設定主体が IAS の作成に直接関与しないため，自国の基準作りで IAS を尊重しない傾向がある。

(2) IASB の特徴

上記の批判を克服するために設立された IASB は，次のような特徴を持っていた。

(a) IASB 理事は，会計専門家として個人の資格で選任されるとともに，その意思決定は会計理論に基づいて行われるべきことが強調された（出身国の代表ではない）。

(b) 各国会計基準設定主体との緊密な関係を保持することが重要であるため，IASB の 7 名の理事をリエゾンメンバー（リエゾン国は，オーストラリア（ニュージーランドを含む），カナダ，フランス，ドイツ，日本，イギリスおよびアメ

リカ）に指定するとともに，リエゾン国会計基準設定主体（LSS）の長との定期的会合（リエゾン国会議）を開催することとした。

(c) IASB が作成する基準は, IASC の作成するものと違うことを強調する意味も込めて，International Financial Reporting Standards（IFRS）という名称に変更された。

Ⅳ IFRS を中心としたリエゾン国の会計基準の統合という戦略（2001 年から 2002 年）

IASB とリエゾン国の会計基準が IFRS を軸に国際的に統合されると，実質的に世界のほとんどの市場の会計基準が統合されたことを意味する。LSS の自主権を尊重しながら，短期的に会計基準の統合を達成するために，IASB が設立当初目指していたのは，次のような方式であった（戦略作業部会の IASC 改革提案もこのような考え方を前提としていたと考えられる）。

(a) IASB と LSS とは, 互いに作業計画を調整し, IASB が取上げた議題を LSS も同時に取上げて検討を行う。また，LSS が取上げた議題を IASB も検討を行う（しがって，両者の橋渡しを行うリエゾンメンバーの役割が重要）。

(b) IASB の公開草案と同時期に，LSS は自らも同一テーマについての公開草案を公表することが求められる。

IASB は，LSS との密接な関係を通じて，究極的には IASB の会計基準設定過程のなかにリエゾン国の会計基準設定過程を吸収し，リエゾン国が IFRS と異なる会計基準を採用することがなくなることを期待していた。その意味では，IFRS を中心とするゆるやかな会計基準の内容の実質的な統合が目指されていたと言える。

Ⅴ 世界の 2 大基準の統合によるグローバル基準の設定という戦略の策定（2002 年から 2005 年）

1. この時期の戦略とその背景の概観

欧州委員会（EC）は，2002 年 7 月に「国際会計基準（IAS）の適用に関する規則」を決定し，2005 年 1 月から，EU の上場企業に IFRS の強制適用を決定し，また，IASB は，2002 年 9 月に開催された FASB との初めての会議で両者の会計基準の互換性を高めることに合意した（ノーウォーク合意）。EU で IFRS が上場企業に適用されることが決まり，FASB との間では，両者の基準の統一に向けた合意ができたことから，IASB は，リエゾン国の会計基準を実質的に IFRS と同じ内容にするというアプローチ（これをここでは，「調和化アプローチ」と呼ぶ）から IFRS を各国がそのまま自国基準として受け入れるアプローチ（ここでは「アドプション・アプローチ」と呼ぶ）へ戦略を転換した。すなわち，FASB とは両者の基準の内容の調整のための議論を行うが，それ以外の国々には IFRS をそのまま受け入れることを求める戦略が採用された。さらに，ノーウォーク合意の進展によって，将来米国基準が IFRS とほぼ同じ内容になれば，米国が IFRS を採用する際の障害がなくなることが期待されていた。これによって欧州と米国の資本市場で IFRS が採用される可能性が出てきたと言え，これ以降は，米国資本市場における IFRS の採用のための環境整備が IASB の活動の中心課題となった。

また，EC が，2005 年 1 月から，EU の上場

企業に IFRS の強制適用を決定したことを受けて，IASB は，EU の企業が IFRS の適用を円滑にできるように初度適用企業に対する IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」の設定などの対応を行った。

このような状況を踏まえて，アジアにおける IFRS の採用に向けて，日本との間でコンバージェンスに向けた議論が 2005 年 1 月から開始され，さらに 2007 年 8 月の東京合意によってその期限が 2011 年 6 月（当時の IASB 議長である David Tweedie 氏などの初代のメンバーの任期終了時点）に設定された。しかし，筆者の見るところ，日本における IFRS とのコンバージェンスの原動力となったのは，2004 年 10 月から始まる EC（欧州証券規制当局委員会（CESR））による同等性評価であったと思われる。この評価は 2008 年まで続き，2008 年 12 月に EC は，日本の会計基準について IFRS と同等との結論を採択した。日本とのコンバージェンスについてはⅦで記述する。

以下では，①米国における IFRS の採用に向けての戦略および②IFRS の採用を決定した EU の上場企業の IFR S の初度適用を容易にするための IASB の対応という 2 点についてその内容をより詳細に見ていくこととしたい。上記①については下記 2 およびⅥにおいて記述し，上記②については下記 3 で記述する。

2. 米国における IFRS 採用に向けた FASB との関係の強化—ノーウォーク合意

IASB が米国会計基準の設定主体である FASB との間で締結したノーウォーク合意が，IASB がそれまでの戦略を変更する転換点となったので，ここでは，ノーウォーク合意の内容とその意義について記述する（杉本［2017］，719－722 頁参照）。

(1) ノーウォーク合意

IASB は，2002 年 9 月にコネチカット州ノーウォークの FASB の事務所で初めての合同会議を開催した。そして，2002 年 10 月に FASB とのノーウォーク合意を公表した。その主旨は，両者の会計基準の互換性をより高めるため次の 4 点を今後推進していくことであった（杉本［2017］，719－722 頁参照）。

(a) IFRS と米国会計基準との間にある多様な差異を削除する目的で短期的な統合化プロジェクトに着手する。

(b) 2005 年 1 月 1 日時点で残っている両者の会計基準の間の差異を両者の将来の作業計画を調整することを通じて取り除く。すなわち，差異のある項目それぞれについて，両者が個別かつ同時にプロジェクトを開始して検討する。

(c) 現在遂行している共同プロジェクトを継続して取り進める。

(d) 両者のそれぞれの解釈指針設定組織がそれぞれの活動を相互に調和させることを促進する。

(2) ノーウォーク合意に基づくプロジェクト

ノーウォーク合意に基づくプロジェクトは，①短期統合化プロジェクトと②共同プロジェクトの 2 つに分かれる。短期統合化プロジェクトは，米国会計基準と IFRS との比較的容易に解決できそうな差異を取り上げ，これらを 2005 年までに統合化するプロジェクトである。2002 年 10 月の時点で取り上げられた項目は多岐にわたるが，その成果として，例えば，IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」（2004 年 3 月公表）や IFRS 第 8 号「セグメント情報」（2006 年 11 月公表）が米国会計基準とほぼ同じ内容で設定された。

一方，共同プロジェクトは，①いつ収益を認

識すべきかについての包括的な会計基準を作成することを目指す収益認識プロジェクトと②企業結合の第2フェーズである。収益認識プロジェクトは,2014年5月のIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」として結実した。また，企業結合の第2フェーズは，企業結合の唯一の会計処理とされたパーチェス法（取得法）を実務に適用する際に問題となるいくつかの点について，より詳細な取扱いを明確化するための会計基準の作成を目的とするプロジェクトで，2008年1月のIFRS第3号「企業結合」の改訂によって完成した。両者とも，米国会計基準とほぼ同じ内容となっている。

(3) ノーウォーク合意によるIASBの戦略の変更

ノーウォーク合意により，世界最大の資本市場で最も利用されている米国会計基準と今後欧州や発展途上国でより利用が拡大するIFRSがほぼ同じ内容の会計基準となることによって，グローバル基準を作り出す可能性が高くなったので，IASBは，米国会計基準とIFRSとの統合化に軸足を移すこととなった。これによって，上記Ⅳで示したリエゾン国との関係は変容した。すなわち，IASBは，FASBとのみ両者の会計基準の統合化を行うための1対1の議論を行うことにし，それ以外のリエゾン国には，IASBの基準設定に参画することによってIFRSの設定プロセスへの貢献を求めることとなった。そして，下記Ⅵで述べるように，これ以降IASBは，米国がIFRSのアドプションを行うための環境整備のために多く資源と時間を使うことになる。これは，アドプション・アプローチに基づくIFRSのグローバル基準としての地位の確立を目指した戦略への転換ということができる。

また，このようなIASBの戦略は，2005年1月からのIFRSの強制適用を決定したECにとっても有用な戦略と捉えられたのではないかと思量される。ECでは，欧州証券規制当局委員会（CESR）による米国基準，日本基準およびカナダ基準とIFRSとの同等性評価が,2004年10月に開始され，2008年12月に米国会計基準とIFRSとは同等であると決定されたが，それに先立つ2007年11月に,米国証券取引委員会（SEC）は，IFRSに基づく連結財務諸表を作成する外国企業に対しては，米国会計基準との間の差異調整表の作成を求めないことを決定している。この互恵的な取扱いによって，欧州企業の米国市場での資金調達で用いられる連結財務諸表には，米国会計基準との差異調整表の作成が不要となり，資金調達コストの削減という効果が実現した。

3. EU上場企業のIFRSへの初度適用を容易にするためのIASBの対応

2005年1月からEUの上場企業（当時8,000社ともいわれた）がIFRSを円滑に適用するために，IASBは，IFRS第1号（2003年6月公表），IFRS第4号「保険契約」（2004年3月公表）およびIFRS第6号「鉱物資源の探査及び評価」（2004年12月公表）という3つのIFRSを2004年中に完成させた[5]。これらのIFRSは，EU以外の国の企業がIFRSを採用する際にも必要となるものであるが，IASBは，世界で初めてIFRSを強制適用するEUの上場企業に配慮し，2005年1月に間に合うように作業を進め，これらの基準を完成させている。

Ⅵ ノーウォーク合意の展開と変容（消滅）（2002年から2012年）

2002年10月のノーウォーク合意は，その後

2006 年 2 月および 2008 年 9 月の 2 度改訂されている[6]。第 1 回目は，IFRS ベースの連結財務諸表と米国会計基準との間の差異調整表の廃止を実現するためのものであり，第 2 回目は，SEC が IFRS の米国上場企業への強制適用を 2011 年に判断することに資するために，IASB と FASB が達成すべきコンバージェンスの範囲を改訂するために行われたものである。後者については，SEC が IFRS の強制適用に踏み切らなかったため，両者の会計基準の統合化プロジェクトは，事実上消滅した。これらの経緯を以下で解説する。

1. ノーウォーク合意の第 1 回改訂（2006 年 2 月）

2005 年 4 月に SEC は，米国に上場している企業が IFRS に基づく連結財務諸表を作成している場合に要求されている差異調整表を 2009 年までに廃止する用意があることを表明した（実際には 2007 年 11 月に廃止された）（これは「ロードマップ」と呼ばれている）。これを受けて，2006 年 2 月に IASB と FASB は，ノーウォーク合意をより一層進展させるために，覚書（MOU）を公表した。MOU では，2008 年まで（2007 年末まで）に完成すべき両者の統合化対象の会計基準の見直しが行われた。

2. ノーウォーク合意の第 2 回改訂（2008 年 9 月）

2008 年 11 月に米国上場企業に IFRS を強制適用するための新たなロードマップ（SEC［2008］）が SEC から公表され，その中で，SEC は，達成すべき条件の達成状況を評価して，IFRS を強制適用するかどうかを 2011 年に決定することを明示した（決定されれば，2014 年から大規模早期適用登録企業に適用予定であった）。これを受けて MOU が見直され，2011 年 6 月までに両者の統合を完成させるべき会計基準が 2008 年 9 月に公表された。

3. その後の展開（2012 年 7 月）

2011 年 12 月に，SEC は，2011 年中の意思決定は困難である旨を表明し，2012 年 7 月に公表された SEC のスタッフ最終報告（SEC［2012］）では，米国における IFRS の採用に関する意思決定は行われなかった（杉本［2017］，1004－1010 頁参照）。このような状況変化を受け，両者の会計基準を統合するという気運は薄らぎ，例えば，2014 年 7 月に完成した金融資産の減損に関する IFRS 第 9 号の改訂においても，両者はいくつかの点で異なる結論に至っている。また，現在両者は，同じテーマ（例えば，企業結合の減損やのれんの会計処理）を検討していても，共同プロジェクトとしては行っていない。このような状況からも分かるように，SEC が米国上場企業に IFRS を強制適用する可能性は現時点（2021 年 6 月）ではほとんどないと言える。

Ⅶ 日本への対応―東京合意に至る経緯とその展開（2005 年から 2011 年）

ここでは，ASBJ と IASB とのコンバージェンスに関する動きをまとめておく。なお，日本における会計基準のグローバル基準との調和化（又はコンバージェンス）は，2000 年代以前にもあったので（金融ビッグバン），まずこれについて簡単に触れておきたい。

1. 会計ビッグバン

会計ビッグバンは，1996 年 11 月から始まった金融システム改革の一環（『Free, Fair, Global』という理念）として行われた日本の会

計基準をグローバルな基準に調和化するという一連の基準設定活動である。『Global』＝会計基準の国際的調和化（世界で通用している会計ルールが日本でも通用するようにすること）であるとして，当時の IAS や米国会計基準を参考にしながら以下の会計基準が 2001 年までに順次設定された。また，この間に設定された会計基準は，2001 年までに段階的に適用が開始された。

(a) 連結財務諸表原則の改訂（1997 年 6 月）
(b) 連結キャッシュ・フロー計算書等作成基準の設定（1998 年 3 月）
(c) 中間連結財務諸表等作成基準の設定（1998 年 3 月）
(d) 研究開発費等に係る会計基準の設定（1998 年 3 月）
(e) 退職給付に係る会計基準の設定（1998 年 6 月）
(f) 税効果会計に係る会計基準の設定（1998 年 10 月）
(g) 連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱いの公表（1998 年 10 月）
(h) 金融商品に係る会計基準公表（1999 年 1 月）
(i) 外貨建取引等会計処理基準の改訂（1999 年 10 月）

このような会計ビッグバンが必要とされた背景と考えられるのは次の事項である。

- 1990 年代後半におけるグローバルな金融市場の急速な統合化および欧米の金融市場におけるデファクト・スタンダードの存在への対応が必要と認識されたこと。
- IAS や米国基準との調和化を進めなければ日本の金融市場も発行体も不利益を被る可能性があるという危機意識があったこと。
- わが国のみがグローバル・スタンダードと異なった会計基準を保持して行くことが得策かどうか，また，わが国企業が，有利な条件で起債をするためにはグローバル・スタンダードに則る方がよいと認識されたこと。
- 国際的に投資機会を求めている資本（投資家）への対応が必要とされ，会計面では，財務諸表の比較可能性の確保が重視されたこと（企業業績を示す財務諸表が各国ごとに異なったルールで作成されていては比較のしようがないとの認識）。
- ダブル・スタンダードによる企業の負担（海外での資金調達では IAS による財務諸表を用いるが，日本の有価証券報告書では日本基準による財務諸表を提出しなければならないという組替えコスト）の解消のためには，グローバル・スタンダードへの調和化が必要であると認識されていたこと。

2. IASB と ASBJ のコンバージェンス・プロジェクト

ここでは，日本の会計基準とのコンバージェンス・プロジェクトの背景にある IASB の戦略およびその達成状況の総括について述べる。

(1) コンバージェンス・プロジェクトの開始（2005 年）

EU では 2005 年 1 月以降 IFRS を適用することが確定し，FASB との間ではノーウォーク合意によって，両者の会計基準の統合化の方向性が固まったことを受け，IASB は，2005 年 1 月に ASBJ との間で，日本基準と IFRS との統合化に向けた共同プロジェクトを開始することに合意した。そこでは，複数のフェーズに分けて，日本基準と IFRS との間の差異を解消す

ることに合意し，第 1 フェーズでは，2004 年 3 月 31 日時点で存在する差異（ただし，概念フレームワークや基本的考え方が異なることに起因する基準等は対象外）を対象として検討を進めることに合意した。このプロジェクトに対する基本的考え方は，IASB と FASB とのコンバージェンス・プロジェクトと同じである。ただし，FASB とのプロジェクトでは，例外となる基準は設けていなかったものの，ASBJ とのプロジェクトでは，「概念フレームワークや基本的考え方が異なることに起因する基準等は対象外」とされていた。また，ASBJ とのプロジェクトでは，コンバージェンスの達成時期を明確には設定していなかった。このように一部に制約はあるものの，IASB は，2005 年には，欧州，米国および日本（アジア）との間で IFRS との統合化プロジェクトを開始することによって，IFRS をグローバルに普及させるための態勢を整備した。

(2) 東京合意（2007 年）

2005 年 1 月に開始した ASBJ とのコンバージェンス・プロジェクトでは，定期的に会合が開催され，両者の考え方の相違点や類似点についての検討が行われてきた。しかし，2007 年になって，より具体的な成果の達成時期を明確化することによって，このような議論をより効率的なものとすることを目的に IASB は，2007 年 8 月に ASBJ との間で次のような東京合意を締結した（企業会計基準委員会・国際会計基準委員会[2007]および ASBJ and IASB[2007]）。

(a) 2008 年までの短期コンバージェンス・プロジェクトの完成
(b) その他のコンバージェンス項目の 2011 年 6 月までの完成
(c) 2011 年目標に対する一部の例外項目の設定
(d) IASB と FASB の MOU プロジェクトへ日本がより一層関与するためのスタッフ・レベルでの定期協議の新設

(3) 東京合意の総括（2011 年）

2011 年 6 月に IASB と ASBJ は，東京合意の成果についての会合を持ち，その評価を行った。その結果，両者で識別されていた日本基準と IFRS との間の主要な差異のうち，2008 年までに解消すべき短期コンバージェンス・プロジェクトについてはすべてが完成し，2011 年 6 月までに完成すべきそれ以外の差異の解消についてほぼ完成したとの評価となった。そして，日本基準と IFRS のさらなるコンバージェンを目指して，両者のこの取組みは，今後も継続することが合意された(7)。

なお，筆者は，日本基準と IFRS との統合化の達成においては，CRSR が行った同等性評価（2005 年 7 月に開始し，2008 年 12 月に同等との評価結果が公表された）が果たした役割が大きかったと考えている。CRSR によって指摘された 26 項目が重要な差異であり，これを 2008 年まで解消するための ASBJ による努力が，当然のことながら，両者の基準のコンバージェンスを大きく促進した。

Ⅷ おわりに

本稿は，2020 年 8 月の年第 37 回年次大会における統一論題での議論に資するために，IASB の最初の 10 年の状況を筆者の体験をも加えながらまとめたものである。2001 年の IASB の設立当初，IFRS を実際に使用しているのは，スイスの多国籍企業など一部に限られており，今日のように 144 か国が何ら中の形で IFRS の適用を受容している状況とは大きく異なっていた。そのような中からグローバル基準

としての地位を固めるためにIASBが採用してきた戦略を理解しておくことは，今日のIFRSを理解するうえでも重要である。例えば，セグメント情報を扱うIFRS第8号では，事業セグメントを区分掲記するための量的基準として10%基準を満たすことが求められており，原則主義の基準作りを行うIFRSの規定として違和感を持つ読者もいるに違いない。これは，ノーウォーク合意に基づく米国会計基準とIFRSのコンバージェンスの残滓である。最期に，本稿では触れていないが，これからの時代を支える世代に対するグローバル基準であるIFRSの教育の拡充の重要性を指摘して本稿を終えることとする。

注

(1) IASBのホームページ（2020年12月5日にアクセス）によると，2018年4月25日現在で調査した166か国（IASBは，jurisdictionという英語を用いている）のうち144の国で，自国のすべてまたはほとんどの公的な説明義務のある企業（上場企業及び金融機関）にIFRSの適用を求めている。https://www.ifrs.org/use-around-the-world/use-of-ifrs-standards-by-jurisdiction/#analysis

(2) 本節での記述については，中央監査法人編［1999］,1－26頁，杉本［2017］，249－259頁および菊谷［2011］，17－31頁を参考にしている。特に，杉本［2017］，253－256頁では，改訂の内容が詳細に紹介されている。

(3) IOSCOによるIASの承認およびコア・スタンダードとして承認されたIASの一覧は，日本公認会計士協会のホームページ「我が国のIFRSへの取組み」の第2章 国際財務報告基準（IFRS）への収斂の国際的動向01を参照されたい。
https://jicpa.or.jp/specialized_field/ifrs/education/chapter02/
また，杉本［2017］，257－259頁および菊谷［2011］，21頁も参照されたい。

(4) IASCの改革のために1997年7月にIASCに設置された戦略作業部会は，組織改革の提言をまとめた「IASCの将来像（Shaping IASC for the future)」を1998年12月に公表し，IASCの問題点を分析するとともに，新たな組織の提案を行っている。これに関しては，平松一夫［1999］，72－76頁，杉本［2017］，280－288頁および日本公認会計士協会のホームページ「我が国のIFRSへの取組み」の第1章 国際会計基準審議会（IASB）の組織のあり方を巡る議論01を参照されたい。https://jicpa.or.jp/specialized_field/ifrs/education/chapter01/

(5) IFRS第1号（最初の財務諸表が2004年1月1日以降に開始する期間に係るものである場合に適用し，早期適用が推奨されている）では，初度適用企業に適用されるIFRSは最初のIFRS報告期間の期末日のIFRSであることが規定され，さらに，用意しなければならない財務諸表の種類，遡及適用が禁止されるIFRS，そして選択できる適用免除規定などが規定されている。IFRS第4号（2005年1月1日以降開始する事業年度から発効するが，早期適用が推奨されている）およびIFRS第6号（2006年1月1日以降開始する事業年度から発効するが，早期適用が推奨されている）は，IFRSに保険契約や鉱物資源の探査及び評価を扱う基準がないことから，これらを営む企業がIFRSに準拠した財務諸表を作成できなくなる事態を避けるために急遽作成されたIFRSで，これらの企業の現行の会計実務をIFRSとして認めることを目的として設定されたいわば暫定基準である。ちなみに，IFRS第4号は，IFRS第17号「保険契約」（2017年5月公表）の公表によって役割を終え，廃止された。

(6) ノーウォーク合意の2回の改訂のより詳しい内容については，杉本［2017］，722－736頁参照）および日本公認会計士協会のホームページ「我が国のIFRSへの取組み」の第2章 国際財務報告基準（IFRS）への収斂の国際的動向04を参照されたい。https://jicpa.or.jp/specialized_field/ifrs/education/chapter02/index04.html

(7) 東京合意の成果については，杉本［2017］，876－887頁を参照されたい。

参考文献

ASBJ and IASB［2007］“Agreement on initiatives to accelerate the convergence of accounting standards”

ASBJ and IASB［2011］“Achievements under the Tokyo Agreement between the IASB and the ASBJ”

SEC［2008］“Roadmap for the Potential Use of Financial Statements Prepared in Accordance with International Financial Reporting Standards by U.S. Issuers”

SEC［2012］“Final Staff Report: Work Plan for the Consideration of Incorporating International

Financial Reporting Standards into the Financial Reporting Systems for U.S. Issuers”
企業会計基準委員会・国際会計基準委員会［2007］「会計基準のコンバージェンスの加速化に向けた取組みへの合意」
企業会計基準委員会・国際会計基準審議会［2011］「ASBJ と IASB が公表した『東京合意』の達成状況」
菊谷正人［2011］「IASC・IASB の変遷の歴史と IAS・IFRS の特徴」『経営志林』第 47 巻第 4 号, 17－31 頁
杉本徳栄［2017］『国際会計の実像―会計基準のコンバージェンスと IFRS アドプション―』同文舘出版
中央監査法人編［1999］『国際会計基準実務ハンドブック』中央経済社
平松一夫［2001］「『IASC の将来像』の内容と我が国への影響」『JICPA ジャーナル』第 11 巻第 3 号, 72－76 頁

Ⅱ　査読論文

リース会計における貸手の会計処理
―認識中止アプローチを再考する現代的意義―

佐 藤 恵
千葉経済大学

要　旨

本稿の目的は，コスト・ベネフィットを理由として捨象された貸手の会計処理の論点を掘り起こし，より現代的な視点を踏まえて検証する点にある。

本稿では，まず，借手の使用権モデルの開発過程において検討された貸手の会計処理を概観し，二つの論点を抽出した。第一の論点は認識中止アプローチにおける残存資産の事後測定であり，第二の論点は，認識中止アプローチの適用範囲の画定である。そして第二の論点では，貸手の典型的なビジネスモデルに依拠したリース分類に基づいてDual Modelを適用することによって，原資産の一部を移転または留保する，つまり残存価値の大きさが中程度の〈中間的なリース〉が等閑視されてきたことを指摘した。

次に，本稿では，中間的なリースに認識中止アプローチを適用した場合の特徴を検討した。その特徴とは，リース取引が貸手にもたらすリスクの異なる二種類の投資，〈融資の提供〉および〈弾力性の提供〉それぞれの描写にある。認識中止アプローチを適用すると，貸手はストック計算上，債権と残存資産を識別し，フロー計算上，債権に係る利息と残存資産に係る利息を識別する。したがって，認識中止アプローチは，信用リスクと資産リスクを併せ持つ中間的なリースの財務的表現に適した会計処理であると考えられる。

最後に，貸手の経済社会環境の変化としてシェアリングエコノミーに着目し，貸手の典型的なビジネスモデルとは異なる新たなビジネスモデルが創出されうること，それにより中間的なリースの財務的表現を再検討する現代的意義が顕在化しうることを指摘した。

本稿が明示した概念的理解は，今後，原資産の移転（留保）という二分法の枠を超えて，リース会計モデルを再構築する必要性が生じた場合に，役立ちうるものと考える。

（2020 年 12 月 3 日審査受付　2021 年 4 月 19 日掲載決定）

Ⅰ　はじめに

国際会計基準審議会（IASB）と米国財務会計基準審議会（FASB）（以下，両審議会）は2006 年に共同プロジェクトを立ち上げ，およそ 10 年間にわたり使用権モデル（right-of-use model）を共同開発してきた。使用権モデルとは，すべてのリースに関して借手が使用権資産とリース負債を当初認識する会計処理をいう。しかし，両審議会は，おもに借手の事後測定に関する見解の相違から，それぞれ単独で最終基準化に至った。2016 年 1 月に IASB が国際財務報告基準第 16 号「Leases」（IFRS16）を公表し，その翌月に FASB が会計基準更新書（ASU）2016-02「Leases（Topic 842）」を公表している。

このように新会計基準の開発過程における議論の中心は，一貫して〈借手〉の会計処理にあった。事実，〈貸手〉の会計処理は，従来基準である国際会計基準第 17 号「Leases」（IAS17）および ASU「Leases（Topic 840）」から実質的な変更は行われていない。その理由として IASB は次の三点を挙げる。(a) IAS17 の貸手の会計処理は，よく理解されている。(b) 現在，財務諸表利用者の大半は貸手の財務諸表をリースの影響について調整していない。(c) IAS17 の貸手の会計処理には根本的な欠陥はなく，借手の会計処理が変更されるという理由だけで変更すべきではない（IASB［2016］par. BC61）。要するに，コスト・ベネフィットを理由（cost-benefit reasons）として貸手の会計処理は変更されなかった（IASB［2016］par. BC62）。

しかし，両審議会は，使用権モデルの開発過程で，貸手側でも新たな会計モデルを検討してきた経緯がある。そこで本稿は，まず，両審議会の貸手の会計処理の変遷を整理した上で，見逃されてきた貸手の会計処理の論点を提示する（Ⅱ節）[1]。次に，当該論点の検討を通じて，貸手の会計処理の特徴を指摘し，解釈を試みる（Ⅲ節）。最後に，前節までの考察を踏まえてあるべき貸手の会計処理を再検討し，その現代的意義を考える（Ⅳ節）。本稿の目的は，コスト・ベネフィットを理由として捨象された貸手の会計処理の論点を掘り起こし，現代的な視点も踏まえて検証する点にある[2]。

なお，本稿では，簡潔に論を展開するために，単純リース取引を前提とし，例外的な取扱いについては言及しない[3]。同様の理由により，米国基準（Topic 840 および Topic 842）は取り上げない。

Ⅱ　貸手の会計処理の論点

1.　使用権モデル開発過程における貸手の会計処理の変遷

IFRS16 では，貸手は，原資産の所有に伴うリスクと経済的価値のほとんどすべてを移転するか否かによって，リース取引を分類する。移転する場合にはファイナンス・リース（FL）に，移転しない場合にはオペレーティング・リース（OL）に分類し，それぞれに異なる会計処理を適用する（IASB［2016］pars.61-62）Dual Model[4]を採用する。

貸手は FL に分類すると，リース開始日にリースの計算利子率[5]でリース投資未回収総額を割り引いた金額で債権（receivable）を当初認識する。ここでリース投資未回収総額とは，受取リース料と無保証残存価値（unguaranteed residual value）[6]の合計額を指す。そして，貸手はリース投資未回収総額の現在価値に対して一定の期間利益率を反映するパターンに基づき，リース期間にわたり金融収益（finance income）を認識する。つまり，貸手は毎期のリース料をリース投資未回収総額に充当して元

本と未稼得金融収益の両方を減額する（IASB［2016］pars.67-68, 75-76, Appendix A）。要するに，リース料を元本相当額（リース債権の減額）と利息相当額（金融収益の認識）に配分する。この一連の処理を本稿では〈FL の会計処理〉という。

他方，貸手はリースを OL に分類すると，原資産をその性質に応じて表示し，通常の減価償却を行う。そして毎期のリース料を原則として定額法または他の規則的な方法で収益として認識する（IASB［2016］pars.81-82, 84, 88）。この処理を本稿では〈OL の会計処理〉という。

以上の IFRS16 における貸手の会計処理は IAS17 のそれとほぼ同じである。なお，IAS17 からの変更点の一つに注記がある。貸手は，FL に分類する場合にはリース債権の満期分析を開示して，リース債権に係る未獲得金融収益および無保証残存価値の現在価値を明示する（IASB［2016］par.94）。

貸手側では最終的に従来基準が踏襲されたが，使用権モデル開発過程では新たな貸手の会計処理が議論されてきた。以下，当該議論を掲載した三つの公表文書―G4+1 が 2000 年に公表した Position Paper（2000PP）および両審議会が 2010 年と 2013 年に公表した Exposure Draft（以下，2010ED と 2013ED）―を時系列で概観する。

（1）2000PP

2000PP では，借手側で提案された会計モデルに対応させるために，貸手の会計モデルが検討された（Nailor and Lennard［2000］par. 8.1）。貸手はリース開始時に原資産の全部または一部の認識を中止して金融資産たるリース債権を認識し，認識を中止しない非金融資産の簿価は残余持分（residual interest）とする。2000PP では，リースを金融活動と捉えて貸手の収益総額をリース期間にわたり発生する金融収益として計上する（Nailor and Lennard［2000］pars. 8.8, 8.13-8.14, 8.16-8.18, 9.6）。そこで残余持分の事後測定にあたり，次の三つの方法が検討された（Nailor and Lennard［2000］par.12.6）。

A 法（リース開始時およびリース期間にわたり割引前金額で残余持分を記録する。すなわち，残余持分を割り引かない方法）

B 法（リース開始時に割引後金額で残余持分を記録するが，リース期間中は割引額を収益化しない方法）

C 法（リース開始時に割引後金額で残余持分を記録し，リース期間にわたり割引額を収益化する。つまり，残余持分が貨幣の時間価値に従って増分していく方法）

最終的に C 法の採用が勧告された。その理由として，残存価値の便益は貸手に接近するときにその価値が増加する性質を備えているため，時間価値の認識は貸手の適切なストック表現とフロー表現に資する点が指摘されている（Nailor and Lennard［2000］pars.12.6-12.7, 12.10, 12.12）。なお，2000PP における貸手の会計モデルについては，すべてのリースに同じ会計処理を適用する Single Model が想定されている。

（2）2010ED

2010ED において両審議会は，貸手側でも，リースから生じる資産および負債を認識する使用権モデル（right-of-use model）を適用すべきであると提案した。しかし，貸手が原資産に伴う重要なリスクまたは便益に対するエクスポージャーを留保しているか否かによって貸手による使用権モデルの適用は異なる，という理由により Dual Model が提案された。留保していない場合には認識中止アプローチ（derecognition approach）が，留保している場合には履行義務

アプローチ（performance obligation approach）が適用される（IASB［2010］pars.28-29, BC14）。ここで（2010ED で記される）貸手側の使用権モデルとは，借手の会計モデルとの対称性を意識した言い回しと捉えられる。

認識中止アプローチでは，貸手は原資産の帳簿価額のうち，借手の使用権に相当する部分の認識を中止してリース債権を認識する。原資産の残存部分については，貸手が留保する原資産に対する権利を表す部分として残存資産（residual asset）という項目に組み替える。リース債権は，リース料総額の現在価値で当初測定されたのち，実効金利法を用いた償却原価で事後測定され，リース債権に係る利息が収益として計上される。他方，残存資産は，原則として再測定されず，当初測定額のまま引き継がれる。つまり，リース期間にわたりリース債権に係る利息のみが計上され，残存資産に係る利息は計上されない。この点を受けて，2010ED は，当該アプローチに関して FL の会計処理と同様の方法である，と説明する（IASB［2010］p.9, pars.46-47, 49, 54-55, BC105）。

履行義務アプローチでは，貸手は原資産の認識を中止せずに，リース料総額の現在価値をもってリース債権とリース負債（原資産をリース期間にわたり使用することを借手に認める貸手の義務）を当初認識する。リース債権については認識中止アプローチと同様に会計処理される。リース負債については，借手が原資産を使用するパターンに基づいて規則的かつ合理的な方法で，充足されたリース負債相当額をリース収益に振り替えていく。したがって，貸手はリース期間にわたり，リース債権に係る利息とリース負債の充足により生じるリース収益を表示し，あわせて原資産の減価償却費を表示することになる（IASB［2010］p.9, pars.30-31, 33, 37, 44, B28, Appendix A）。

（3）2013ED

2010ED の提案には，次のような反対意見が寄せられた。(i) 貸手では Dual Model が，借手では Single Model が提案され，整合性がない。(ii) 履行義務アプローチは，貸手の資産と負債を故意に膨らませる。(iii) 認識中止アプローチでは，残存資産に係る貨幣の時間価値の影響を会計処理に反映していない。(iv) 従来の貸手の会計処理は，実務で上手く機能しており，維持すべきである（IASB［2016］par. BC10(c)）。

これを受けて 2013ED では，リース分類および認識中止アプローチが修正された。さらに，履行義務アプローチに代えて OL の会計処理が提案されている。

2013ED では，貸手は，原資産に組み込まれた経済的便益の僅少とはいえない部分を借手が消費すると見込まれるか否かによって，リースを分類する。借手が消費すると見込まれる場合には Type A リースに分類し，債権および残存資産アプローチ（receivable and residual approach）[7]を適用する。それ以外のリースは Type B リースに分類し，OL の会計処理を適用する（IASB［2013］pars. 28, BC12(b)）。

債権および残存資産アプローチでは，貸手は原資産の認識を中止して，リース債権と残存資産を当初認識する。リース債権はリース料総額の現在価値をもって当初測定し，残存資産は，原則としてリース期間終了後に貸手が原資産から得られる見積価値の現在価値で当初測定する，と説明されている。そして，リース期間にわたり貸手は，リース債権に係る割引の巻戻し（unwinding of the discount on the lease receivable）と，残存資産に係る割引の巻戻し（unwinding of the discount on the gross residual asset）の両者を利息収益（interest income）として認識する（IASB［2013］pars. 68-69, 71, 76-77）。つまり，貸手は，残存資産

の割引の巻戻しを残存資産に加算し，同額を利息収益として毎期計上する。端的に言えば，債権および残存資産アプローチは，2010ED が提案した認識中止アプローチにおいて残存資産の事後測定を修正した方法である。

2. 貸手の会計処理で見逃されてきた論点

以上の貸手の会計処理の変遷を整理し，中心的に議論された論点を指摘した上で，見逃されてきた論点を抽出する。まず整理にあたり用語を統一する。2000PP が検討した会計モデル（A 法・B 法・C 法），2010ED が提案した認識中止アプローチ，および，2013ED が提案した債権および残存資産アプローチは，ストック計算（当初認識）が同一である。いずれも原資産の認識を中止してリース債権と残存資産を認識する。そこで，以下，これらの会計処理を便宜的に〈認識中止アプローチ〉と総称する。

貸手の会計処理における第一の論点は，認識中止アプローチにおける残存資産の事後測定にあったと指摘できる。表 1 に示すように，2000PP では残存資産に係る利息の認識について三つの方法が検討され，最終的に C 法が提案された。そして，2010ED では，2000PP で棄却された B 法と同じ方法が提案された。続く 2013ED では，2000PP で提案された C 法と同じ方法が提案された。このように当該論点が長らく検討されてきた最たる理由は，非金融資産である残存資産に対して，金融資産と同様に利息収益を認識することの是非にあった(8)。

次に，貸手の会計処理の第二の論点は，認識中止アプローチの適用範囲の画定にあったと指摘できる。表 2 は，各公表文書で提案された会計モデル（Dual Model or Single Model）を整理したものである。参考までに借手の会計モデルも対照表示している。

前述のとおり，2000PP 以外の公表文書では，認識中止アプローチの適用範囲を画定すべく Dual Model が採用されている（表 2「網掛部分」を参照）。なお，IFRS16 における FL の会計処理は，残存価値がほぼ存在しない FL 取引のみに適用されるため，実質的に認識中止アプローチと同視できる（FL 取引に両法を適用すると，いずれもストック計算上，原資産の認識を中止してリース債権が認識され，フロー計算上，収益としてリース債権に係る利息が計上される，と単純化して理解できる）。

表 1　貸手の会計処理の第一の論点
（認識中止アプローチにおける残存資産の事後測定の変遷）

2000PP	2010ED	2013ED
【A法】 ストック計算：残存資産を割り引かない。 フロー計算：　「残存資産に係る利息」（収益）を計上しない。		
【B法】 ストック計算：残存資産を割引く。 フロー計算：　リース期間中は「残存資産に係る利息」（収益）を計上しない。 （リース期間終了後に「残存資産に係る利息」を一括計上）	提案	
【C法】　提案 ストック計算：残存資産を割り引く。 フロー計算：　リース期間にわたり「残存資産に係る利息」（収益）を計上する。		提案

（注）2000PPでは残余持分（residual interest）という用語を用いているが、本稿では、他の公表文書で用いられる残存資産（residual asset）を統一して使用している。

表 2　貸手の会計処理の第二の論点
（認識中止アプローチの適用範囲の画定の変遷）

<table>
<tr><th>公表文書</th><th colspan="2">貸手の会計処理</th><th colspan="2">借手の会計処理</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2000PP</td><td colspan="2">認識中止アプローチ（C法）</td><td colspan="2">使用権モデル（費用区分あり）</td></tr>
<tr><td colspan="2">Single Model</td><td colspan="2">Single Model</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2010ED</td><td>認識中止アプローチ</td><td>履行義務アプローチ</td><td colspan="2">使用権モデル（費用区分あり）</td></tr>
<tr><td colspan="2">Dual Model</td><td colspan="2">Single Model</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2013ED</td><td>認識中止アプローチ（債権および残存資産アプローチ）</td><td>OLの会計処理</td><td>使用権モデル（費用区分あり）</td><td>使用権モデル（費用区分なし）</td></tr>
<tr><td colspan="2">Dual Model</td><td colspan="2">Dual Model</td></tr>
<tr><td rowspan="2">IFRS16</td><td>FLの会計処理</td><td>OLの会計処理</td><td colspan="2">使用権モデル（費用区分あり）</td></tr>
<tr><td colspan="2">Dual Model</td><td colspan="2">Single Model</td></tr>
</table>

・表中の「認識中止アプローチ」とは、原資産の認識を中止し、リース債権と残存価値を当初認識する処理を示す（本文参照）。
・表中の「費用区分あり」とは減価償却費と支払利息を識別する事後測定をいい、「費用区分なし」とは単一の費用項目で事後測定することを指す。

ここで貸手の会計処理の第二の論点において，「貸手のビジネスモデル」がその判断ないし説明の根拠として用いられてきたと指摘できる。

2010ED では，おもに融資の提供（provision of finance）に相当するビジネスモデルの場合，利益は利息収益によるものであり，主なリスクは信用リスクであることから認識中止アプローチが適切であると説明される。一方，原資産を複数の借手にリースするか，リース期間終了後に当該資産を使用または売却してリターンを得るビジネスモデルの場合，主なリスクは資産リスクであり，履行義務アプローチが適切である（IASB［2010］pars. BC25, BC27）と説明されている。

2013ED では，借手に融資を提供するビジネスモデル，および，原資産からの継続的なキャッシュ・フロー創出を目的として，原資産を長期にわたり管理するビジネスモデル（典型例は不動産リース）の二つを挙げ，後者についてはリース料を賃貸収益として認識する方法が適切である（IASB［2013］par. BC73(b)）と説明されている。

IFRS16 では，貸手の会計処理に関して IAS17 の文言をほぼ引き継いでおり（IASB［2016］pars. BC66, BC231），貸手のビジネスモデルに関して直接的な言及はない。周知のとおり，FL に分類される例示には，所有権移転条項や割安購入選択権付リース，リース期間が原資産の経済的耐用年数の大部分を占めるリース，リース料の現在価値が原資産の公正価値とほぼ等しいリース等がある。そして，FL に分類されないリースが OL に分類される（IASB［2016］pars.61-63）。つまり，実質的に原資産相当額の融資を提供するビジネスモデルと，それ以外のビジネスモデルが想定されている(9)。

ここで，認識中止アプローチ（FL の会計処理を含む。）の適用範囲を画するリース分類のパターンを整理する。まず IFRS16 に見受けられる〈借手に原資産が移転するか否か〉という視点による分類である。次に 2010ED の〈貸手に原資産が留保するか否か〉と 2013ED の〈借手が原資産を消費するか否か〉という視点に基づく分類である（Ⅱ節 1 参照）。いずれも原資産に着目した二分法であるが，図 1 に示すとおり，認識中止アプローチ（FL の会計処理を含む。）の適用範囲が異なる。

図１　貸手の会計処理において見逃されてきた論点
（二分法により捨象されてきた〈中間的なリース〉の顕在化）

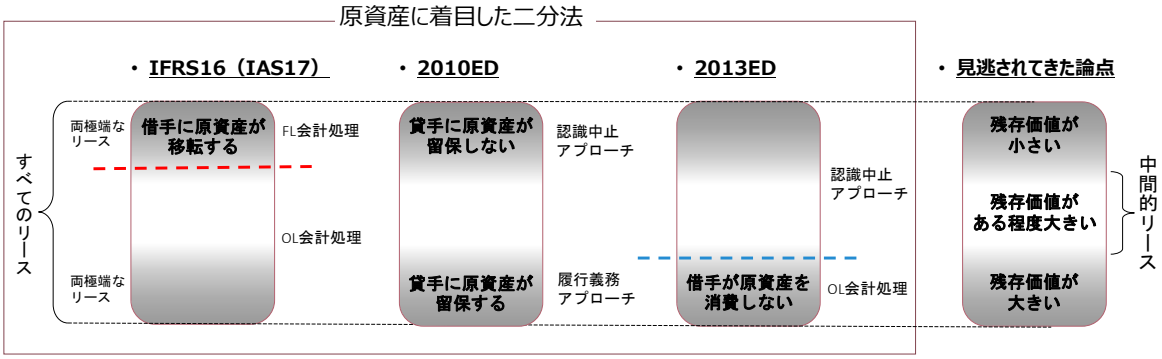

IFRS16 のリース分類は，貸手が融資を提供するビジネスモデルを識別し，FL の会計処理を適用するために用いられる。他方，2013ED のリース分類は，不動産リースを典型例とするビジネスモデルを識別し，これに認識中止アプローチを適用しないために用いられる。両者はいずれも原資産の移転または留保に相当する〈両極端なリース〉の識別を前提とする。なお，2010ED のリース分類は明確ではない。前述のとおり〈両極端なリース〉に相当する貸手のビジネスモデルに対して，適用可能な会計処理をそれぞれ例示するに留まるからである（IASB［2010］par. BC27）。

いずれにせよ，原資産が留保（移転）するか否かの二分法に依拠する限り，貸手が原資産の一部を留保する〈中間的なリース〉，つまり残存価値の大きさが中程度のリースの描写が中心的な論点となることはなかった（図１参照）。そこで次節では，貸手の会計処理の議論において捨象されてきた〈中間的なリース〉を前提に，認識中止アプローチの財務的表現を考察する。その上で，Ⅳ節において，貸手の会計処理の第二の論点に関して考察する。すなわち，両極端なリースはもとより，中間的なリースも検討対象から排除せずに，貸手のビジネスモデルに見合う会計処理を検討する。

Ⅲ　中間的なリースにみる認識中止アプローチの財務的表現

中間的なリースとして「原資産に占める残存価値の割合が 50%であるリース」（以下，「残存価値 50%リース」）を想定し，中間的なリースへの適用が提案された認識中止アプローチおよび OL の会計処理の財務数値を比較する(10)。表 3 は，残存価値 50%リースの数値例および当該数値例に認識中止アプローチ／OL の会計処理を適用したときの財務数値を示したものである。なお，認識中止アプローチの事後測定に関しては，2013ED が提案した方法（リース期間にわたり残存資産に係る利息を収益化する方法）を最終形と捉えて用いることとする（表１参照）。

表 3　数値例 1（残存価値 50%リース）に認識中止アプローチ／OL 会計処理を適用

【数値例1】残存価値50%リース

原資産（公正価値）	1,000	リース期間	5年	割引率（内在利子率）	6.0%
原資産の見積残存価値	500	年間リース料	149※	リース料総額の現在価値	626※

設例は、IASB［2012b］Illustration1 and 2を参照した。なお、この設例は佐藤恵［2018］でも用いている。
※小数点以下第一位を四捨五入している。

「残存価値50%リース」（数値例1）に「認識中止アプローチ」を適用

ストック計算	0期	1期	2期	3期	4期	5期
リース債権	626	515	397	273	140	0
残存資産	374	396	420	445	472	500
資産合計（現金除く）	1,000	911	817	718	612	500
フロー計算	0期	1期	2期	3期	4期	5期
債権に係る利息	—	38	31	24	16	8
残存資産に係る利息	—	22	24	25	27	28
収益合計	—	60	55	49	43	37
資本利益率（対期首資産）	—	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%

「残存価値50%リース」（数値例1）に「OL会計処理」を適用

ストック計算	0期	1期	2期	3期	4期	5期
原資産	1,000	900	800	700	600	500
フロー計算	0期	1期	2期	3期	4期	5期
リース収益（受取リース料）	—	149	149	149	149	149
減価償却費		100	100	100	100	100
損益合計	—	49	49	49	49	49
資本利益率（対期首資産）	—	4.9%	5.4%	6.1%	7.0%	8.1%

財務数値は小数点以下第一位を四捨五入している。

表 3（左下）で示すとおり，認識中止アプローチを適用すると，ストック計算上，「リース債権」と「残存資産」とに資産が区分して計上され，フロー計算上，「債権に係る利息」と「残存資産に係る利息」とに収益が区分して計上される。前述のとおり，認識中止アプローチでは，二つの資産の事後測定で実効金利法を用いるため，これら単純な数値例では毎期の資本利益率が割引率（内在利子率）と一致する。

表 3（右下）で示すとおり，OL の会計処理を適用すると，資産と収益がともに単一項目で計上される。そして，原資産相当額から残存価値相当額を控除した金額が減価償却（定額法）を通じて費用配分される。したがって，OL の会計処理のボトムラインは，認識中止アプローチのそれと一致しない。

このように中間的なリースに認識中止アプローチを適用すると，（従来の会計処理と比較して，）ストック計算上，リース債権と残存資産が区分して表示されるという特徴が見出せる。同様にフロー計算上も収益が区分表示され，さらにリース期間にわたり逓減的に利息収益が計上されるという特徴が見出せる。以下，このような財務的表現を如何に解釈すべきか検討する。

まず，ストック計算の特徴である資産の区分表示の根拠として，2013ED の次の記述に着目する。2013ED は，この区分表示が，とくに（債権から生じる）信用リスクと（残存資産から生じる）資産リスク(11)に対する貸手のエクスポージャーに関して情報の透明性を高める（IASB［2013］par. BC269）と説明する。つまり，資産を区分表示する根拠は，投資リスクの異質性を適正に表示する点に求められる。とすると，認識中止アプローチのストック表現は，リース取引が貸手にもたらす二種類の投資を描写するものと解釈できる。

さらに，ここで借手の代替的会計処理を理解する前提として，リース取引を融資の取得（obtain finance）と捉える見方と，弾力性の取得（obtain operational flexibility）と捉える見方がある点（IASB［2016］par. BC45(b)）に着目する。このリース取引の見方は，かつて借手の不動産リースに適用が検討された代替的会計処理の説明において用いられたものである（なお，同じ会計処理は，Topic842 において借手の OL に適用されている）。つまり，この見方は，残存資産がある程度大きいリース取引の性質を言い当てたものである(12)。このリース取引の性質を貸手の視点からみると，リース

取引は，借手に〈融資の提供〉(provide finance)（IASB［2016］par. BC45）と〈弾力性の提供〉を行うと換言できる。以上の“貸手”のリース取引の見方を手がかりとして，かつ，“貸手”の財務数値をその裏付けとして，認識中止アプローチの財務的表現の概念的な理解を試みる。

弾力性（財務的弾力性）とは「予期しないニーズや機会に対応できるように，キャッシュ・フローの金額と時期を変えるような効果的な行動をとる企業の能力」(FASB［1984］fn.13）と定義される。リースの文脈に置き換えれば，〈弾力性の提供〉とは，貸手が残存価値相当額の資金をリース期間にわたり借手の代わりに拘束することを指す。事実，貸手は借手に原資産を引き渡すため，原資産の残存価値相当額の資金をリース期間終了時まで解除できない。

ここで一旦整理すると，ストック計算の特徴は次のように解釈される。すなわち，リース債権相当額は〈融資の提供〉により貸手が得る金銭債権であり，信用リスクを反映する。他方，残存価値相当額は〈弾力性の提供〉に際して貸手が（借手の代わりに）拘束する資金に相当し，資産リスクを反映する。

この解釈は，フロー計算の特徴である「債権に係る利息」と「残存資産に係る利息」に収益を区分計上する扱いとも整合する。すなわち，前者は〈融資の提供〉により貸手が得る貸付利息である。後者は，〈弾力性の提供〉により，貸手が借手の代わりに資金を拘束するにあたり要求する見返り，を意味する。この見返りに関しては，貸手は資金拘束を解除できないリース期間にわたり要求すると考えるのが合理的である(13)。

フロー計算の特徴に関しては，貸手の価格付けの観点からも説明できる。貸手が受け取るリース料総額は次の三つに構成要素化される。①リース期間にわたり借手が消費する原資産の一部（資産価値の期待減少分）に対する対価，②リース期間にわたり貸手が残存価値を使用できないために，当該残存価値に対して要求する利得，③貸付利息（IASB［2012a］par.48参照）。このうち，②の要素（残存資産に係る利息）と③の要素（債権に係る利息）が貸手の利益相当額となる。以下は，残存価値 50%リース（数値例 1）の数値を用いて貸手の価格付けの構成要素を示したものである。

【数値例 1】

①原資産の価値の期待減少分	計　500
②残存価値に対して要求する利得（残存資産に係る利息）	計　126
＋③貸付利息（債権に係る利息）	計　117
受取リース料総額	計　743

（リース期間合計値）

このように中間的なリースの場合，貸手の利益に相当する②と③の要素の大きさは，近似する。なお，②の要素について付言すると，一般に残存価値は，リース期間終了後の原資産の見積価値を表すため，将来のリース契約の収益獲得にのみ貢献すると理解される。しかし，②の要素が示すように，残存価値は，（将来のみならず）現在のリース契約においても貸手の収益獲得に貢献しているのである。

ここで改めて認識中止アプローチの財務数値（表 3 の左下）に目を移すと，当該アプローチでは，貸手の価格付けの②と③の利息要素が

収益として区分表示されている点が確認できる。さらにいえば，毎期，②と③の利息要素が割引現在価値計算に基づいて収益計上されている。つまり，認識中止アプローチは，貸手からみたリース取引の投資回収計算のスケジュールに従って収益を認識している。

以上を整理すると，認識中止アプローチの財務的表現とは，ストック計算とフロー計算の両面において，一つのリース取引を〈融資の提供〉と〈弾力性の提供〉という二種類の投資で構成されていると捉え，両者を排他的に描写する。したがって，中間的なリースの経済的特徴を二種類の投資で構成されている点に見出すならば，認識中止アプローチは，貸手の投資回収計算を表示する会計処理と解釈される。

なお，〈弾力性の提供〉の理解を確実にするために，これを“借手”の視点からも説明しておきたい。借手は，購入ではなくリースを選択することで，残存価値相当額の資金を非拘束化する（つまり，借手は，原資産相当額の資金の拘束化を回避する）。したがって，借手は，残存価値相当額だけ設備投資資金を抑制（節約）し，財務的な弾力性を取得することができる。よって，借手は〈弾力性の取得〉に対する対価を支払うことになる。図 2 は，認識中止アプローチにおける財務的表現（ストック計算）に関する解釈を図式化したものである。参考までに借手の視点もあわせて示している。

図 2　認識中止アプローチの財務的表現

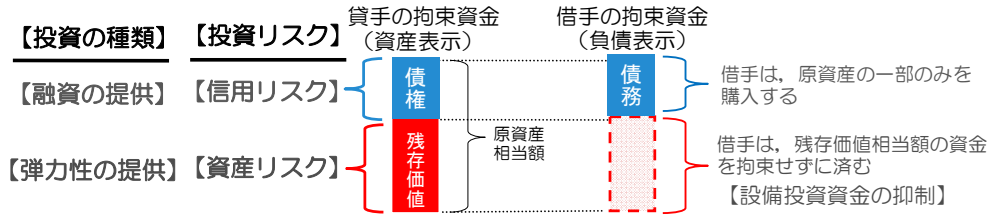

・佐藤恵［2009］図8をもとに加筆修正している。

Ⅳ　貸手のビジネスモデルに適した会計処理の検討

1.　両極端なリースを想定する場合—従来基準を適用する意義

Ⅱ節で述べたとおり，本節では，前節の考察を踏まえて貸手のビジネスモデルに見合う会計処理を検討する。これまで貸手の典型的なビジネスモデルとして両極端なリースが想定されてきた（Ⅱ節）。ここでは紙幅の都合上，両極端なリースとして「原資産に占める残存価値の割合が 100%であるリース」（以下，残存価値 100%リース）のみを取り上げ，その数値例および当該リースに適用が検討された会計処理（認識中止アプローチ／OL の会計処理）の財務数値を示す（表 4）。

表 4　残存価値 100%リース（数値例 2）に認識中止アプローチ／OL 会計処理を適用

【数値例2】残存価値100%リース

原資産（公正価値）	1,000	リース期間	5年	割引率（内在利子率）	6.0%
原資産の見積残存価値	1,000	年間リース料	60	リース料総額の現在価値	253※

設例はIASB［2012b］Illustration1 and 2を参照した。上段は，本稿の数値例1（表3）と共通する。なお、この設例は佐藤恵［2018］でも用いている。
※小数点以下第一位を四捨五入している。

「残存価値100%リース」（数値例2）に「認識中止アプローチ」を適用

ストック計算	0期	1期	2期	3期	4期	5期
リース債権	253	208	160	110	57	0
残存資産	747	792	840	890	943	1,000
資産合計（現金除く）	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

フロー計算	0期	1期	2期	3期	4期	5期
債権に係る利息	—	15	12	10	7	3
残存資産に係る利息	—	45	48	50	53	57
収益合計	—	60	60	60	60	60

資本利益率（対期首資産）	—	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%

「残存価値100%リース」（数値例2）に「OL会計処理」を適用

ストック計算	0期	1期	2期	3期	4期	5期
原資産	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

フロー計算	0期	1期	2期	3期	4期	5期
リース収益（受取リース料）	—	60	60	60	60	60

資本利益率（対期首資産）	—	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%

財務数値は小数点以下第一位を四捨五入している。

表 4 のとおり，残存価値 100%リースに認識中止アプローチを適用すると，資産および収益が区分表示されるものの，毎期のストック計算（資産合計額）とフロー計算（ボトムライン）は OL の会計処理と一致する。なお，両極端なリースのうち,「残存価値がないリース」（以下，残存価値 0%リース）に関しても，認識中止アプローチと FL の会計処理の財務数値は毎期一致する。なぜなら，両法ともに原資産相当額のリース債権を当初認識するからである。

つまり両極端なリースに関しては，投資の種類に応じて区別して回収計算を描写する認識中止アプローチを適用するメリットは乏しい。なぜなら，残存価値 0%リースは〈融資の提供〉のみで構成され，残存価値 100%リースは〈弾力性の提供〉が多くを占めるからである。貸手の価格付けの観点から説明すると，たとえば，残存価値 100%リースについては，原資産の価値が目減りしないため，②と③の要素のみで構成され，とくに②の要素の割合が大きい（数値例 2 を前提とすると，②の要素は 253（合計）であり，③の要素は 47（合計）である）。この場合，②と③の要素の大きさがほぼ同じ中間的なリース（Ⅲ節）と比較すると，投資リスクの異質性を識別するメリットは乏しいといえる。

このように FL の会計処理を適用して〈融資の提供〉のみに該当するビジネスが適切に描写され，他方，OL の会計処理を適用して〈弾力性の提供〉に相当するビジネスが特段問題なく描写されるのであれば，コスト・ベネフィットの観点から，従来基準を引き継ぐのは当然の帰結である(14)。

2.　中間的なリースを想定する場合—貸手の会計処理を再考する現代的意義

しかし，近年，貸手の経済社会環境に変化の兆しが見受けられ，貸手の典型的なビジネスモデルが変容する可能性が指摘されている。企業会計基準委員会（ASBJ）リース会計専門委員会では「シェアリング・エコノミー等の市場規模が拡大しており販売の仕方が変化してきていることを踏まえ，貸手側が当該会計基準の開発に対してどのような認識をもっているかについても確認する必要がある」（ASBJ［2019］12 項）との意見が出ている。また，リース事業協会（［2018］7 頁）は「シェアリングエコノミーといった今日的産業構造変化と IoT，ビ

ッグデータ，AI などを活用した第四次産業革命や Connected Industries といった政府の成長戦略において，オペレーティング・リースは必要不可欠な手法であり（略）極めて重要と考えられる」との見解を示している。

Stephany（［2015］pp.9, 205）によれば，シェアリングエコノミーとは「遊休資産（underutilized assets）にオンライン上のコミュニティからアクセス可能とし，資産所有の必要性を減らす（reduced need for ownership）という価値」を指すものと定義される(15)。ここで典型的な貸手のビジネスモデルと比較すると，シェアリングエコノミーの特徴として「オンライン上のコミュニティ（プラットフォーム）を介した取引」および「遊休資産の活用」の二点を指摘できる。

シェアリングエコノミーでは，プラットフォーム企業がオンライン上で提供者（貸手）と利用者（借手）のマッチングの機会を数多く提供する。この際に効率性・安全性が担保されていれば，取引コストが下がり，市場参加者が増え，プラットフォーム自体がブランドとして認知度が増し，信用が形成される。多くのプラットフォームが有する評価システムも信用形成の一助となる（Sundararajan［2016］pp.60-65, 97-98; Eckhardt et.at.［2019］p.7）。とすると，所謂プロフェッショナルではない企業が貸手となる機会が増加すると考えられる。つまり，シェアリングエコノミーの第一の特徴である「プラットフォームを介した取引」によって，リース専業会社ではない貸手企業の増加が想定される。

また，シェアリングエコノミーでは，自己所有資産が遊休状態にある期間にプラットフォームを介して貸し出すことが可能となる。ここでシェアビジネスに向く資産の特徴として，所有者の使用度合が低く，資産価値が高い（low-use, high-value products），そして顧客特定性が低い（fewer customer-specific investments），つまり顧客に応じたカスタマイズが行われていない商品，の三点が挙げられる（Gansky［2011］pp.19, 22-23; Sundararajan［2016］pp.79-81）。これらの特徴から，シェアリングエコノミー下では，遊休状態にある，残存価値の比較的大きい原資産が積極的に活用されると考えられる。事実，残存価値がある程度大きければ，所有者が未使用の期間に（短期貸でも）一定のリターンを得ることができる。

以上を踏まえると，従来からの貸手の典型的なビジネスモデルとは異なるビジネスモデルが生じる可能性がある。

Ⅱ節で取り上げ，前項で検討した貸手の典型的なビジネスモデルは，両極端なリースであった。具体的には，融資により実質的に借手に原資産を売却するリース，そして，不特定多数の借手に短期貸を繰り返す不動産リースが該当する（Ⅱ節）。これらは，いずれもプロの貸手によるリース事業用資産の活用が想定されている。しかし，本項の推論を踏まえると，プロではない貸手がリース事業用ではない自己所有資産を未使用の期間に貸し出すのであれば，中間的なリースが，従来とは異なる貸手のビジネスモデルとして台頭する可能性が指摘できる(16)。

すでに触れているとおり，コスト・ベネフィットの観点から従来基準が踏襲され，認識中止アプローチは基準化に至らなかった。しかし，貸手のビジネスモデルが変容を遂げるのであれば，同じくコスト・ベネフィットの観点から，今度は，両極端なリースの描写に適した二分法の枠を取り払い，中間的なリースへの適用を想定した会計処理を開発する必要がある。ここで，二種類の投資リスクを区分表示する認識中止アプローチの適用について，今後，再考の可

能性が考えられる。

Ⅱ節で述べたとおり，認識中止アプローチの適用を棄却したIFRS16では，代わりに資産リスクに関する情報開示の規定を設けている。その理由は，一部の投資家等が残存価値リスクに対する貸手のエクスポージャーに関する情報を要望したからである。そして，とくにOLについて貸手が重要な残存価値リスクを保持する場合があると指摘される（IASB［2016］pars. BC251，BC253）。これは，すでに現時点においても投資リスクの適正表示に一定のニーズがある証左となる。

Ⅴ　おわりに

本稿では，Ⅱ節で，貸手の会計処理の変遷を整理した上で，見逃されてきた論点として，「貸手の典型的なビジネスモデルを根拠とするDual Modelを適用することで，残存価値がある程度大きい中間的なリースが等閑視されてきた」点を指摘した。そして，「中間的なリースも含めて貸手のビジネスモデルに見合う会計処理を検討する必要性」に言及した。Ⅲ節では，中間的なリースに適用される認識中止アプローチの特徴を検討した。その特徴は，リース取引が貸手にもたらすリスクの異なる二種類の投資〈融資の提供〉と〈弾力性の提供〉の描写にある。貸手はストック計算上，債権と残存資産を識別し，フロー計算上，債権に係る利息と残存資産に係る利息を識別する。したがって，二種類の投資の要素を併せ持つ中間的なリースの財務的表現に適した会計処理であると結論した。Ⅳ節では，まず，貸手の典型的なビジネスモデルとして両極端なリースを想定する限り，従来基準でも特段問題がないことをⅢ節の分析を用いて確認した。しかし，貸手の経済社会環境の変化としてシェアリングエコノミーに着目すると，貸手の典型的なビジネスモデルとして中間的なリースが想定され，当該リースを前提とした会計処理の再検討に現代的意義があると言及した。

前節の検討はあくまで思考実験である。しかし，今日のESG投資，企業によるSDGs活動の広がりを鑑みれば，「クラウドベース資本主義（crowd-based capitalism）は，伝統的な所有形態からの脱却を促すことが多く，将来の環境危機を回避ないし先送りする可能性も秘めている」（Sundararajan［2016］p.66）という見解が現実味を帯びてくる。

仮に今後，中間的なリースが増加するならば，従来の借手の会計処理（Dual Model）と同種の問題が貸手側でも生じうる。IFRS16の貸手の会計処理に関する反対意見には，リスクの異質性に関する情報提供の必要性に加えて，「貸手側でもDual Modelを適用する場合，経済的に同じ二つの取引が異なる方法で会計処理される結果となるよう操作される可能性がある」（IFRS［2016］par. DO4）との指摘が見受けられる。

最後に，〈弾力性の提供〉という残存価値の役割は，貸手の会計処理が借手の使用権モデルと対称的に開発された結果，可視化された点に言及したい。そもそも残存価値の存在は，従来の貸手の会計処理で認識されず(17)，借手の会計処理でも認識されない(18)。従来基準の開発過程では，貸手には融資的性格と営業的性格の両方を有するリース活動を行う者がいる（AICPA［1966］par.3）と看取されてはいた。が，両方の性格を財務的に（区分して）表現する貸手の会計処理の開発は，借手の使用権モデルの開発時期まで待たされることとなった。つまり，本稿では，この時期に開発された会計処理を検討したからこそ，中間的なリースが併せ持つ投資形態―とくに〈弾力性の提供〉―を顕在化す

るに至った，といえる。

ここで得られた概念的理解は，より一般的なリース会計問題を解決するにあたり，複眼的な思考をもたらす。たとえば，今後，原資産の移転（留保）という二分法の枠を超えてリース会計モデルを再構築する必要性が生じた場合に—とくにリース分類の要否を検討するにあたり—役立つと考える。

なお，本稿では，認識中止アプローチの解釈に関して過去の公表文書等に基づき簡潔に論を展開してきた。たとえば，リース取引の有するリスクが区分可能と捉えてきたが，厳密にいえば，（複合的な要素を考慮して算定される割引率をみれば明らかなように）複数のリスクは互いに影響しあう関係にある。この点を今日のリース取引の経済的特徴と捉えて描写するのであれば，たとえば，認識中止アプローチを前提としつつも，フロー計算上は単一の収益項目で記録していく—結果的に借手の年金法償却と対称性を有する方法(19)—も考えられるだろう。このように，認識中止アプローチを試案として更なる貸手の会計処理を構築することが，今後の検討課題として残されている。

注

(1) 両審議会の貸手の会計処理を取り上げた先行研究には，加藤［2011］，Bauman and Francis［2011］，佐藤信彦［2014］，山﨑［2014］および佐藤恵［2009］がある。

(2) 本稿は，佐藤恵［2018］で借手の会計処理を前提に提示したリース取引の捉え方に関する仮説を，別の視点（貸手側）から批判的に検証し，当該仮説の信憑性を問うことを含意している。よって本稿では，借手と貸手の会計処理の対称性を当然視しない。なお，借手と貸手の会計処理の対称性を支持する理由として，サブリースという実務的な課題が指摘されるが（IASB［2013］par. BC78(b)），対称性に関して必ずしも会計理論的に明確な理由が示されているとはいえない（たとえばIASB［2016］par. DO2参照）。さらに言えば，借手の使用権モデルの原型を提唱したMyers［1962］においても，貸手の会計処理は借手のそれと対称的ではない（注釈17参照）。

(3) 貸手側では伝統的に，製造業者または販売業者である貸手の会計処理が検討されてきたが，本稿では取り上げない。また，公表文書によって同種の勘定科目の名称が異なる場合があるが（たとえば「リース物件」と「原資産」，「リース料受取債権」と「リース債権」等），紙幅の都合上，特段言及せずに統一して表記している点にも留意されたい。

(4) 本稿では，貸手がリースを分類してそれぞれに異なる会計処理を適用する会計モデルを Dual Model という（IASB［2016］par. DO4）。

(5) リースの計算利子率とは，リース料と無保証残存価値の現在価値を，原資産の公正価値と貸手の当初コストとの合計額と等しくする利子率をいう（IASB［2016］par.68, Appendix A）。つまり，リースの内在利子率である。

(6) 無保証残存価値とは，原資産の残存価値のうち，貸手による実現が確実ではない部分，または貸手と関連がある者のみが保証している部分をいう（IASB［2016］Appendix A）。以下，残存価値という。

(7) 2013ED に記載がないものの，Staff Paper では，当該会計処理の名称として用いられている（たとえば，IASB［2014］par.17）。

(8) 認識中止アプローチにおける残存資産（残余持分）に係る利息収益の計上に関しては，2000PP の議論に詳しい。この議論は佐藤恵［2009］で詳述したため，本稿では割愛する。

(9) 1966年に米国公認会計士協会（AICPA）が公表した Opinions of the Accounting Principles Board 7によれば，FL の会計処理（financing method）は，一般にリース金融会社，銀行，保険会社等の金融業者のリース活動に適しており，他方，OL の会計処理（operating method）は，オフィスビルや自動車リースのように所有権に伴うリスクと便益を保持する貸手企業に適している（AICPA［1966］pars.8-9）と説明されている。

(10) Ⅱ節で整理したように，2000PP と 2013ED では中間的なリースへの認識中止アプローチの適用が提案され，他方，IAS17 と IFRS16 では OL の会計処理が適用される。なお，2010ED が検討した履行義務アプローチも中間的なリースへの適用が考えられた会計処理であるが，紙幅の都合上割愛する。前述のとおり，当該アプローチの適用については，反対意見が多く寄せられた経緯がある（IASB［2016］par. BC10(c)）。

(11) 資産リスク（残存価値リスク）とは，リース期間終了時の原資産の残存価値に関する不確実

性をいい，貸手の主要なリスクである（IASB［2016］par. BC254）。

（12）借手側の代替的会計処理の概念的理解に関しては，佐藤恵［2018］に譲る。

（13）貸手がリース期間にわたり資金拘束の見返りを借手に要求する点に着目すると，貸手の会計処理の第一の論点（表 1）のうち，2000PP と 2013ED の提案モデルが正当化される。

（14）ただし，OL の会計処理に関しては，原資産を自己所有資産として（区別せずに）表示すると，リスクの異質性を反映しないという問題は残る。原資産を積極的に運用すれば，不特定多数に貸し出すことでモラルハザードが生じるため，原資産は他の自己所有資産とは異なるリスクを抱えると考えられる。

（15）シェアリングエコノミーは市場経済と贈与経済の間に位置する概念であり，統一された定義はなく多義的である（Sundararajan［2016］pp.38, 44）。本稿では，個人ではなく企業としての貸手を想定するため，市場経済寄りの定義である Stephany［2015］を引用した。

（16）シェアリングエコノミーは，業界，サービスおよびビジネスモデルが多様である（Sundararajan［2016］p.44）。しかし，如何なる形態であれ，投資収益率を高めるために，自己所有資産が遊休状態にある期間に当該資産を賃貸に供することが考えられる。

（17）借手の使用権モデルの原型を提唱した Myers［1962］でも，貸手側については，所謂従来の Dual Model（rental method と finance method）が示されている（Ch.5）。

（18）両審議会が棄却した総資産モデル（whole asset approach）では，借手が残存価値を負債計上する。当該モデルでは，借手は原資産，支払義務および返還義務を当初認識する（IASB［2009］pars. C2-C3）。返還義務は，原資産の残存価値相当額で測定される。

（19）借手の年金法償却とは，Topic842 で基準化された OL の会計処理（単一の費用項目を毎期定額で認識する方法）を指している。詳しくは佐藤恵［2018］を参照されたい。なお，本稿と佐藤恵［2018］の数値例は同じであり，本稿の表 3・4（ともに左下）で示す貸手の認識中止アプローチのフロー計算と，佐藤恵［2018］の図表 2 から図表 5 で示す借手の年金法のフロー計算を比較すると，「債権（債務）に係る利息（資本コスト）」相当額と「残存資産に係る利息（資本コスト）」相当額の認識パターンの一致が確認できる。

参考文献

American Institute of Certified Public Accountants（AICPA）［1966］Opinions of the Accounting Principles Board 7, *Accounting for leases in Financial Statements of Lessors*, AICPA（日本公認会計士協会国際委員会訳［1978］『AICPA 会計原則審議会意見書』財団法人大蔵財務協会）.

Bauman, M.P. and R.N. Francis［2011］"Issues in Lessor Accounting: The Forgotten Half of Lease Accounting," *Accounting Horizons*, Vol.25, No.2, pp.247-266.

Financial Accounting Standards Board (FASB)［1976］Statement of Financial Accounting Standard No.13, *Accounting for Leases*, FASB（日本公認会計士協会国際委員会訳［1986］『米国 FASB 財務会計基準書リース会計・セグメント会計他』同文舘）.

Eckhardt, G. M., M. B. Houston, B. Jiang, C. Lamberton, A. Rindfleisch, and G. Zervas［2019］*Marketing in the Sharing Economy*, Journal of Marketing, Vol. 83, No.5, pp.5-27.

FASB［1984］Statement of Financial Accounting Concepts No.5, *Recognition and Measurement in Financial Statement of Business Enterprises*, FASB（平松一夫，広瀬義州訳［2002］『FASB 財務会計の諸概念（増補版）』中央経済社）.

FASB［2016］Accounting Standards Update No. 2016-02, *Leases (Topic 842)*, FASB.

Gansky, L.［2010］*The Mesh: Why the Future of Business Is Sharing*, Portfolio Penguin（実川元子訳［2011］『メッシューすべてのビジネスは〈シェア〉になる』徳間書店）.

International Accounting Standards Board (IASB)［2003］International Accounting Standard 17 (revised), *Leases*, IASB.

IASB［2009］Discussion Paper, *Leases: Preliminary Views*, IASB（企業会計基準委員会訳［2009］『討議資料　リース：予備的見解』）.

IASB［2010］Exposure Draft, *Leases,* IASB（企業会計基準委員会訳［2010］『公開草案　リース』）.

IASB［2012a］Staff Paper 2C*, Lessee accounting approaches*, IASB (February 2012).

IASB［2012b］Staff Paper 2D, *Lessee accounting-Illustrations*, IASB (February 2012).

IASB［2013］Exposure Draft (revised)*: Leases*, IASB（企業会計基準委員会訳［2013］『公開草案　リース』）.

IASB［2014］Staff Paper 3A, *Lessor Accounting Model*, IASB (January 2014).

IASB［2016］International Financial Reporting Standard 16, *Leases*, IASB (IFRS 財団編［2016］『IFRS 基準 2016 年版』）.

加藤久明［2011］「レッサー（貸手）の会計処理と実務上の論点（特集 リース会計基準改定に向けた論点）」『企業会計』第 63 巻第 4 号，48-52 頁
企業会計基準委員会（ASBJ）リース会計専門委員会［2019］審議事項(5)-5「第 87 回リース会計専門委員会で聞かれた意見」企業会計基準委員会，2019 年 6 月 27 日。
リース事業協会［2018］「わが国リース会計基準の検討に対する見解」リース事業協会，2018 年 7 月 18 日。
Myers, J.H.［1962］Accounting Research Study No.4, *Reporting of Leases in Financial Statements*, AICPA（松尾憲橘・古藤三郎訳［1973］『アメリカ公認会計士協会　リース会計』同文舘）.
Nailor, H. and A. Lennard［2000］G4+1 Position Paper, *Leases: Implementation of a New Approach*, FASB.
佐藤信彦［2014］「リース取引における貸手の会計処理」『財務会計研究』第 8 号，65-91 頁。
佐藤恵［2009］「リース取引における残余価値の機能―残余価値の資本コストが損益計算に与える影響」『横浜国際社会科学研究』第 13 巻第 4･5 号合併号。
佐藤恵［2018］「リース会計における年金法償却の適用可能性」『会計プログレス』第 19 号，80-95 頁。
Stephany, A.［2015］, *The Business of Sharing: Making It in the New Sharing Economy*, Palgrave Macmillan.
Sundararajan, A.［2016］*The Sharing Economy: The End of Employment and the Rise of Crowd-Based Capitalism*, MIT Press（門脇弘典訳［2016］『シェアリングエコノミー』日経 BP 社）.
山﨑尚［2014］「リースの貸手に対する使用権モデル適用に関する検討」『商学研究科紀要』第 78 号，149-164 頁。

（付記）査読して下さった先生方から大変有益なコメントを賜りました。心より感謝申し上げます。なお，本稿は JSPS 科学研究費（19K01992）の助成を受けたものです。

【査読論文】

退職給付会計における測定の目的と適用される割引率

髙 井 駿
青山学院大学

要　旨

現行の退職給付の会計基準においては，安全性の高い債券の利回りを割引率として用いた現在価値測定が要求されている。この現在価値測定については，退職給付の支出までに相当の時間があることから，貨幣の時間価値を反映させるために必要であると説明されることもある。しかし，貨幣の時間価値の反映は財務会計において必須の要請であるとはいえず，割引率も一義的に導かれるものではない。本稿は，現在価値測定における割引率の選択と測定の目的との関係から，退職給付会計において適用可能な割引率について検討を行った。現行の退職給付の会計基準において採用されている，安全性の高い債券の利回りを割引率とする現在価値測定の方法は，退職給付を従業員からの資金調達とみなす考え方とは対応しておらず，退職給付債務を市場価値で評価する，あるいは，貨幣の時間価値のみを反映するという目的と対応するといえる。しかし，そのような測定による債務の評価および認識される利息費用にどのような意味があるのかについてはあらためて問われなければならず，そこでは，会計の目的との関わりから検討される必要がある。

（2020 年 12 月 3 日審査受付　2021 年 4 月 19 日掲載決定）

Ⅰ　はじめに

本稿の目的は，退職給付の会計基準[1]における現在価値測定について，採用されている割引率が持つ意義を，その測定の目的との関係から明らかにすることである。

現行の退職給付の会計基準においては，割引現在価値による勤務費用の測定とそれに伴う利息費用の認識が要求されている。現在価値測定に際しては割引率を決定することが必要とされるが，現行基準においては安全性の高い債券の利回りが，米国財務会計基準審議会（FASB）が公表している会計基準編纂集（ASC）715「報酬―退職給付」，国際会計基準審議会（IASB）が公表している国際会計基準（IAS）第 19 号「従業員給付」，および日本の企業会計基準委員会（ASBJ）が公表している企業会計基準第 26 号「退職給付に関する会計基準」の各基準に共通して採用されている。

このような現在価値測定については，退職給付の支出までに相当の期間があることから，貨幣の時間価値を反映させるために必要であると説明されている。しかし，貨幣の時間価値を反映させることは財務会計において必須の要請とはいえず，将来の支出額を割り引かずに測定する方法もただちには否定されない。また，現在価値による測定が必要とされる場合にも，そこで適用される割引率についてはいくつかの選択肢が想定されるはずである。

そこで本稿では，退職給付会計において適用可能な割引率について，その測定の目的との関係から検討を行う。そのうえで，現行の退職給付の会計基準において採用されている，安全性の高い債券の利回りを割引率として用いた現在価値測定について，その測定による債務の評価と利息費用の認識の意義を，会計の目的との関わりからあらためて検討する必要があることを指摘する。

Ⅱ　現在価値測定と割引率

まず，現在価値測定において選択される割引率について，その検討が必要とされる理由について確認する。現在価値測定とそれに伴う利息の認識は，借入金等の一般的な会計処理と同様であるとの指摘もありうるであろう。しかし，利息法においては当初のキャッシュフローと将来のキャッシュフローが独立変数であり割引率が従属的に決定されるのに対して，現在価値は独立変数である将来のキャッシュフローと割引率から従属的に決定される関係にあり（浅倉［2004］，130 頁），当初のキャッシュフローと将来のキャッシュフローの差額を配分する利息法と，企業自らが算定する現在価値と計算上の利息を認識する方法が同一視できるかという問題が存在するのである（米山［2005］，129-130 頁）。

また，退職給付会計においては，支出までに相当の期間があることから，貨幣の時間価値を反映させるために現在価値による測定が必要であると説明されることもある。しかし，貨幣の時間価値を考慮することは，企業会計で一般に機会費用を把握しないこととの矛盾が説明できないともいわれる（大日方［2000］，73 頁）。測定属性・測定値については，それだけを取り出して議論をしても意味はなく，会計の目的との関わりのなかで議論しなければならず，投資意思決定に有用な情報の提供をその目的とするのであれば，時間価値の反映が投資家の期待形成に有用かどうかは投資家がそれを企業の業績とみているかどうかで判断されることになる（万代［2011］，359 頁，米山［1999］，150 頁）。また，貨幣の時間価値は割引率の別称であり，その説明で割引率が一義的に定まる

わけではなく，退職給付の会計基準においては，財政方式と退職給付費用の計算を切断しながら保険数理上の評価方式を採用したことで，割引計算がその当否を問われないまま与件とされたと指摘されている（大日方［2000］，73頁）。

このように，現在価値測定とそれに伴う利息の認識は，借入金等の会計処理にみられるような当初のキャッシュフローと将来のキャッシュフローの差額を配分する方法と同一視できるかという問題が存在しており，また，貨幣の時間価値についても企業会計においては一般に把握されておらず，その認識についてはあらためて検討する必要があると考えられる。将来の支出額を割り引かない方法についても，ゼロの割引率を選択したとみなすことができ割引率の選択の議論に還元されることから（大日方［2013］，176 頁），本稿では割引率に着目し，現在価値測定とそれに伴う利息費用認識の意義を検討する。

割引率の選択については，現在価値による測定を提案する際に最も議論のある論点であり，その選択によって測定の目的が決まると考えられるといわれている（FASB［1990］，para. 233）。FASB の 1990 年の討議資料においては，リスクフリーレート，追加取引利子率，平均取引利子率，負債清算利子率，および資産と負債を関連づける利子率が選択可能な利子率として挙げられ，それぞれの利子率が持つ意義および賛成と反対の根拠について述べられている。

リスクフリーレートとは，時間選好率を量的に測定するために用いられるものである（FASB［1990］，para. 224）。主な賛成の根拠として，客観的で信頼性が高い測定値であり，ある資産または負債に固有の観察可能な利子率が存在しない場合に望ましいといわれている（FASB［1990］，paras. 235-236）。他方で，反対の根拠として，民間企業の資産および負債はリスクフリーではないが，それをあたかもリスクフリーであるかのように表現するため，表現の忠実性に欠けるといわれている（FASB［1990］，para. 237）。

追加取引利子率とは，資産または負債の特性，現金の支払いを行う企業の特性を反映させるために用いられるものである（FASB［1990］，para. 225）。主な賛成の根拠として，現在価値を取引価格の代替とみなす測定と論理的に整合する利子率であり，現在価値測定額に借入取引と同等の地位を与えることになるといわれている（FASB［1990］，paras. 233, 241）。他方で，反対の根拠として，借入取引でない取引をあたかも借入取引であるかのように表現することになるうえ，それぞれの資産または負債に固有の利子率として日常的な借入取引の利子率を適用することは不適切であるといわれている（FASB［1990］，paras. 241-242）。

平均取引利子率とは，当該企業のすべての類似する資産または負債に生じた過去の平均利子率を用いるものである（FASB［1990］，para. 226）。主な賛成の根拠として，過去の一定期間において発生した負債を平均した利子率が企業の信用状態を最も的確に反映し，限界的な取引を仮定した追加取引利子率よりも信頼性をもって測定されるといわれている（FASB［1990］，para. 244）。他方で，反対の根拠として，企業の平均利子率は異なる市場で異なる時点に生じた負債に対する利子率を反映したものであり，その利子率を用いて現時点の負債を測定することは表現の忠実性という点で疑問があるといわれている（FASB［1990］，para. 244）。

負債清算利子率とは，負債を清算するために必要な対価の額と将来キャッシュフローの見積額を等しくさせる利子率である（FASB［1990］，

para. 227)。主な賛成の根拠として，企業に対する請求権を負債として引き受けるに際して市場が要求する利子率であり，義務に付随するコストに最も近い測定値が得られるといわれている（FASB［1990］，paras. 247, 249)。他方で，反対の根拠として，負債を清算するための市場は通常は存在せず，また，清算を考えていない企業にとっては適切でないといわれている（FASB［1990］，para. 250)。

資産と負債を関連づける利子率とは，返済資金の源泉が何であるかによって負債の利子率が決定されるべきであるとする考え方に基づくものである（FASB［1990］, paras. 228, 254)。主な賛成の根拠として，資産と負債に共通の利子率を適用することによって，取引の実態に整合すると思われる一定の利益のパターンが得られるといわれている（FASB［1990］，para. 254)。他方で，反対の根拠として，負債は将来においてキャッシュアウトフローを伴うものであり，それは負債によって得た収入が営業活動に費消されようと不適切な投資で失われようと関係ないといわれている（FASB［1990］，para. 255)。

このように，現在価値測定における割引率としてはいくつかの適用可能な利子率が想定されるのであるが，負債の測定においては特に信用リスクの扱いが問題になることが指摘されている。すなわち，信用状況は市場において借入を行う際の利子率に明らかに影響を与え，借入金の原初受領額には信用状況が反映されるのであり，同一の債務を負っている場合には信用状況が異なっても同一の繰越額で報告を行うべきとする意見もあるが，信用状況の反映を使い分ける理論的な根拠は見出されていないとされる（FASB［2000］，paras. 83-85)。その一方で，信用状況の変化を評価に織り込むべきであるかどうかは慎重な検討が必要であるとされる（FASB［2000］，paras. 86-88，徳賀［2011］，134-141 頁)。

ここまで確認してきたように，現在価値測定において割引率は一義的には導かれず，その選択が測定の目的を決定するとして最も議論のある論点であり，特に負債の測定においては，信用リスクの反映が問題となるのである。次節では，退職給付会計において適用可能な割引率について，それぞれの割引率が持つ意義を確認する。

Ⅲ　退職給付会計における割引率

前節で確認したように，現在価値測定において適用可能な割引率としてはいくつかの選択肢が存在しており，それは退職給付会計においても同様である。退職給付の会計基準においても，かつては現行基準とは異なる割引率が採用されていた。本節では，会計基準における割引率に関する規定を確認したうえで，退職給付会計において適用可能な割引率について，その意義を確認する。

1.　会計基準における割引率

まず，現行の退職給付の会計基準において採用されている割引率について確認する。ASC 715 は，割引率は年金給付を事実上清算できる利率であり，年金契約の現在価格を決定している利率，または，優良確定収益投資の収益率を参照することもできるとしている（FASB［2017］，para. 30-35-43)。IAS19 は，割引率は優良社債の市場利回りを参照して決定するとしている（IASB［2013］，para. 83)。企業会計基準第 26 号は，割引率は安全性の高い債券の利回りを基礎として決定するとしている（ASBJ［2016］，para. 20)。このように，ASC715，IAS19 および企業会計基準第 26 号において

は，安全性の高い債券の利回りが共通して採用されており，これはリスクフリーレートそのものではないがかなり近いものであるとされる（FASB［1990］，para. 235）。

しかし，退職給付の会計基準が導入された当初から，安全性の高い債券の利回りが割引率として採用されていたわけではない。以下では，各基準における割引率に関する規定の変遷を確認する。

米国の会計研究公報（ARB）第 36 号および第 43 号においては，過去の勤労に基づく年金の費用について，剰余金に賦課させる方法，制度開始の期間の収益に賦課させる方法，現在および将来の各期間に配分する方法が検討され，過去の勤労に基づく年金の費用は現在および将来の勤労を考慮して発生するものであるとして剰余金に賦課することを禁じ，当期および将来の期間に配分することが要求されていた（AIA［1948］，AIA［1953］，chap. 13）。このように，初期の退職給付の会計基準においては，過去の勤労に基づいた費用の配分方法が規定されているのみであり，現在および将来の勤労に対する費用については，現金主義（cash-based）によって決定されていた（Napier［2009］，p. 233）。

ARB47 においては，収益と費用の対応を目的として，対象となる従業員の勤務期間にわたって費用を配分するためには，不確実な将来の給付をその支出の確定以前に見積もる必要があるとし，その見積もりに保険統計の手法を適用することが要求され，財務諸表には，従業員に対する年金支払義務の保険統計的に算定された現在価値に相当する発生額が反映されなければならないとされていた（AIA［1956］）。そこでは，あくまで費用を各期間に配分するために必要な見積もりの手段として保険統計の手法が適用されているのであり，また，利息費用の計上は要求されていない。

会計原則審議会（APB）意見書第 8 号においては，年金制度の原価の会計処理は会社によって大きく差があり，また，一つの会社にあっても年金原価の引当額に大きい変動がみられることからその会計慣行の相違を狭めるために意見書が必要であるとして，認められた保険数理による原価計算法を使った会計方法に基づいた年金原価の計上が要求されていた（AICPA［1966］，paras. 4, 6, 17）。また，会計調査研究書（ARS）第 8 号では，理論上の積立と拠出額に差があれば，その差額の利子の分だけ将来の拠出額が増減するのであり，その差額に対する利子は年金原価として認識されるべきであると指摘されており（Hicks［1965］，p. 9），APB 意見書第 8 号においても，年金原価と積立額に差額がある場合，その未積立あるいは積立超過に対する利子を年金原価に加減することが要求されていた（AICPA［1966］，paras. 42-43）(2)。

財務会計基準書（SFAS）第 87 号においては，年金費用と年金債務の発生は給付を定めている制度の条項から最も適合的で信頼可能な情報が得られるとして，勤務の年度に発生した費用を測定する基礎としてより直截に制度の給付算定式を重視し，純期間年金費用の勤務要素，予測給付債務および累積給付債務は，従業員勤務の各年度への年金給付の配分および数理的現在価値を計算するための数理上の仮定の使用に基づいて測定し，数理上の仮定には貨幣の時間価値と支払の確率を反映することが要求された（FASB［1985］，paras. 39, 97）。そこでの予定割引率は，年金給付が実際に清算されうる利率を反映しているものとし，年金契約の現在価格を決定している利率に関する利用可能な情報，および，優良確定収益投資の収益率を参照することができるとされた（FASB

［1985］，para. 44）。

米国における退職給付の会計基準の変遷については，次のように整理される。初期の段階においては，退職給付制度の設立・改訂以前にすでに発生している，過去の勤務に基づいた費用の計上方法のみが規定されていたのであり，現在および将来の勤務に基づいた費用については，基金への拠出を基礎とした現金主義による計上方法が採用されていた。その後，収益と費用を対応させることを目的として保険数理の方法が用いられるようになるが，そこでは基金への未拠出あるいは積立超過の部分が稼得すると期待される収益が，利子として費用に加減されていたのである。APB 意見書第 8 号までは，基金への拠出と本質的に異ならない年金費用に達することが暗黙的に要求されており，毎期の勤務費用よりも過去勤務費用の認識が問題とされていたといえよう（Napier［2009］，p. 234）。

これに対して，SFAS87 においては，給付建年金は事業主と従業員間における 1 つの交換であるとの基本的な考え方から，事業主の債務は勤務が提供される時に発生し，報酬費用は従業員が勤務を提供する年度に認識されるべきであると結論づけ（FASB［1985］，paras. 79, 95），債務の発生と勤務費用へと関心が向けられた（Napier［2009］，p. 236）。また，積立に関する諸決定は必ずしも費用の会計認識の基礎として使用されるべきではないとして（FASB［1985］，para. 81），割引率は実際に清算されうる利率を反映しているものとし，優良確定収益投資の収益率を参照することができるとされたのである。

基準の変遷については，IAS19 についても同様の流れがみられるといえよう。IAS19 の 1983 年版と 1993 年改訂版においては，退職給付コストを従業員からサービスが提供された期間の費用として計上することが要求され（IASC［1983］，para.12，IASC［1993］，para.16），その費用額を決定するために保険数理による評価方法を用いるとされていた（IASC［1983］，para.23，IASC［1993］，para.40）。1993 年改訂版は割引率について，債務の決済に当たって用いられる長期利子率又は類似の利子率が反映されたもの（IASC［1993］para. 48(a)）としている。これに対して，1998 年改訂版の IAS19 においては，割引率は貨幣の時間価値を反映するが数理上あるいは運用上のリスクを反映するものではないとして，優良な確定利付社債の利回りあるいは国債の利回りを用いなければならないとされた（IASC［1998］，paras. 78-79）。

日本においては，1968 年の企業会計上の個別問題に関する意見第二において，企業は従業員の提供した労働に対応する退職金の支給義務を，その支出の原因または効果の期間帰属に基づいて費用および負債として認識しなければならないとし（企業会計審議会［1968］，二 2），退職給与引当金設定の方法としては，将来支給額予測方式，期末要支給額計上方式，および現価方法が示された（企業会計審議会［1968］，四）。現価方法の割引率に関しては，税法基準に従い社会的平均的な利子率を適用していたとされる（増田［1992］，152 頁）。1998 年の「退職給付に係る会計基準」においては，支出までに相当の期間があり個別意見書においても認められ慣行として広く利用されていること，および，財政計算に用いられていることから現価方式を原則とするとし（企業会計審議会［1998a］，四 2 (3)），割引率は安全性の高い長期の債券の利回りを基礎とすることとされた（企業会計審議会［1998b］，二 2 (4)）。

ここまで確認してきたように，各基準の割引率に関する規定の変遷については，同様の流れ

があるとみることができよう。初期の基準においては，基金が稼得する投資収益による企業の拠出額の増減を費用計上額に反映させることが目的とされ，割引率としては基金の期待投資収益率が採用されていたのである。その後，基金への拠出と債務および費用の発生とは無関係であるとの考え方から，期待投資収益率とは異なる割引率として，リスクフリーレートにかなり近い安全性の高い債券の利回りが共通して採用されるようになったのである。

しかし，現行の各基準において，測定の目的が異なっていることには注意する必要がある。ASC715 は，割引率は年金給付を事実上清算できる利率を反映するものである（FASB［2017］，para. 30-35-43）としているのに対して，IAS19 は，債務が決済されると予想される利率の使用を棄却し（IASB［2013］，para. BC129），負債を従業員に対して企業が負っている資金調達額に相当するという見方を採用しているようである（IASB［2013］，para. BC75）。企業会計基準適用指針第 25 号では，退職給付債務を求めるために用いるものであるから，割引率には金銭的時間価値のみを反映させるべきであると述べられているのみである（ASBJ［2015］，para. 95）。

2. 退職給付会計における割引率とその意義

ここまで確認してきたように，退職給付の会計基準においては，初期の基準では基金の期待投資収益率が割引率として採用されており，その後，リスクフリーレートに近いといわれる安全性の高い債券の利回りが採用されるようになったのである。ここからは，退職給付会計において適用可能な割引率について，それぞれの意義について確認していくこととする。

現行の基準において採用されているのは，リスクフリーレートそのものではないがかなり近いものであるとされる，安全性の高い債券の利回りである。この割引率は，時間選好率を量的に測定するために用いられ，客観的で信頼性が高い測定値であり，ある資産または負債に固有の観察可能な利子率が存在しない場合に望ましいとされるものであった。退職給付会計における安全性の高い債券の利回りの採用は，実体の債務に焦点を合わせた信用状況によらない測定のほうが有用であるとする主張の代表例であるとされている（FASB［2000］，para. 84）。

しかし，実体の信用状況は，借入の際に明らかに影響を与え一般に負債の測定に組み込まれるのであり，信用状況の反映を使い分ける理論的な根拠は見出されていないともいわれている（FASB［2000］，paras. 82-83, 85）。そのため，退職給付債務の測定において，割引率に実体の信用状況を反映しないのはなぜかという問題が残されているといえよう(3)。

リスクフリーレートについては，それが清算利子率を表しているといわれることもある。すなわち，退職給付債務を第三者が受け入れる割引率としては，その債務に固有な義務やそれにともなうリスクのすべてを承継する代償として，受け取った資金を投資することで獲得できる元本と利息によって確実にその債務を完済できるような利回りが求められるのであり，この条件に該当する割引率がリスクフリーレートであるとされる（今福［2000］，76 頁）。清算利子率は，負債を清算するために必要な対価の額と将来キャッシュフローの見積額を等しくさせる利子率であり，これは企業に対する請求権を負債として引き受けるに際して市場が要求する利子率であるから，義務に付随するコストに最も近い測定値が得られるというものであった。退職給付会計においては，リスクフ

リーレートを適用することで，市場で第三者が債務を承継するために要求する利子率で評価することになるとされるのである。

しかし，清算利子率については，負債を清算するための市場は通常は存在せず，また，清算を考えていない企業にとっては適切でないことが問題点として指摘されていた。退職給付会計についても，企業が選択しなかった，あるいは選択しえない行動を会計上で擬制する明確な根拠は見当たらないこと（大日方［2000］，72-73 頁）が指摘されている。現行基準において，ASC715 は，割引率を事実上清算できる利率を反映するもの（FASB［2017］, para. 30-35-43）としており，この考え方が採用されているとみられる。これに対して，IAS19 は，債務が決済されると予想される利率は決済を計画していない企業にとっては関連がなく，また，決済に関する市場が人工的な構成物でありうるとして棄却している（IASB［2013］，para. BC 129）。

初期の会計基準において採用されていた基金の期待投資収益率とは，すなわち，前節で確認した資産と負債を関連づける利子率である。その割引率は，返済資金の源泉が何であるかによって負債の利子率が決定されるべきであるとする考え方に基づくものであり，資産と負債に共通の利子率を適用することによって，取引の実態に整合すると思われる一定の利益のパターンが得られるというものであった。理論上の積立と拠出額の差がある場合に，その差額の利子の分による将来の拠出額の増減を認識することが目的であるならば，この割引率は適切であるといえよう。

他方で，この割引率については，負債は将来においてキャッシュアウトフローを伴うものであり，負債によって得た収入が営業活動に費消されようと不適切な投資で失われようと関係ないことが問題点として指摘されていた。退職給付会計についても，資産収益率は資産が退職給付債務に対する完全なヘッジを表す場合に適切であるが，そのような証拠を見つけることは困難であると指摘されている（Khorasanee［2004］, p. 27, Napier［2009］, pp. 242-243）。現行基準においては，特定の資産への投資の選択は債務の性質や金額には影響せず，高リスクの資産への投資を選択したというだけで，認識する負債を小さくすべきではない（IASB［2013］, para. BC130）として棄却されている。

退職給付の会計基準において採用されたことはないが，追加取引利子率を割引率として適用することもできるであろう。追加取引利子率は，資産または負債の特性，現金の支払いを行う企業の特性を反映させるために用いられ，現在価値を取引価格の代替とみなす測定と論理的に整合する利子率であり，現在価値測定額に借入取引と同等の地位を与えることになるというものであった。退職給付を従業員からの借入とみる考え方は，先行研究においても多くみられるところであり（Archibald［1980］，pp. 87-89, Dewhirst［1971］，p. 367），割賦購入または借入購入との類似性から説明されるファイナンス・リース取引の会計処理において採用されている（山下［2010］，107 頁）ことからも，適用可能な割引率の一つといえるであろう。

しかし，この割引率は，借入取引でない取引をあたかも借入取引であるかのように表現することになるうえ，それぞれの資産または負債に固有の利子率として日常的な借入取引の利子率を適用することは不適切であると指摘されていた。退職給付会計についても，従業員が与信者と同じような信用度についての判断をすることはありえない（FASB［1990］，para. 241）と指摘されている。現行基準においては，

企業自身の信用格付けを反映させると，信用格付けの低い企業の方が負債を小さく認識することになる（IASB［2013］，para. BC134）として棄却されている。

これらの割引率に加えて，将来の支出額を割り引かない方法，すなわち，割引率をゼロとする考え方についても検討される必要があろう。このような考え方においては，退職給付支払総額が勤務期間中の労働サービスの消費に対応しているならば，勤務期間に退職給付支払総額を配分することが要請されるのであり（大日方［2000］，72 頁），労働サービスの消費に応じた費用の期間配分を重視するならば，貨幣の時間価値を反映する理由を見出すのは難しい（米山［2005］，136 頁）と指摘される。

ここまで確認してきたように，退職給付会計においても，適用可能な割引率としてはいくつかの選択肢が想定されるのであり，一義的には決まらないのである。

Ⅳ　測定の目的と適用される割引率

前節までに確認してきたように，現在価値測定においては適用可能な割引率がいくつか想定されるのであり，その選択によって測定の目的が決定されるといわれている。本節では，測定の目的との関係から，退職給付会計における割引率の選択について検討を行う。

すでに確認したように，現行の退職給付の会計基準においては，安全性の高い債券の利回りが割引率として採用されている点で共通しているが，その測定の目的は各基準によって異なっているといえる。ASC715 は，割引率を実際に清算されうる利率を反映しているとしていたのに対して，IAS19 は，清算されうる利率を棄却し負債を従業員からの資金調達額に相当するとしている。企業会計基準第 26 号は，貨幣の時間価値のみを反映することとしているが，その目的は記述されていない。

各基準の測定の目的との関係からは，採用されている割引率について次のようにいえる。前節で確認したように，退職給付会計においてはリスクフリーレートを清算利子率とみなすとする考え方が存在している。このように考えるならば，ASC715 における安全性の高い債券の利回りの採用は，割引率に実際に清算されうる利率を反映するとした測定の目的と対応しているといえよう。また，その測定の目的が基準において明示されていない企業会計基準第 26 号においても，同様に市場での清算が想定されている可能性もありえよう。

一方で，IAS19 においては，債務が決済されると予想される利率は決済を計画していない企業にとっては関連がなく，また，決済に関する市場が人工的な構成物でありうるとして清算利子率は棄却され，負債を従業員に対して企業が負っている資金調達額に相当するとした見方が採用されているのであった。このような基準の測定の目的と，割引率として採用されている安全性の高い債券の利回りとは適切に対応していないといえよう。IAS19 の目的からすれば，追加取引利子率が適用可能な利子率として想定されうるからである。

しかし，それぞれの割引率には問題点も指摘されていた。IAS19 においても指摘されているように，清算利子率については，清算のための市場が通常は存在しないこと，および清算を考えていない企業にとっては適切ではないことが，問題点として指摘されていた。追加取引利子率については，あたかも借入取引であるかのように表現すること，および従業員と与信者では信用度についての判断が異なりうることが，問題点として指摘されていた。

これらの割引率を適用することの問題点は，企業が選択しなかったか，あるいは選択しえない行動を擬制することにある。すなわち，清算利子率については，企業が清算を想定していないにもかかわらず債務を市場価値で評価することにどのような意味があるのかが問われなければならず，追加取引利子率については，借入取引とみなした債務の評価と利息費用の認識にどのような意味があるのかが問われなければならないのである(4)。

それでは，リスクフリーレートを清算利子率としてではなく，時間選好率のみを反映することを目的として適用しているとした場合にはどのように考えられるであろうか。この場合には，企業の行動を擬制するという問題は生じず，リスクフリーレートには客観的で信頼性が高いという利点もある。しかし，負債の原初認識において実体の信用状況を反映しないことの根拠は必ずしも明確ではなく，その評価にどのような意味があるのか，あるいは，そこで認識される利息費用が利益の計算にとってどのような意味を持つのかということが問われなければならない。

退職給付の会計基準において適用される割引率について，このような検討事項が残されているのはなぜであろうか。それは，Ⅱ節で確認したように，退職給付はその支出までに相当の期間があることや保険数理上の評価方式が採用されたことから，現在価値測定が当然に必要であると考えられたためであろう。しかし，会計上の測定値については，それだけを抜き出して議論をしても意味がなく，会計の目的との関わりのなかで議論しなければならないとされているのであった。そうであれば，退職給付会計における現在価値測定についても，退職給付債務の評価あるいは認識される利息費用の意義を，会計の目的との関わりからあらためて検討する必要があろう。

ここまで検討してきたように，現行の退職給付の会計基準において採用されている，安全性の高い債券の利回りを割引率として適用した現在価値測定の方法については，退職給付を従業員からの資金調達とする見方と対応しているとはいえない。その現在価値測定については，退職給付債務を市場価値で評価する，あるいは，貨幣の時間価値のみを反映するという目的と対応しているといえる。しかし，測定の目的をこのように考えたとしても，その測定による退職給付債務の評価と利息費用の認識について，どのような意味があるのかがあらためて問われなければならず，そこでは，会計の目的との関わりから検討される必要がある。

Ⅴ　おわりに

退職給付会計においては，その支出までに相当の期間があることから，貨幣の時間価値を反映させることが当然に必要であるといわれることも多い。しかし，財務会計において貨幣の時間価値を反映させることは必須の要請であるとはいえず，また，適用されるべき割引率も一義的に導かれるわけではない。現在価値測定において，割引率の選択は最も議論のある論点であり，その選択から測定の目的が決まると考えられているのであった。

そこで本稿では，測定の目的との関係から，退職給付会計において適用される割引率について検討を行った。現行の退職給付の会計基準においては，安全性の高い債券の利回りが割引率として採用されている。このような現在価値測定については，退職給付を従業員からの資金調達とする見方と対応しているとはいえず，退職給付債務を市場価値で評価する，あるいは，貨幣の時間価値のみを反映するという目的と

対応しているといえる。

しかし，測定の目的をこのように考えたとしても，その測定による退職給付債務の評価と利息費用の認識について，どのような意味があるのかが問われなければならない。会計上の測定値については，会計の目的との関わりのなかで議論しなければならないのであるから，退職給付会計における現在価値測定についても，会計の目的との関わりからあらためて検討される必要がある。

本稿では，現行の基準において採用されている現在価値測定が，どのような測定の目的と対応するのかが明らかとなった。しかし，退職給付会計における現在価値測定については，会計の目的との関わりから，退職給付債務の評価あるいは利息費用の認識の意義をあらためて検討する必要がある。

注

(1) 本稿は，退職給付の中でも確定給付の会計処理のみを検討の対象としている。また，会計基準の呼称について，「年金（pension）」が用いられているものについても，退職給付の会計基準として取り扱っている。ただし，本文を引用する際には原文のままとしており，表記は統一していない。

(2) ただし，未積立あるいは積立超過の部分の利子が年金原価に加減されるのみであり，基金により稼得された収益は損益計算には反映されない。

(3) IAS19 において数理計算上または投資上のリスクと企業固有の信用リスクが区別されているように（IASB［2013］，para. 84），退職給付会計においても企業の信用状況の反映については問題となる。

(4) これらの利子率については，市場が評価した信用リスクに関する情報を市場に戻すことにどれほどの意味があるかという問題もある（徳賀［2011］，136 頁）。

参考文献

American Institute of Accountants（AIA）［1948］，Accounting Research Bulletins（ARB）No.36, Pension Plans-Annuity Costs Based on Past Services.

American Institute of Accountants（AIA）［1953］，Accounting Research Bulletins（ARB）No.43, Restatement and Revision of Accounting Research Bulletins.（「会計研究公報第 43 号　会計研究公報再述・改訂版」渡辺進・上村久雄訳［1959］『アメリカ公認会計士協会　会計研究公報･会計用語公報』神戸大学経済経営研究所, 1-134 頁。）

American Institute of Accountants（AIA）［1956］，Accounting Research Bulletins（ARB）No.47, Accounting for Costs of Pension Plans.（「会計研究公報第 47 号　年金費用の会計」渡辺進・上村久雄訳［1959］『アメリカ公認会計士協会　会計研究公報・会計用語公報』神戸大学経済経営研究所，146-151 頁。）

American Institute of Certified Public Accountants（AICPA）［1966］，Opinions of the Accounting Principles Board (APB) No.8, Accounting for the Cost of Pension Plans.（「第 8 号　年金制度の原価の会計処理」日本公認会計士協会（国際委員会）訳［1978］『アメリカの会計原則―AICPA 会計原則審議会意見書』大蔵財務協会，81-118 頁。）

Archibald, T. R.［1980］，Accounting for Pension Costs and Liabilities (A Reconciliation of Accounting and Funding Practice), The Canadian Institute of Chartered Accountants.

浅倉和俊［2004］「財務情報のための現在価値」『経理研究（中央大学）』第 47 号，129-143 頁。

Dewhirst, J. F.［1971］, “A Conceptual Approach to Pension Accounting”, The Accounting Review Vol.46, No.2, pp.365-373.

Financial Accounting Standards Board（FASB）［1985］，Statement of Financial Accounting Standards (SFAS) No.87, Employers' Accounting for Pensions.（三菱信託銀行 FAS 研究会訳［1997］『米国の企業年金会計基準と適用指針 ： FAS87 号・88 号/87 号 Q&A』白桃書房。）

Financial Accounting Standards Board（FASB）［1990］，Discussion Memorandum, Present Value-Based Measurements in Accounting.（企業財務制度研究会訳［1999］『現在価値―キャッシュフローを用いた会計測定―』中央経済社。）

Financial Accounting Standards Board（FASB）［2000］，Statements of Financial Accounting Concepts No.7 Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements.（平松一夫・広瀬義州訳［2002］『FASB 財務会計の諸概念（増補版）』中央経済社。）

Financial Accounting Standards Board（FASB）［2017］，Accounting Standards Codification (ASC) 715, Compensation-Retirement Benefits.

Hicks, E. L.［1965］，Accounting Research Study（ARS）No.8, Accounting for the Cost of Pension

Plans, American Institute of Certified Public Accountants.
今福愛志［2000］『年金の会計学（ライブラリ会計学最先端 7)』新世社。
International Accounting Standards Board（IASB）［2013］, International Accounting Standard（IAS）No.19, Employee Benefits.（企業会計基準委員会・財務会計基準機構監訳［2013］国際会計基準第 19 号「従業員給付」『IFRS 基準』中央経済社。）
International Accounting Standards Committee（IASC）［1983］, International Accounting Standard (IAS) No.19, Accounting for Retirement in the Financial Statements of Employers.
International Accounting Standards Committee（IASC）［1993］, International Accounting Standard (IAS) No.19 (revised 1993), Retirement Benefit Costs.
International Accounting Standards Committee（IASC）［1998］, International Accounting Standard (IAS) No.19 (revised 1998), Employee Benefits.（大和総研編［1999］『IAS 退職給付会計―国際会計基準第 19 号「従業員給付」全訳と解説―』中央経済社。）
企業会計基準委員会（ASBJ）［2015］企業会計基準適用指針第 25 号「退職給付に関する会計基準の適用指針」。
企業会計基準委員会（ASBJ）［2016］企業会計基準第 26 号「退職給付に関する会計基準」。
企業会計審議会［1968］企業会計上の個別問題に関する意見第二「退職給与引当金の設定について」。
企業会計審議会［1998a］「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」。
企業会計審議会［1998b］「退職給付に係る会計基準」。
Khorasanee, Z.［2004］, “What Discount Rate Should be Used to Value Defined Benefit Pension Liabilities?,” Discussion Paper PI-0402, The Pensions Institute, Cass Business School.
万代勝信［2011］「測定属性」斎藤静樹・徳賀芳弘編［2011］『企業会計の基礎概念（体系現代会計学第 1 巻)』中央経済社，335-362 頁。
増田宏一［1992］「退職給与引当金」斎藤静樹・奥山章雄編［1992］『現代会計ケース・スタディー』中央経済社，148-158 頁。
Napier, C. J.［2009］, “The logic of pension accounting”, Accounting and Business Research Vol.39, No.3, pp.231-249.
大日方隆［2000］「年金費用の会計的測定と年金負債（第 51 回〔証券経済学会〕春季全国大会報告)」『証券経済学会年報』第 35 号，71-74 頁。
大日方隆［2013］『アドバンスト財務会計（第 2 版)』中央経済社。
徳賀芳弘［2011］「負債と経済的義務」斎藤静樹・徳賀芳弘編［2011］『企業会計の基礎概念（体系現代会計学第 1 巻)』中央経済社，113-163 頁。
山下奨［2010］「リース資産およびリース債務の測定問題」『産業経理』第 69 巻第 4 号，107-116 頁。
米山正樹［1999］「キャッシュフローの期間配分と『時間価値』」『経済論集（学習院大学)』第 32 巻第 3 号，137-154 頁。
米山正樹［2005］「退職給付会計と現行ルールの内的な整合性」『経済論集（学習院大学)』第 42 巻第 2 号，119-147 頁。

Ⅲ　平松一夫先生を偲んで

国際会計研究学会第 8 代会長の平松一夫先生が令和 2 年 12 月 2 日に逝去されました。享年 73 歳でした。ここに謹んでご冥福をお祈り申し上げ，鎌田信夫・野村健太郎・古賀智敏・橋本尚・杉本徳栄・山田辰己の各先生より寄稿された追悼文を掲載することに致します。

平松一夫教授を偲んで

鎌田　信夫（国際会計研究学会第 7 代会長・南山大学名誉教授）

平松一夫先生還暦記念出版委員会は，2007 年に，『国際財務報告論―会計基準の収斂と新たな展開―』（平松一夫編著）を出版された。そこで，私はこの著書によりながら平松学兄の研究の成果と姿勢を偲んでみたい。本書は，学兄のほか平松ゼミ生とゼミに所属した研究者 15 名が国際会計基準審議会（IASB）の「概念フレームワーク（CFW）」（1989 年）と会計基準および日本の財務会計基準委員会（ASBJ）の「財務会計の概念フレームワーク（CFW）」（2006 年）と会計基準を取り上げて，それらの対立と収斂を検討している。そこで，私もそのなかの基本的な 3 つの事項，すなわち 1.財務報告の目的，2.資本維持および 3.キャッシュフロー計算書の有用性について，「対立と収斂」の議論に参加して論じてみる。

１．財務報告の目的

IASB は CFW で「財務報告の目的は，現在および潜在的投資者，融資者およびその他の債権者が企業への資源の提供に関する意思決定をする時に，報告企業について有用な財務情報を提供することである」と述べ，財務報告は一般目的を指向することを明らかにしている。これに対して，企業会計基準委員会（ASBJ）の CFW は「財務報告の目的は投資家の意思決定に資するディスクロージャーの一環としての成果を測定し開示することである」と述べて，報告目的を「投資家の意思決定」に限定している。

平松学兄は，利用者について IASB の CFW と ASBJ の CFW とは基本的思考が「対立」していることを指摘し，学界に IASB と ASBJ との相互理解が得られるよう努力することを要請している。われわれは，この要請に応えなければならないという大きな課題を担うことになった。私は，財務会計は，投資者だけでなくその他の利用者にも適切な情報を提供するという役割を持ってきたから，一般目的を指向するものでなければならないと考えている。IASB は，利用者として現在の投資者および潜在的な投資者以外に融資者や仕入先などを含めているが，主たる利用者（primary

user）は，実際には投資者であるとみている。それは出資者に対する企業の 1.経済的資源，2.請求権および 3.経済的資源の利用に関する情報は，他の利用者の情報ニーズにも適合すると考えているからである。したがって，この点では ASBJ の CFW が IASB に収斂する可能性は残されている。

２．資本維持

資本維持とは期首資本を維持することをいう。期末資本が期首資本を超過していれば，その差額は利益であり期首資本は維持されているとみる。これに基いて，1 企業の j 期の利益と期首資本および期末資本との関係を下の等式で示すことができる。

j 期の利益＝j 期の期末資本－ j 期の期首資本　　$INCj = Wj - W_{j-1}$　　（1）

これに j 期の配当および資本の払い込みを含めると（1）式は次のようになる。

j 期の利益＝j 期の資本主とのキャッシュフロー＋j 期の純資産の差額

$$INCj = CFj + (Wj - W_{j-1}) \quad (2)$$

名目資本維持の時は，利益は（2）式のとおり計算される。このように利益を計算するため，期末資本から期首資本を差し引くことは一般に承認されている。しかし，この期首資本が何であるかについては一般な承認はない。多くの場合，これは名目貨幣資本が用いられているが，その他に購買力貨幣資本と実体資本が用いられることもある。購買力資本維持による時は，名目貨幣資本による利益のうち「一般物価水準の増加を超える部分」を利益とする。物的資本維持による時は，その期間に増加した現在原価を利益とする。したがって，保有資産および負債の価格変動は，それらの測定尺度の変動で利益ではなく，資本維持修正額として処理する。IASB の CFW は，これらの 3 つの資本維持モデルの選択を経営者の判断に委ねている。これに対し，ASBJ の CFW は，資本維持について全く述べていない。しかしながら資本維持は利益測定の基本的前提であると理解されているから，ASBJ は資本維持について CFW で明記にしておくことが望ましい。

３．キャッシュフロー財務業績

IASB の CFW は，財務業績として発生主義会計による財務業績の他に，過去のキャッシュフロー業績を取りあげている。IASB の国際会計基準 7 号（IAS7）は，「キャッシュフロー計算書は，他の財務諸表とともに利用される場合，利用者が企業の資金創出能力と企業が資金をどのように利用しているかを評価するために役立つ情報を提供する」と述べている。言い換えれば，キャッシュフロー計算書は取得原価評価，原価の期間配分および収益費用の対応による利益計算を中心とする会計（発生主義会計）の欠点を補完するために財務諸表のひとつとして加えられた。これに対して ASBJ の CFW では，「財務諸表における認識と測定」でキャッシュフローに言及しているが，キャッシュフロー計算書の財務諸表における位置づけあるいは役立ちについて全く述べていない。平松学兄は IASB の方向性に対して，「キャッシュフローを損益計算のアンカーとして機能させるために，企業が成立してから解散するまでの全期間のすべてのキャッシュフロー（収入と支出）を，成果中性的なものを除いて，各期間に収益または費用として配分する思考がなお存在する」ことを指摘している。この指摘は，ASBJ の CFW を理解するため極めて適切である。IASB と ASBJ の CFW の根底にはこのような思考の対立が認められる。

平松教授は，学会運営にいつも積極的に参加していた。特に私が会長であった 2000 年の第 17 回大会は，国際会計教育研究学会（IAAER）と共催で，“Challenges for Accounting in the Global Economy” という統一テーマで行われた。この時，学兄は IAAER の Director として大会運営に参加し，外国からの多数の出席者に幅広く対応していた。また学兄はアジア会計研究学会（AAAA）の創立のため創立者の側に立って努力していた。AAAA は AAA（アメリカ会計学会）の国際部長（当時）Saudagaran 教授によって創立の準備が進められ，2000 年 8 月に創立総会がシンガポールで開催された。学兄は，私を含む数名の日本からの参加者とともに，創立総会や当日の研究報告会の準備を引き受けていた。

わが学会が平松教授を突然失ったことは，国際会計の研究や学会運営の上で学会にとって大きな損失であったが，学兄が指示されたガイドラインを参考に，国際会計の研究と教育をより前進させていかなければならない。

最後になりましたが，会員の皆様とともに平松教授のご冥福を心からお祈り申し上げます。

平松一夫先生の御逝去に接し

野村健太郎（国際会計研究学会第 10 代会長・大分大学名誉教授）

平松一夫先生が令和 2 年（2020 年）に御逝去されました。誠に残念，心より哀悼の意を表します。まだお若くして（日本人の平均寿命に比べて），亡くなられたことが悔やまれてなりません。

先生との想い出の一つとして，ミューラー／ガーノン／ミーク『国際会計入門』（中央経済社）を，共同監訳者として，一緒に作業を進めたことが感慨に憶えます。本書は第一版，第二版，第三版として版を重ね，多くの読者から愛読を受けました。共訳に参加された方々と共に力を合わせて作業を進めることができたことを懐しく想起され，訳語の統一，簡明な文章を書くことを若い各先生方と力を合わせることができ，誇りに思います。

本書は，グローバル経済にあって，主に米国に本拠地を置く多国籍企業集団がグローバルに活動するに際して，政治的，経済的，技術的，文化的，法的な環境が相違する世界各国において，如何に持続可能な形で存在するかを各指標を基にして探求したものですが，それは，日本に本拠を置く多国籍企業にも妥当するものとして，多くの読者から賛同を得ることが出きました。グローバル次元で連結経営の意義を問うもので，今日でも通用する概念と思われます。エンティティーとしての企業集団を考慮した国際会計入門としてふさわしい著書であります。このような著書を共同監訳者として平松先生と協働できたことに対して誇りに感じます。

先生の御研究の特徴は，企業情報の開示に向けられるもので，『外部報告書会計』にその特徴を見ることができます。情報の測定の側面に注力されず，開示の面に力を注がれ，多くの業績を残されました。国際会計研究学会の他，ディスクロージャー研究学会や日本経営分析学会の役員として活躍されたことからもその特徴が窺われます。

また，御著書『年次報告書会計』により，日本会計研究学会「太田賞」を受賞されたことも注目されます。海外では，とくにインドネシアの会計教育にも関心をもたれ，多くの業績を残されまし

た。インドネシアに早くから関心を持たれ，その会計教育に研究対象とされたことには注目するに値すると思います。

先生が増谷裕久先生（元関西学院大学教授）の愛弟子としてその薫陶をうけられたことは特筆に値するもので，恩師を大切になさる点は，傍からみても微笑ましいものでした。その師弟愛は先生の後継者として活躍している弟子の諸先生にも受けつがれているものです。

以上は，平松先生の学問，学界活動を中心に見てきたものですが，その他，大学の運営に対しても尽力され，関西学院大学の学長として重責を全うされ，同大学の発展に寄与なさったことが注目されます。学長職という激務をこなされたことは，まさに賞讃されるべき出来事と申せましょう。

以上のように，学問の世界，学界活動，大学運営に多大の御貢献を残された平松先生に深い感謝の念を申し上げます。霊界においても，カラオケに御一緒して楽しく過ごしたく存じます。しばらくお待ち下さい。いずれそちらに参りますから。平松一夫先生サヨウナラ，またお会いしましょう。一文を草しました。心から哀悼の意を表します。

平松一夫先生のご逝去を悼む

古賀　智敏（国際会計研究学会第 11 代会長・東海学園大学）

2020 年 12 月 2 日，わが国会計研究・教育・制度を長年にわたって牽引してこられた関西学院大学の平松一夫先生の突然の訃報に接し，言葉を失った。最近，体調が良くないとは側聞していたが，IFRS 会計の教育・制度のパワフルなリーダーのあまりに早すぎる永遠の旅立ちに，同世代の学界人の一人として様々な場面での思い出が去来した。

平松先生のお名前を初めて印象づけられたのは，私が 1980 年代初頭にＮＹでの会計事務所から帰国して大学に初めて奉職するようになった頃のことであった。大学院指導教官でいらした武田隆二先生（神戸大学に，かつて大学院で情報会計の萌芽期に情報会計の質的特性を研究していたこともあり，わが国での当時の最新の研究動向をお聞きした折に紹介していただいたのが，後に平松先生の学位論文となった『外部情報会計　会計代替案選択問題の研究』（1980，中央経済社）であった。その後のわが国での会計情報の価値関連性実証研究の基盤となるアメリカでの情報会計の研究を理論的に体系化された研究書であり，当時の最新研究であった。これが平松先生のお名前を印象づけることになり，その後の先生の会計研究や国際会計研究の礎となったことは，想像に難くない。

平松先生のわが国会計研究学会，とりわけ国際会計学会に対する圧倒的な貢献は，端的に言えば，今世紀 IFRS の制度の導入と進化･発展に向けての制度基盤のフロントランナーであり，IFRS を抱き込んだわが国会計制度･教育普及の立役者の一人として名声を高められた点である。平松先生の関係著作を拝見するだけでも『会計制度改革と企業行動』（共編著 2004），『会計基準の国際的統一―国際会計基準への各国の対応』（共編著 2005），『国際財務報告論　会計基準の収斂と新たな展開』（編著 2007），『IFRS 国際会計基準の基礎』（監修 2011），及び『体系現代会計学第 4 巻会計基準のコンバージェンス』（共責任編集 2014）等，わが国 IFRS 会計の歴史的足跡そのものである。

平松一夫先生のもう一つの側面は，広くわが国会計基準･制度のグローバル化を促進し，広く世

界に向けての発信ネットワークを構築された点である。わが国企業会計の先駆者として，国際会計研究学会第 2 代会長の中島省吾先生が著名であるが，平松先生は，中島先生とご一緒にアメリカに同行され，それが後に平松先生がグローバルな舞台で活躍される一つの大きな基盤となったこと，想像に難くない。その詳細は 2013 年 12 月に中島先生がご逝去された時の平松先生の追悼文の中に詳述されている（国際会計研究学会年報 2013 年度第 1 号，155･156 頁）。この中から，いくつかを取り上げ，紹介しておきたい。

1987 年に京都で世界会計教育者会議が開催されるに先駆け，1984 年に世界の会計学者が集まって IAAER（世界会計学会）が設立され，その初代副会長に就任されたのが中島先生であり，その後，関西学院大学で IAAER を国際会計研究学会と共催され，平松先生が世界会計学会の会長として活躍され，またアメリカ会計学会（AAA）副会長に就任されるなど，これほどまで国際舞台で華々しく活躍され，日本の情報発信に貢献された会計人はほとんどおられなかっただけに，平松先生の我が国会計研究・制度の国際化に対する貢献は甚大かつ顕著であった。

こうした平松先生の国際会計の原点は，関西学院大学の専任講師時代に米国ワシントン大学で 2 年間を過ごされ，そこで国際会計研究の権威，ミューラー教授やチョイ教授との親交がその後のグローバルな舞台での活躍の下地となったことであろう。日本人離れした英語でのジョークは，平松教授の英語コミュニケーション能力の高さの一端を示すものである。いま日本の会計研究のグローバル化がますます期待される中，平松一夫教授の傑出した功績を偲び，さらなる推進を次世代に期待するばかりである。

平松一夫先生を偲んで

橋本　尚（国際会計研究学会前会長・青山学院大学）

イエスは言われた。「わたしは復活であり，命である。わたしを信じる者は，死んでも生きる。」（ヨハネによる福音書 11 章 25 節）

わが国国際会計研究・教育の第一人者であり，学校法人関西学院理事長，関西学院大学学長をはじめ，国際会計教育研究学会（IAAER）会長，日本会計研究学会会長，国際会計研究学会会長，企業会計審議会会長など国内外で数多くの要職を務められた平松一夫先生は，2020 年 12 月 2 日，与えられた地上での歩みを終え，主によってみもとへと召されました。平松先生の生前の御功績を讃え，先生との思い出や教え・学びを記して追悼文と致します。

顧みれば平松先生との出会いは，1984 年 6 月 23 日に本学会の設立総会が，そして，12 月 8 日に第 1 回研究大会が，早稲田大学で開催された時であったと思う。当時，博士後期課程 1 年であった私は，学会開催の準備を初めて経験した。『外部情報会計：会計代替案選択問題の研究』（中央経済社）などの著作でお名前は存じ上げていたものの，干支が一回り上の先生に実際にお目にかかったことはなかった。

1987 年 10 月 7 日～10 日に国立京都国際会館で開催された第 6 回国際会計教育会議は，アジアで初めて開催された会計に関する国際会議であった。私の指導教授の染谷恭次郎先生が組織委員会

委員長を務められていたこともあり，私は，身近で補助者として駆け回っていた。平松先生は，第Ⅰ分科会 c で「日本企業における会計教育・研究の役割」と題して報告された。この会議のアルバムには，レセプションで談笑されている 40 歳の先生の 1 コマが収録されている。会議の前後，シドニー大学のチェンバース先生やワシントン大学のミューラー先生など著名な先生が，早稲田大学で記念講演をされた。チャイムと同時に教室の扉を閉める増谷裕久先生と染谷先生の親交が深かったことやミューラー先生との関係もあり，平松先生も上京され，たしか新幹線のグリーン車に初めて乗車されたとお話しされていた。

1992 年 10 月 8 日～10 日には，第 7 回国際会計教育会議がアメリカのアーリントンのマリオット・クリスタル・ゲートウェイホテルで開催された。平松先生は，奥様と同伴で参加されたと記憶している。私が初めて参加した海外での国際会議であった。長年にわたってさまざまな国際会議や海外の学会に積極的に参加され，座長や報告者などの常連として多大な国際貢献をされてきた先生とは，その後も国内よりは海外でお目にかかる機会の方が多く，日本の国際的な立ち位置やプレゼンスなどについて，直々に親身に教えていただいた。

2000 年 10 月 6 日～7 日には，神戸国際会議場で，平松先生を準備委員長として，IAAER の第 3 回研究会議と共催で本学会の第 17 回研究大会が開催された。私は，自由論題で報告を行った。6 日の会員総会の最中に鳥取県西部地震があり，阪神大震災の記憶が一瞬頭をよぎった。「毎日大量の電子メールが送られてくるし，国際会議を主催するのはたいへんだ。これで最後にしたい。」と先生が本音を吐露されていたことを思い出す。学会後の 12 日に駿河台大学でミューラー先生の講演をお願いしていたこともあり，9 日には，ミューラー先生，平松先生，木本圭一先生，小池賢治先生（駿河台大学経済研究所長）と私で打合せを兼ねて祇園のお茶屋さんへ行き，舞妓・芸妓と楽しい一時を過ごした。ミューラー先生は，exclusive で private な体験とたいへん感激され，丁重な御礼状をいただいた。

先生は若い頃から毎年アメリカ会計学会（AAA）の年次大会に参加されてきた。2001 年 8 月のアトランタ大会は欠席されたが，申込みをしていたので出席扱いとされ，連続参加記録が途絶えることはなかったというエピソードもある。

平松先生は，本学会の第 8 代会長（2002～2005 年），第 9 代会長代理（2006～2008 年）を務められた。先生を通じて開催の打診があり，2007 年 11 月 23 日～25 日には，第 24 回研究大会を青山学院大学で私が準備委員長となって開催させていただいた。

2009 年 6 月 17 日～19 日には，平松先生からお誘いを受けて，聞慶で開催された韓国会計学会の年次大会に参加した。アジア諸国の学会との国際交流では，先方は会長が来日するのが通例であるが，日本からはなかなか行かない。日本は，個人的な関係や属人的な対応に終始しており，組織として対応する人財も十分でなく，国際交流の重要性が理解されていないと嘆いておられた。この年の 9 月に関西学院大学で開催された日本会計研究学会第 68 回大会で準備委員長を務められた平松先生は，会長に就任され（任期は 2012 年まで），日本の会計基準，会計研究，会計教育のグローバル化に自ら範を示された。また，2010 年～2015 年には，日本人として初めて国際会計教育基準審議会（IAESB）の委員も務められた。

2014 年 11 月 13 日～15 日には，第 12 回世界会計教育・研究者会議が開催された。13 日にフィ

レンツェ市庁舎ヴェッキオ宮殿の中でもひときわ荘厳な 500 人広間で行われた開会式で，平松先生は IAAER 会長（2013 年～2014 年）として挨拶された。まさに先生の国際的な晴れ舞台の 1 つであった。その瞬間に立ち会えたことは，とても光栄であった。

2016 年 1 月 9 日の「関西学院での 56 年～生徒・学生として，そして教員・研究者として～」と題する最終講義には私も駆けつけた。また，8 月 6 日～10 日には，AAA の 100 周年記念大会がニューヨークで開催された。平松先生は，9 日午前に日米欧の学会会長経験者としてバース先生，クリステンセン先生とともに全体会議 Becoming a Learned Profession by 2036 に登壇された。これも先生の国際的な晴れ舞台の 1 つであった。また，同日午後に開催された The Voluntary Application of IFRS in Japan and Considerations for Future Mandatory Application と題するジャパン・セッションでは，モデレーターを務められた。当日の夜には関係者が寿司田で痛飲し，胸襟を開いた会話でジャパン・セッションの成功を祝った。帰国後，8 月 26 日～28 日に関西学院大学で開催された本学会の第 33 回研究大会であらためて御礼を申し上げるつもりでいたが，先生が体調を崩され，叶わなかった。しかし，2017 年 2 月 14 日の企業会計審議会・会計部会でご一緒することができた。

平松先生との出会いを神に感謝致します。天国で安らかに憩われますよう，心よりお祈り申し上げますとともに，本学会の一層の発展のために尽力することをお誓い申し上げます。

平松一夫先生を偲んで

杉本　徳栄（国際会計研究学会会長・関西学院大学）

■大切な 1 冊

書斎にはお気に入りの絵画などとともに，新刊書，研究課題の関連書，そして専門書に限らず，学生時代から感銘を受けた大切な本だけがある。これらが書斎の中心に座るわたしをいつも取り巻いている。蔵書が増え続けるなか，断捨離よろしく，機会あるたびにかなりの書籍を処分してきた。

『外部情報会計―会計代替案選択問題の研究―』（中央経済社，1980 年）は大切な 1 冊である。

大学院修士課程のときに，恩師 吉田寛先生の博士学位論文の出版物でもある『会計情報の理論』（日本経営出版会，1968 年）を読み解き，その展開の先に位置する会計情報論や情報会計の最先端の研究成果が『外部情報会計』であった。向学心旺盛な当時，本書から受けた衝撃は今なお鮮明に蘇る。

その後，日本会計研究学会太田賞の受賞作『年次報告書会計』（中央経済社，1986 年）や『国際会計の新動向―会計・開示基準の国際的調和』（中央経済社，1994 年）などの優れた単著もあるが，その感動の大きさや影響力からすると，わたしは『外部情報会計』が好きだ。平松一夫先生の研究成果に初めて触れた著作である。

博士後期課程に入学後，恩師の指導により，韓国ソウルに所在する三大名門大学（SKY（スカイ））の延世（ヨンセ）大学校（Yonsei University）大学院へ 1 年間留学した際に，日本から持ち込んだ数冊の本の 1 冊でもある。現地の書店で購入した本を読み進むうちにどうもどこかで読んだ記憶がある。持ち込ん

だ本と急いで照合すると，書名は異なるが一字一句まったく変わらない――『外部情報会計』の全訳書だが，原著者名は韓国の著名な教授。翻訳権取得などの記述はみられず，明らかに剽窃本である。当時ようやく著作権法が全面改正されて厳格になっただけに，探せば同じような本がいろいろと出てきたかもしれない（当時の日本でも，たとえば米国財務会計基準審議会（FASB）の報告書等の全訳なのに研究書として出版されたものもあったりしたが）。

平松先生に初めてご挨拶できたのは研究職に就いてからである。先の韓国版『外部情報会計』の件を話題にした際に，「まったく知らない。でもとても光栄だ。できればコピーを送って」との言葉に，先生のお人柄にも接した。後日，そのコピーをご覧になって，笑顔で「ホンマや」。

■<u>人との繋がりの大切さ，そして国際交流</u>

「韓国での知名度は杉本さんには完全に負けるは」――世界会計学会（IAAER）会長や米国会計学会（AAA）副会長など海外でも多くの要職に就かれた平松先生とともに，韓国会計学会（KAA）との国際交流で 2006 年から十数年にわたってご一緒してきたときの言葉が忘れられない。いつも簡潔な表現のなかにはなにがしかのメッセージがある。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のパンデミックによるリモートと巣ごもり生活で，海外の映画やドラマを視聴する機会も増えた。韓国映画『1987，ある闘いの真実』（張俊換（チャンジュナン）監督，2017 年製作）は，語学力を維持することも兼ねて妻が準備した数編の 1 つだが，わたしは終始画面に釘付けになった。舞台はまさに留学時の延世大学校の新村（シンチョン）キャンパスだ。

内容については触れないが，学生運動の全盛期によくソウルに留学に来たねと，いまも友人たちが微笑み振り返る。催涙弾ガスが鼻腔や皮膚を刺すなか，皆よく勉強した。毎週末はきまってキャンパス前の歓楽街に繰り出しては盛り上がった。専攻分野を問わず，新たな人との繋がりや信頼関係が培われた若き日々だ。当時があるからいまがある。

平松先生とは，当初は日本でよりもむしろ AAA の年次大会で毎年お会いし，ご一緒する機会が増えた。研究の場だけでなく，その後の場などでの交流をとても大切にしてこられた。人との繋がりを重視され，その輪は非常に大きなものだ。

次の話はあまり広く知られていない。韓国の会計基準設定主体である韓国会計基準院（KAI）／韓国会計基準委員会（KASB）からの要請で，平松先生に諮問委員会委員就任の打診があった。仲介役としてお伝えしたところご快諾され，数年間にわたって定期的にソウルを訪問し，韓国の基準開発にも貢献された。規定により旅費のみの支給のため，委員長の発案で会議の前後にセミナーなどを開催し，日本の会計事情等を紹介したものである。委員長だった徐正雨（ソ ジョン ウ）先生（国際会計基準審議会（IASB）前理事，国民（クンミン）大学校名誉教授）は当時のことを振り返り，いまなお感謝の気持ちを示されている。

訃報をお伝えした際に，徐先生と朱仁基（ジュイン ギ）先生（国際会計士連盟（IFAC）会長，延世大学校名誉教授）からいただいた弔意のなかから，平松先生へのお言葉も添えておきたい――「彼は会計のグローバル化に多大な貢献をした国際的な研究者である」。

わたしたちには決して忘れてはならないことがある。

コア・スタンダードの設定作業計画を進めていた国際会計基準委員会（IASC）が設置した戦略作業部会は，IASC の組織改革を目的とした。ディスカッション・ペーパー「IASC の将来像」（1998 年）や最終報告書「IASC の将来像に関する勧告」（1999 年）を公表し，今日の IASB の礎を築いた。戦略作業部会は 14 名からなる。平松先生はそのひとりとして参加し，国際会計の発展に尽力されたことは特筆すべきことである。

関西学院とのご縁も平松先生からのものである。いつも胸襟を開き，信頼構築に向けて人と人との交流を大切にされ，真実一路の信念に燃える情熱と飾らないお人柄，その優しさにはお礼の言葉もなく，多くのことを学ばせていただいた。隣人・社会・世界に仕えるため自らを鍛えるという，関西学院のスクールモットーである Mastery for Service（奉仕のための練達）を体現されたお姿は脳裏に刻み込まれている。

平松先生とご一緒した年月は何物にも代えがたく，いまはキャンパスが寂しく感じる。

最後になりましたが，平松一夫先生に心より感謝をし，ご冥福をお祈り申し上げます。

30 年にわたるお付き合いに感謝を込めて

山田　辰己（中央大学）

平松一夫先生と初めてお会いしたのは，今から 30 年前の 1991 年，パリの経済協力開発機構（OECD）で開催された会計フォーラムでした。平松先生は，パネリストとして参加されておられ，私は，会計基準を研究する財団法人企業財務制度研究会（COFRI）から参加していました。爾来，30 年にわたって平松先生とはいろいろなご縁を結ばせていただきました。特に，パリでの出会いとレストランで飲んだ高級ワインの思い出は，平松先生ご自身もたびたび話題にされていて，先生と共有できた楽しい時間の思い出の 1 つです。

1992 年に米国財務報告基準審議会（FASB）が呼びかけて FASB の事務所があるノーウォークで開催された第 2 回世界会計基準設定者会議[1]に平松先生と一緒に COFI の理事長の代理として参加する機会を得たことは忘れられない思い出です。その前年 6 月に開催された第 1 回会議に続き，各国の会計基準設定主体それぞれが直面している問題を話し合い，協力して解決していこうという気運が盛り上がっており，23 か国 10 機関から 94 名が参加した大きな会議でした（IASC 次期議長の白鳥栄一氏も参加されていた）。会議では，明示的に概念フレームワーク（CFW）が必要であるかという点や各国が直面してる会計問題は何か（金融商品，外貨換算及びリースなどが多くの国から挙げられた）について議論されました。特に，国際的調和化が短期で実現しないことを考えると，国際的な市場での資金調達には，国際会計基準（IAS）及び CFW を使うことを主張する意見も出されました。この会議の参加者の多くが，その後，国際会計基準員会（IASC）や国際会計基準審議会（IASB）の活動に参画していることを考えると，有意義な会議でありました。私は，その場で，COFRI を代表して，存在感を持った発言をされた平松先生の姿勢に多くのことを学ばせていただきました。会計基準のグローバルな調和化のために，主張すべきは主張し，他方で，お互

いの状況を理解し合うことの重要性を痛感し，この経験は私自身にとってその後の人生の生き方を決めるうえで大変貴重な経験でした。また，この会議の前日には，夕食もはさんで FASB 議長と個別会談を行い，COFRI の設立を含む日本の会計基準設定状況などに関する意見交換を行いました。これにより，翌年の FASB 議長の来日が決定し，また，FASB のヘッジ会計に関するリサーチ・レポートを COFRI が翻訳することも決まりました。帰路の飛行機の中で，これら一連の会議を通して，欧米の会計基準設定主体間で活発な交流があることを改めて痛感し，「日本もその一端に連なり，役割を果たさなければならない」と漏らされていた平松先生の言葉が今でも忘れられません。

平松先生は，現在の IASB の設立構想の作成にも関与されています。IASC の戦略作業部会のメンバーとして，1998 年 12 月に公表された「IASC の将来像（Shaping IASC for the Future）」(2) の議論に参加され，それまで，各国の職業会計士団体がメンバーであった IASC を根本的に改革し，14 名の専門家からなる理事会（IASB）を組織し，その専門家による国際会計基準（現在の「IFRS」）の設定という枠組みの創設に貢献されました。これによって，各国の職業会計士団体をメンバーとすることによる政治的な要素の希薄化を図り，より会計理論に基づいた基準設定の枠組みが作られました。また，各国の会計基準設定主体とのより直接的な関係作りも図られることになりました。平松先生は，JICPA ジャーナルに掲載された論文で，ご自身の戦略作業部会での経験から，当時のグローバルな議論を主導している「G4+１」（米，英，加，豪に IASC を加えた会議体）という実態があり，「我が国が国際社会で影響力を保持することを意図するのであれば，より積極的に政策決定に関与する戦略をとることが肝要」であることを指摘されています。平松先生が感じられた危機感は，その後の関係者の努力で改善しているとも思われますが，しかし，我が国の立ち位置の在り方に関する普遍的な警句として心に留めておかなければならないご指摘であると強く共感しています。

アメリカ会計学会（AAA）は，2016 年に 100 周年を迎えました。2016 年 8 月にニューヨークで開催されたその記念大会で，国際会計研究学会主催・日本会計研究学会協賛によりジャパン・セッションが開催されました(3)。このセッションの開催実現のために，平松先生は大変なご尽力をされました。日本における事前の準備会合でもテーマの選定などに大変な情熱を注がれました。テーマは，「日本における IFRS の任意適用と今後の課題」で，当日は，平松先生がモデレーターとして参加され，セッションの冒頭で，日本における IFRS の適用状況について話をされました。それに続いて，4 名の報告者がそれぞれの立場から日本の任意適用の現状などについて報告をし，その後報告者の間でディスカッションが行われました。このセッションには，IASB や FASAB の理事なども聴衆として参加し，セッション終了後彼らからは評価する声が聴かれました。

これまで，私が最も印象深く感じている 3 つの思い出を綴ってみました。1992 年という各国の会計基準設定主体間の連携の黎明期における日本からの発信，1998 年という IASC から IASB へとグローバル基準の設定の枠組みが大きく変化するときのその枠組み作りへの貢献，そして，米国基準とともに IFRS の 2 大グローバル基準としての位置が定まった後の 2016 年における日本の状況の対外発信と，平松先生は，この 30 年，その時代時代を導くリーダーとしての役割を果たされ，時代を駆け抜けられました。

次の時代のさらなる展開についてどのようにお考えだったかをお聴きできなかったことを残念

に思います。多くの感謝とともにご冥福をお祈りします。

注

（1）平松先生による会議報告は，COFRI ジャーナル No.9（1992.12）の 36 から 57 ページに掲載されている。

（2）この内容などについては，平松先生が執筆された「『IASC の将来像』の内容と我が国への影響」（JICPA ジャーナル，1999 年 3 月号（Vol.11No.3）で説明されている。

（3）ジャパン・セッションの報告内容は，「国際会計研究学会年報―2016 年度第 1・2 合併号（通号 39・40 合併号）―」123 から 184 ページを参照されたい。

Ⅳ Summary of Articles

The Impact of IFRS on the Japanese Accounting System and Corporate Behavior

Akira USUI
WASEDA UNIVERSITY

This paper provides an overview of the impact of IFRS on the Japanese accounting system and corporate behavior since 2000 from a historical perspective, and explores the future of Japanese accounting. Since the end of World War II, Japan has been catching up with U.S. GAAP and elaborating on J GAAP; in the 21st century, Japan has been promoting convergence between J GAAP and IFRS. Accounting systems are increasingly designed from the perspective of a global economic system rather than a single national economic system. Hence, it is very important for Japan to contribute to global consensus building. Japanese academia and practice should collaborate to provide theoretical and empirical evidence for the design of global accounting systems. Furthermore, Japanese universities should develop human resources who can contribute to the design of global accounting systems.

Factor Analysis of the Change from Historical Cost Accounting to Fair Value Accounting in Japan

Kohei MIYAMOTO
KOBE GAKUIN UNIVERSITY

This paper considers the factors that have changed from historical cost accounting to fair value accounting due to the incorporation of IFRS into Japan's accounting system. In the consideration, "Comparative Institutional Analysis", which is an analysis tool of economics, is used.

As a result of model analysis based on the previous research of "Comparative Institutional Analysis", the mechanism of the decrease in the gain of the principal due to the existence of "information asymmetry" was clarified. And it has been shown that the display of fair value accounting information alleviates "information asymmetry" and enables accurate assessment of surplus fund management activities. Then, it is concluded that this is one factor in the introduction of IFRS.

And another model analysis showed that if the agent was "risk-neutral", the presence of "information asymmetry" did not reduce the principal's gain. In this regard, Japanese companies tend to be relatively "risk-averse" and are in a state of "bankruptcy restrictions" where they do not have abundant funds on hand. Therefore, it is considered that the existence of "information asymmetry" is a factor in reducing the gains of principals. Then, it is concluded that this is one factor in the introduction of IFRS.

Lessor Accounting Models of Accounting for Leases
— Contemporary significance of revisiting Derecognition Approach —

Megumi SATO
CHIBA KEIZAI UNIVERSITY

The purpose of this paper is to discover lessor accounting issues that have been abandoned for cost-benefit reasons and to examine concepts that help solve more general lease accounting problems.

First, this paper gave an overview of the lessor accounting, which was examined in the process of developing the lessee's right-of-use model and extracted two issues. The first issue is the subsequent measurement of residual assets in the derecognition approach. The second issue is to determine the scope of the derecognition approach. In the second issues, it was pointed out that the application of the Dual Model based on the lessor's typical business models has neglected the a medium residual value "intermediate leases" that transfer or retain a part of the underlying asset.

Next, this paper examined the characteristics of applying the derecognition approach to intermediate leases. The characteristic is the description of two types of investment with different risks, "providing finance" and "providing flexibility". Applying the derecognition approach, the lessor recognizes the receivable and residual asset as assets. After that, the interest on the receivable and the interest on the residual asset are recognized as income. Therefore, this paper indicates that the derecognition approach is a proper accounting procedure for the financial representation of intermediate leases with both credit risk and asset risk.

Finally, this paper focused on the sharing economy as a change in the lessor's economic and social environment. It was pointed out that new business models that differ from the lessor's typical business models can be created, which can bring to light the modern significance of revisiting the financial representation of intermediate leases.

This paper believe that the conceptual understanding clarified will be useful in the future when it becomes necessary to restructure the lease accounting model beyond the dichotomy of transfer or retainment of underlying assets.

Measurement Objectives and Applicable Discount Rates in Retirement Benefit Accounting

Shun TAKAI
AOYAMA GAKUIN UNIVERSITY

Current accounting standards for retirement benefits require present value measurement using the rates of return on high-quality bonds as the discount rate. It is sometimes explained that this present value measurement is necessary to reflect the time value of money since a considerable between the date as employees render the services and the expected date of payment. However, the reflection of the time value of money is not essential in financial accounting, and the discount rate is having alternatives. This paper examines the applicable discount rate for retirement benefit accounting in relation to the selection of the discount rate for present value measurement and the measurement objectives. The rate of return on a high-quality bond, which is used as the discount rate in the current accounting standards for retirement benefits, is a discount rate that corresponds to the objective of valuing retirement benefit obligations at market value or reflecting only the time value of money. However, what is the meaning of the valuation of retirement benefit obligations and the recognized interest cost based on such measurement must be questioned, and it is necessary to examine it concerning the objective of accounting.

Ⅴ　諸規則

編集委員会規程

（趣　旨）

第１条　会則第３条第２項にもとづく編集委員会の運営は，本規程によって行うものとする。

（構　成）

第２条　編集委員会は，委員長，委員および幹事で構成する。

②　委員長は，会長が指名し，理事会の承認を求める。

③　委員および幹事は，委員長が指名し，速やかに理事会の承認を求める。

（任　期）

第３条　委員長の任期は，就任後３回目の研究大会終了の日までとする。再任は妨げない。

②　委員および幹事の任期は，委員長の任期に準ずる。再任は妨げない。

（業務内容）

第４条　編集委員会は，『国際会計研究学会年報』（以下，『年報』という。）の編集および発行に関する業務を担当する。

②　編集委員会は，本会の会員に対して原稿の募集を行う。また，必要に応じて原稿の執筆を依頼することができる。

③　編集委員会は，原稿の枚数，内容等によって，その掲載を拒否ないし制限することができる。

（年報の発行）

第５条　『年報』は，原則として，年２回発行するものとする。

（掲載内容）

第６条　『年報』に掲載する論文および報告等は，次のものとする。

　１　編集委員会の募集による会員の原稿（以下，応募原稿という。）

　２　編集委員会が依頼する以下の原稿（以下，依頼原稿という。）

　　（１）　特定のテーマについて執筆されるもの

　　（２）　国内外の学会動向や年度総括的なもの

　　（３）　研究グループ報告

　　（４）　その他

（執筆者の資格）

第７条　前条による応募原稿の執筆者は，本会の会員（院生会員を含む。）に限る。ただし，編集委員会が認める場合は，その限りでない。

（査読制度）

第８条　第６条第２号（1）の自由論題応募原稿には，査読を付するものとする。ただし，

統一論題応募原稿はその限りではない。

② 査読制度の運営は，別に定める査読制度に関する申し合わせによる。

③ 査読による審査を受け，掲載が決定した応募原稿には，編集委員会がその旨を明記する。

（著作権）

第９条 『年報』に掲載された原稿の著作権は，本会に帰属するものとする。

（本規程の改廃）

第１０条 本規程の改廃は，理事会がこれを決定し，会員総会で報告するとともに，速やかに本会ホームページにおいて会員に周知する。

（附 則）

１．国際会計研究学会編集委員会 2011 年 12 月 14 日決定

２．この規程は，令和元年８月 31 日から改正施行する。

査読制度に関する申し合わせ

1　査読者の決定

（1）編集委員会委員長（以下，委員長という。）は，応募原稿の査読担当候補者を選出するための編集小委員会を設けることができる。

（2）編集小委員会は，委員長ならびに委員長が指名した編集委員会委員（以下，委員という。）および編集委員会幹事（以下，幹事という。）で構成する。

（3）編集小委員会は，各応募原稿につき査読担当者候補３名を選定し，編集委員会に諮る。なお，査読担当者候補３名のうち１名は，委員でなければならない。

（4）編集委員会は，編集小委員会の提案をもとに査読担当者を決定し，査読を依頼する。

（5）編集小委員会を設けない場合には，編集小委員会の業務は，編集委員会が行う。

2　査読手続

（1）査読担当者は，２（２）に規定する査読評価の基準および２（３）に規定する査読方針にしたがい査読を行い，２（４）に規定する査読結果およびそれに至った判断理由を回答期日までに委員長宛に書面にて報告する。

（2）応募原稿の査読にあたっては，次の査読評価の基準により評価を行う。

① 有用性：学界等に貢献があり，論文を公表することに意義がある。

② 新規性：論文として新規性および独創性がある。

③ 信頼性：構成が論理的であり，表現についても適切である。

（3）応募原稿の査読にあたっては，次の査読方針により評価を行う。

① 「有用性」あるいは「新規性」に優れている場合には，積極的に採択する方向で検討する。

② 査読結果として「修正の上，掲載可」とする場合には，応募原稿執筆者がどの部分をどのように修正すれば掲載可とされるのかを具体的かつ明瞭に指示する。

③ 「新規性」について問題がある場合には，既発表文献を引用するなどして具体的に指摘する。

④ 査読担当者は，確認できない内容や事実に関しては，応募原稿執筆者に追加的な説明を求めることができ，査読担当者はその説明にもとづいて評価を行う。

⑤ 再査読にあたっては，前回の査読結果との論旨の一貫性を保持する。

（4）応募原稿の査読結果は，次の①から⑤のいずれかを選択する。

① 無修正掲載可　５点

② 語句等の一部修正の上，掲載可　４点

③ 趣旨に変更のない修正の上，掲載可　３点

④ 趣旨に影響する修正が必要であり掲載は厳しい　２点

⑤ 掲載不可　１点

３　掲載論文の決定と原稿の修正

（１）編集委員会は，査読担当者から委員長に報告された査読結果を基にして，査読担当者３名全員が査読結果５点である論文を掲載対象論文として決定し，当該論文の執筆者にその旨を伝える。それ以外の論文については３（２）にしたがって掲載対象論文の仮決定を行う。

（２）掲載対象論文の仮決定は，原則として，査読担当者３名のうち少なくとも２名の査読結果が３点以上であることを条件とする。ただし，他の１名の査読担当者の査読結果が１点である場合には，この限りではない。

（３）編集委員会は，３（２）で仮決定された論文執筆者に対して回答期日までに査読担当者の指摘事項につき修正するよう依頼する。

（４）査読担当者３名のうち委員である査読担当者が修正結果について確認し，編集委員会に報告する。

（５）編集委員会は，３（４）の報告結果にもとづいて掲載の決定を行う。

（６）編集委員会が指定した期日までに修正論文の返送がない場合には，投稿を辞退したものとみなす。

４　同一執筆者による複数原稿応募の取扱い

同一執筆者が複数の原稿を応募する場合には，第１著者としての原稿の投稿は１論文に限る。同一執筆者を第１著者としない複数論文の投稿は制限しない。ただし，複数論文について査読担当者が掲載を可としても，複数論文を掲載対象論文とするかどうかは委員会で決定する。

５　本申し合わせの改廃

本申し合わせの改廃は，編集委員会の過半数の賛成によって発議し，理事会がこれを決定し，会員総会で報告するとともに，速やかに本会ホームページにおいて会員に周知する。

（附則）

１．国際会計研究学会編集委員会　2011 年 11 月 21 日決定

２．この規程は，令和元年８月 31 日から改正施行する。

『国際会計研究学会年報』執筆要領

１．表紙

表紙には，論題，執筆者名，所属および肩書き，論文要旨（日本語（横 30 字×縦 25 行以内））を記載する。

２．原稿の様式

応募原稿は, MS Word による横書きで, B5 判, 横 40 文字×縦 37 行とし, 余白は上 25mm, 下 20mm，左・右 20mm をとる。原稿は，原則として，刷り上がり 15 頁前後とする。ただし，編集委員会が妥当と認めた場合には，制限頁数を超えることができる。

日本語は MS 明朝，英語は Times New Roman とする。見出し，図，表の題目は MS ゴシック（太字）とする。漢字，ひらがな，カタカナ以外の文字（例えば，数字，アルファベット）は半角にする。文字化けを避けるために，特殊なフォント文字は使用しない。フォントサイズ等は次のとおりである。

論題	14 ポイント	センタリング
執筆者名	11 ポイント	右寄せ
所属	11 ポイント	右寄せ
論文要旨	10 ポイント	左寄せ
本文	11 ポイント	左寄せ
見出し	12 ポイント	左寄せ
注（文末）	10 ポイント	左寄せ
参考文献	10 ポイント	左寄せ

３．スタイル

本文の節，項等については，以下のようにする。

（１行空き）
Ⅰ　見出し
（１行空き）
本文
１．見出し
本文
(1)　見出し
本文
注
参考文献

４．表記

現代仮名遣い，当用漢字，新字体を使用する。接続詞（および，ならびに，また，ただし等）についてはひらがなを，数字についてはアラビア数字を使う。また，外国人名については原語により表記する。なお，本文の句読点は，句点（。）と読点（,）とする。

５．図表

図と表は必要最小限にとどめ，それぞれ通し番号（図１，図２，表１，表２･･･）を付すとともに，簡単な見出しをつける。

６．引用および注

文献を引用するための注については，本文の該当個所に次の様式で記載する。

［例］（Sprouse and Moonitz［1962］，pp.23-24）（年号については西暦を，表記にあたっては半角文字を使用する）。

また，人名の表記において日本人については姓のみとし，頁の表記においてドイツ語文献についてはＳを，和文献については頁を使用する。なお，上記の表記法においては区別ができない場合には，人名については Sprouse, R.T.または高須教夫のようにフルネームに，年号については年号に a，b を付す。

説明のための注については，本文の末尾に一括して記載する。なお，かかる注については本文の該当個所に(1)，(2)のようにルビ上ツキで示す。

７．参考文献

研究に引用した文献（論文，著書，URL 等）のリストを本文の最後に，和文献と洋文献を区別せず，著者名のアルファベット順に次の様式で記載する。

・和書　著者名［出版年］『書名』出版社名。
・論文（和）　著者名［出版年］「論文名」『雑誌名』第○巻第○号，○-○頁。
・洋書　family name, personal name［出版年］，書名，出版地（または出版社名）.
・論文（洋）　family name, personal name［出版年］，“論文名，”雑誌名, Vol.○, No.○, pp.○-○.（ドイツ語文献等については Vol，No，pp 部分を適宜変更する。）

なお，personal name については R.T.のように省略する。また，論文の頁数については当該論文のフルページを記載する。さらに，出版年については西暦で記載する。

著者が複数の場合，日本人については中野常男・高須教夫・山地秀俊のように，外国人については Sprouse, R.T. and M. Moonitz のように記載する。

論文が著書の１章に該当している場合，和書については

著者名［出版年］「論文名」編著者名編［出版年］『書名』出版社名，○-○頁。

洋書については

family name, personal name［出版年］，“論文名，”in family name, personal name (ed.)［出版年］，書名，出版地（または出版社名），pp.○-○.

とする。

訳書については，原著書を使用しない場合には和書に準じた取扱いをする。原著書を使用する場合には，原著書について洋書として記載した後に，括弧書きで訳書を記載する。

［例］Littleton, A.C.[1933], Accounting Evolution to 1900, New York（片野一郎訳［1978］『リトルトン 会計発達史（増補版）』同文舘出版）.

なお，編著，訳書については，それを引用文献として実際に使用する場合を除いて［出版年］の記載は必要ない。ただし，その場合には，編著，訳書の出版地（または出版社名）に続いて出版年を記載する。

８．その他

書式の統一を図るため，文章，仮名遣いなどについて，編集委員会が修正することがある。

９．英文要旨

論題，執筆者名，所属および肩書き，論文要旨（英語，１頁以内）を記載する。

１０．本執筆要領の改廃

本執筆要領の改廃は，編集委員会の過半数の賛成によって発議し，理事会がこれを決定し，会員総会で報告するとともに，速やかに本会ホームページにおいて会員に周知する。

（附則）

１．国際会計研究学会編集委員会　2011 年 11 月 21 日決定

２．この規程は，令和元年８月 31 日から改正施行する。

編集後記

本号には，国際会計研究学会第 37 回研究大会（2020 年 8 月 28 日から 8 月 30 日，京都大学にてオンラインで開催）で発表された報告のうち，統一論題の応募論文 3 篇，自由論題の応募論文（査読論文）2 篇，が掲載されている。上記の査読論文 2 篇は，自由論題の応募論文から厳正なる査読を経て採択され，掲載された。その他に自由論題の応募論文が 4 篇あったが採択されなかった。統一論題の応募論文は査読を経ずに掲載している。

本号の発刊にあたり，査読を快く引き受けていただいた会員の先生方及び編集委員の先生方には，学会の発展のために多大のご貢献をいただいた。また，編集委員会幹事の小形健介先生（大阪市立大学）には，編集作業すべてにわたり委員長を補佐し，発刊までこぎつけていただいた。これら諸先生のご貢献なくしては無事発刊できなかったことであろう。ここに，深い謝意を表したい。

なお，本学会第 8 代会長の平松一夫先生が 2020 年 12 月 2 日に逝去されました。平松先生は本学会に多大な貢献をされましたが，平松先生の生前の御遺徳を偲び，6 篇の追悼文が寄せられましたので掲載いたしました。平松先生の御冥福をお祈りいたします。

編集委員長　柴　健次

編集委員会
委員長　柴　健次
委　員　井上　達男　川村　義則　向　伊知郎　米山　正樹
幹　事　小形　健介

Bulletin of Japanese Association for International Accounting Studies, 2020, Vol.1・2 (No.47・48)

国際会計研究学会　年報

－2020 年度第 1・2 合併号（通号 47・48 合併号）－

発　　行　2021 年 7 月 15 日

編集・発行　国　際　会　計　研　究　学　会

（事務局）

大阪産業大学経営学部

堀古　秀徳研究室内

印　刷　所　有限会社　玉　新　社

〒173-0004　東京都板橋区板橋 1 丁目 35 番 6 号
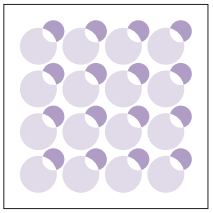
TEL　03－3579－9351　　FAX　03－3579－9338